

辭表を呈出せし處、ケプリーアは勿論喜んで之を受理したり。斯くしてケプリーアは參議院と協力の上、別に財政案を準備せしが、此案に就いては殆ど之を論ずるの要なし、何となれば幾多の非難歷然たればなり。其第一は到底實行する能はざることなり、蓋し今回の財政案に於ては一八七九年の收入を九百八十三萬七千磅と見積もりたれども、これ審査委員等の見積總額九百六萬七千磅を越ゆる事八千萬磅にして、審査委員等の見積と雖、尙樂觀に傾きたるの厭あるに、今參議院の見積額に従ひて收斂せんと欲せば、再び過去に於けるが如き壓制に訴へ、現在の爲めに將來を悉く犠牲となすにあらざんば、到底此收斂を行ふこと能はざるなり。第二にはケプリーア及び彼の顧問官等は國庫破産と云ふが如き事をば非常なる不名譽として之を斥けたりと雖、彼等の提議に係れる精算法は實際に於て破産令を構成したるものにして、總括公債の利子の如きも、假令後日に於ては幾分か利率を上ぐべき希望なきにあらざるも、今は六分より五分に減せらるゝに至れり、故に實際に於ては審査委員等がケプリーアに出したる文書に説明せしが如く、參議院の編成したる財政計畫は、破産の宣言に對し抗議

せしに拘らず、一方に於ては其眞實なる事を保護したりしなり、而して是等の反對すべき理由のみにて、參議院の財政計畫は到底實行せらるべくもあらず、況や更に一大遺漏あるに於てをや、乃ち一定の年額をケプリーア家の費用に宛つるの方法を採るにあらざんば、埃及の改革は全く絶望なるに、參議院の財政計畫は一百もケプリーア家の王室費に論及せずして、其基礎とする所以ケプリーアをして其個人的權力を恢復せしめ、並に上流の階級をして其特權を保有せしめんとするにありしなり、故に斯くの如くケプリーア自身の手に成れる政略の變更は、即時國內に影響を及ぼし、四月十九日に於けるカーンクンクセルスの報告には、以前下部埃及の監督長官として最も惡辣の手腕を振ひ、最も租稅收斂に成功したりし、ヒンパンヤが當時陸軍大臣の職に居るも、或は收斂の目的を以て、ペーラ地方に行きたることを報せしが、その後數日にして、ザガゼンにある英國副領事も亦新内閣の組織以來、事物は従前よりも一層不良に傾き、諸稅の四分の三及びムーカハツ基金の半額も、例の如き壓制手段に依りて徵收せられ、農民等は金錢に代ふべき綿及び穀類をも所有せざりしを以て、已むを得ず、一ヶ月に四分より五

分の利を附して高利貸より金を借入れ、租税を拂はんと苦心せるに反し、上流貴族の徒は随意に地租を拂ふのみなり、而して先頃此に來りたる時、下部埃及の監督長官たるオーマー・パシ・ルビは如何なる手段に訴ふるも、金錢を徴集せんが爲めに嚴酷なる命令を傳へたり、一言にして當時の狀態を感さんか、新内閣の組織せられたる以來、舊時の弊害は直ちに復興せられたりと云ふべきのみ、而して當時國債整理委員會は如何なる行動を取るべきを考察したるが、此際、如く變更したる事情の下に取るべきの方法は他に存在せざりしに依り、終に埃及政府に對する訴訟を混合法廷に提起するに至りたり。

余は是等の事件の發生したる以前より埃及を去らん事を望み居たりしが、余は埃及に於ける余の事業に對しては深き興味を有せしに依り、埃及の財政をして確固たる基礎の上に立たしむべき希望ありし間は去就に惑ひしも、今や此希望も水泡に歸せんとせしかば、終に辭表を呈出し、一八七九年五月二十四日を以て埃及を出發せり、されば此時より余が後再びイスマーエル・パシ・ルビの後、會計監督長官として埃及に歸任するに至りしまでは、余は自身の個人的經驗より埃及の

事件を論ずる能はず、而してオー・クワン・ド・ユル・ピンは余に代りて國債整理委員の一人となれり。

第八章 イスマール・パシャの廢位

(一八七九年四月より六月に至る)

ケアーンの處置は歐洲列強を因惑せしめたり——土耳其、英官利、佛蘭西、伊太利、國
及、及び境地利等諸國の位置——英佛兩政府は歐洲人火器等の地位を要求す——ケ
アーンは英佛兩政府の要求に應ぜず——財政監督再始に關する問題——獨逸政府
はケアーンの處置を訪問す——英佛兩政府はケアーンに退位を勸告す——ケアーン
は終にサルマンに哀願す——サルマンはケアーンを廢位せり——ケアーンは公の
登位——イスマール・パシャ埃及を去る——イスマール・パシャの治世に對する感想。

ケアーンが歐洲人の大臣等を解任するや、埃及事件に利害の關係を有する諸強
國は甚しき困惑を感じ、殊に歐洲中重要な地位を占むる各政府は、皆主張すらく、
埃及問題の解決にして苟くも一般的の性質を帯ぶるものは、如何なる問題にて
も之に容喙するの權ありと、而して小局部に關する各種の困難は實に至大なる
に更にその困難を増大せしめたる原因あり、これ如何なる國にても斷然たる處
置を取る能はず、若し之を取らば相背馳せる國際的利害を衝突せしむるの虞あり

りと云ふ事なり、而してサルマンも埃及に對する其宗主權を危うせざるんが爲
めに亦この問題の渦中に入らざるべからず、然れども埃及に對する土耳其の政
策は由來不定不常にして、此當時土廷の人々は密に謂へらく、如何にかしてケア
ーンを廢する能はざるべきか、メヘメッド・アリが兵力を以て埃及を半獨立國と
なせし以來、土國政治家が常に抱ける埃及再併呑の希望を現實にせしむべき機
會に對着せしにあらざるべきか、アリーの子孫等は甚しく其權力を濫用し、國民
は壓制の下に呻吟せしかば、歐洲列強も其處置を喜ばず、是等の事情の綜合せる
結果は往年の勅令を取消し、土耳其より一人の太守を派し、軍隊の後援を以て埃
及を支配するは果して可能なるべきや、翻つて考ふれば歐洲より來るべき干渉
も幾分か危険なり、列強は失敗を名として支配者を廢するの主義を埃及以外に
も適用するに至るやも計られず、或は又當時に有力となれる輿論の制敵はカ
レスの格言を適用し、審査委員等が埃及に對して提言したる議論の大部分を、別
名の下に土領の他の部分にも適用し得べしと主張するに至らざるべきやと、更
に自問自答を重ねたりしが、土廷の配慮せし所も亦相應の理由を備へたり、此續

論より推せば、ケアーズが英佛に對して反抗的態度を取れるを嘉し、歐洲人の大臣任命には反對なる彼の意見を獎勵後援するは得策なるが如く思はるゝも、同時に亦外交上顧みざるべからざる點あり、若し英佛兩政府にして唯一通り土廷と相談するの外面を装ひ、其實は兩政府の發議を以てケアーズを廢位するに至らんか、ケアーズの位地は如何なるべきぞ、世界は土耳其の埃及に對する主權を以て、單に外交上一片の辭柄に過ぎずとなすに至らん、故に土耳其は直ちに運動を開始し、他國をして運動を取る能はざらしむるの方法を運らすは一層得策にあらざるやと、土廷は頗る疑惑して、容易に其方針を決定する能はざりき、蓋し土帝は外面には巴ひなく文明の風を装ふも、其實内政の方針に於ては、其祖先がボスフォラスの沿革に於て東羅馬帝國に對峙せし當時の遺風を脱する能はざりし人なるが、土帝の爲めに計れば時機の未だ至らざるを回想し、他の事件の續起するに至るまでは決して断然たる行動を取らざるを最良の策なりとす。

英國の困難も亦極めて大なり、其埃及に於ける政治上の利害關係は、決して袖手傍觀するを容さず、然るに今や英國の政治家が忌避せざるべからざる政略を無

理に行はざるべからざるの危險に陥らんとす、三十年前、天才の一文豪ヤングレイヤの言に、英國人は印度を保持せんとして手を伸ぶる結果として、終にナイル河畔に根據を据ゑ、以て地方統治の位地となすに至るべしと云ひたりしが、至極の注意を拂ふにあらざれば、この豫言の適中せんも計られずして、アンジロ・サクソン種族は業に已に世界を蓋ふが如き廣大なる版圖を支配するの責任あるに、更に埃及を統治するの重荷をも負はざるべからざるに至らんとす、而して英國の外交は時としてはその方針を誤りたることなきにあらざるも、實際は正直なりしが、常に埃及の煩累を脱せんとし、あらん限りの手段を盡し來りたるに拘らず、諸種の事情により到底外交的行動のみを以て抑壓するを得ず、是に於て埃及は終にヤングレイヤの描きたるが如き人の手に落ちんとす、假令或は埃及併呑に反對し、或は冷淡に、或は併呑せしめざらんとして全力を盡すも、終には巴ひを得ずして併呑せざるべからざるに至るやも計られず、又併呑したる場合に於ては、回回教徒は寧ろ事の成行を以て天命と觀すべきも、歐洲人は國際的嫉視の觀念に驅られ、英國人が隱密に深謀を運らしたる結果に歸し、英國の政略を以て例

の如く不眞實なる慣用手段と稱すべきなり。
 然るに一方に於ける佛國の外交政略は、主として英國がナイル河邊に壟断なる根據を握らんとするを妨止せんとするにあり。但し此政略は巴里企業家組合の財政的必要及び或は之に類する事件の爲めに阻礙せられたり。且つ佛國の所見に於ては政治的療法を以て政治的病根よりも一層害悪なるものとなし、土耳其の埃及占領に反對せり。英佛兩國聯合して埃及を占領するは、後來兩國の紛争を醸すべき所以なるは、佛國政府の能く看破せし所なり。況やビュマール公の露骨なる譚議あるをや。その言に曰く、埃及が英佛兩國の占領に歸すべきは、恰もシムスウイ、グ・ホルヌ・カイン地方が獨逸の二ヶ國に於けるが如くなるべしと。佛國は輕卒に英國と聯合して埃及を占領するものにあらざるなり。而して又伊太利は如何にと問へば、埃及が歐洲列強の分割を受くべき時に際しては、同國も固より一指を染むべきを期し、オスカコー及びネーブルス地方に於ける農民の狀態を改良すべき事の利益なるをも忘れ、野心を包藏して其時機を窺ひ居りしなり。歐洲列強の中、露國は埃及に對し、毫も小局部に關する利害關係を有せざるを以

て超然主義を採り來りたり。然れども時局の成行如何に依りては何事か同國に利益を與ふべき事の起らざるとも限られず。殊に一の回々救國にして破壊するに至らば、東洋人等は自ら其國務を處理する能はずと云へる新しき證據を世界に示すべく、爲めに土耳其に附屬する領地に對し、繼嗣權を主張せんとする人は、始終事の成行を觀望すると共に、土耳其を保護して外國の蠶食を防期するが如き態度を裝ひて、外交上幾分の利益を占むるに至るやも測られざるなり。有名な露國外交家は、今日に至るまで吾人は主として北方に於てのみ土國の勢力を奪ひ來りたり。而して南方に於ては吾人が土耳其の勢力を保護するも敢て大なる利益を占むる能はざるなりと云ひたりしが、此言に徴するも露國は敢て銳意盡力して埃及事件より利益を收めんと欲する者にあらざれど、一旦時機の到るあらば、敢て人後に落つべきにあらざり。次に獨逸及び埃地利は如何と云へば、此兩國は今日に至るまで深くは埃及事件に關係を有せざりしが、英佛兩國が聯合して其共同の政略を遂行するは、勿論獨逸政府の喜ばざる所殊に幾多の獨逸債權者等は埃及政府に對し、混合法廷に於て貸金支拂の判決を得たるを以て、若し埃及

政府にして其支拂を了せざらんか、ビスマーク公は直ちに其理由を詰問するに至らん。又若し獨逸の如き大陸軍國にして苟くも公然詰問を發したる以上は、満足なる回答を得べきを期するは、初めより明白なる事なりとす。

是を以て埃及政府に對し第一の發議をなすの責任は、自然英佛兩政府の上におり。若し能ふべくんば、イスマーニール・パシャを廢位するが如き極端なる處置に出でざるこそ願はしけれ。パシャにして退位を肯んせざらんか、力を用ふるの必要あり。果して然らば其避けんを欲したる政略を採用せざるに至らん。殊に歐洲人大臣等一同を解任せるは、ケアリーの失策にして、兩政府に對し甚しき國際上の非禮に當れども、此事とても敢てケアリーが堅く協約を破りたりと云ふ程にもあらず。るを以て、如何なる點より考察するも、極端なる手段に訴ふる以前に於て、先づ埃及政府に抗議を試み、以て事の成行を見るは、最も得策なるべしと思はれしなり。

故に英佛兩政府は相互交渉を重ねたる後、同一の行動を取るに決し、四月二十五日に於て、サリスメリー卿は、サー・フランク・ラッセルに訓示を與へ、左の使命を埃及政府に傳へしむるに至りたり。

英國政府は埃及國の運命に關し、必然的に深厚なる同情と關係とを有せざるべからざる事を願み、自然に埃及の國力を發達せしめ、亦善良なる政府を有せしめん事を希望するに至り、從來の政略は一として此方針に違ふ事なかりしは、ケアリー殿下の熟知せらるゝ所なり。又英國政府は今日に至るまでケアリーの獨立とケアリー朝の保存とを以て上記の目的を達すべき必要なる條件なりと信じ、佛國政府も亦等しく同一の意志を懷抱し來りしは、英國政府の保證する所なり。……然れども將來の改革事業及び英佛兩政府に對する態度に關しては、殿下は稍躁急なる決定をなせしが如き觀あるを以て、吾人は唯この一事を以て能事終れりとなすべきものにわらず、要は殿下將來に於ける實際の行動如何に鑑み、殿下が果して近時の約束を實行するの意を有せらるゝや否やを判断せんと欲するなり。故に萬一殿下にして此布令及び保證に因り自ら實行の責任を有する各種の義務を無視し、且つ英佛兩政府の推薦に依りて其位地に居れる歐洲人大臣等の助力を拒絶せんとするが如き行動を繼續せられんか、英國政府は已むを得ずして、殿下近來に於ける契約無視の行動は

眞實に殿下の意中より出でたる者にして、全く熟慮の上より公然英佛兩政府に對する好意及び友情の關係を断絶したる者と見做さざるべからず、愈斯くの如き場合に至らば英佛政府は埃及に於ける各自の利益を保護せんが爲めに、又埃及の爲めに善良なる政府及び一國の繁榮を興ふべき最良法を講せんが爲めに、全く自由なる行動と認識とを取るに至るべきなり。

初めケアーズは歐洲人の大臣等を解任せし時に當り、其處置の甚だ重大なる性質を有することは豫め自覺し居りしなり、然れども最初の企圖に於ては他くまでも反抗的態度を取るに決し、上位の軍隊將校等を召集し、己れに對して眞實なる忠義を誓ひ、如何なる外敵にも抵抗して國土を防禦すべきを命じ、且つ同時に兵力をも増大ならしめたりしが、その後間もなく軍人等の忠誠も敢て深く信頼する能はざることを發見するに至りたり、而して此邊の消息に關し、チャーランクラッセルスは四月十六日の報告に於てその大要を記し、新内閣の苛政に依り國內に於ては一般に不幸の状態を生じ、怨嗟の充滿せるを報じたりしが、その一節には、事情斯くの如くにして不平不満の念は大分軍隊中にも蔓延し、壓制に苦

める人民中より召集せられたる兵卒等は勿論、將校中にもケアーズに對して不平を抱くもの多きに至れりとの報あり、殊に將校等は歐洲の干渉には絶對的に反對の念を有するも、亦ケアーズを以て國家に災害を蒙らしめたる張本人なりと信ずるに至れりと記載せらるゝに至りたり。

而して英佛兩國の總領事等が、四月二十五日に於けるサリヌペリー卿の使命をケアーズに傳ふるや、彼は痛く悔恨の色を見はし、英佛兩政府に對する非禮の罪を謝したりしが、歐洲人大臣等を復任せしむるの件には同意を表せざりしなり、然れども埃及にある如何なる人の目より見るも、彼等の復任は縱令能ふべしとするも決して願はしき事にはあざりしなり、而して又如何なる形式に於て歐洲人等が埃及の政治に參與すべきやは、種々議論の繁る所なりしも、結局財政監督復興の如きは満足なる結果を生ずべき希望少く、監督官の如きは如何なる名義上の權利を附與せられたるにせよ、何等の實權をも握る能はず、如何なる外部の勢力も、ケアーズ及び人民の助力も、同情も、皆悉く之を得る能はず、退歩的にして且つ思想を異にせる土耳其黨の大員等と連合して事務に當れり、斯くの如き

状態の下には彼等の財政監督も實際有名無實に過ぎざるべく、若し彼等にして任命を受けたる曉には、何時瓦解せんも計り難き埃及の財政に對し、英佛兩政府は少くとも外見に於ては幾分の責任を負はんとす。故に英佛兩政府は早くも悟る所ありて、財政監督復活の議を撤去するに至りたり。

然れどもイスマイル・パシヤが國政を主理する間は、埃及問題の到底満足なる解決を見る能はざるは目を追うて明瞭なるに至りしが、此際における獨逸政府の行動は早晩軌らざるべからざる決断を促し、一層早く時局を落着せしむるに至れり。獨逸政府はカイロなる總領事に訓示し、ケアーズに對して、獨逸政府は埃及政府の發したる四月二十二日の布令を以て、埃及政府が隨意に國債に關する諸件を整理し、以て現に存在し且つ公認せられたる各種の權利を没却せんと欲する者なりと信じ、斯くの如き埃及政府の行動を目して公然國際諸規約を破毀したる者なりと認めたり。故に該布令は混合裁判の權能及び獨逸帝國臣民の權利に關しては、全然法律上の檢束力を有するものにあらずと断定し、且つケアーズをして斯くの如き不法なる處置より生ずる全體の結果に關し責任を有せしめ

んと欲するなりとの宣言をなさしめ、之に續いて歐洲各國は皆悉く獨逸政府の通告と大同小異の抗議書を送するに至りたり。而して形勢已に斯くの如き以上ケアーズの末路は已に近づきたり。サー・ラッソク・ワッセルも亦サリスベリ卿の訓示を受け、六月十九日を以てケアーズに傳へて、英佛兩政府は聯合してケアーズ殿下に對し、殿下が直ちに退位して埃及國を去るべきことを正式に勸告するものなり。殿下にして此言を納れんか、兩國政府は協同盡力して殿下の爲めに相應の退隱料を支出せしむる事、及びケアーズ公をして殿下の位を相續せしむべき事を取計ふべきなり。然れども殿下にして兩政府の勸告を拒絶せられんか、兩政府は已むを得ずしてサルタン陛下に交渉し、其結果は殿下の退隱料とケアーズ公の相續とを無効に歸するに至るべきを明白に陛下に傳へんと欲するなりとの意を致したり。而して此告文中ケアーズ公の相續云々を記載せしは、此場合に當りて然かなすべき必要ありしを以てなり。蓋し同々赦の律令に従へば、ケアーズ・パシヤ公は正當なる相續者に當れども、往年ケアーズは莫大の賄賂を土帝に贈り、一八七三年六月二十八日の敕令を以て、一子相續權の讓與を得

たりしなり、然れども當時に及んでは此相續權も幾分無効に歸すべきの虞あるに至り、土廷は近來ハリム公の相續を是認せんとするが如き傾向を有したりしなり。

サー・フランク・ラッセルが佛國總領事と協同して、ケマールに退位を勸告すべきの訓示を受けたる時に當り、サリスマベリ卿は別に又左の公文を發し、英國政府は此決斷をなすに至りたるの理由を説明したり。

歐洲人大臣等の解任を見るに至りたる事件を調査するに、ケマールは實際心中に於て委員等の提出に係るケマールの權力制限の議を容れたるにわらず、唯外面に於てのみ一時讓與をなしたるも、其讓與をなしたる直接の目的を達したる曉には、直ちに従前に於けるが如く十分自己の特權を恢復せんと欲せしは毫も疑を容れざるなり、然るに英佛兩政府は十分殿下に熟考の猶豫を與へ、緊急なる處置を改めしめ、又彼にして眞に意ありとすれば、再び従前の如く國際委員會の確定したる所に従ひ、改革の途に出でしめん事を欲したりしが、殿下はその機を利用して眞實の利益を計るを忘れ、反つて其猶豫の時日を境

詰なる租稅收斂を再始するに用ひ、以前に於けるが如く人民を困めて徒に國庫の充實を計りたるなり、茲に於て英佛兩政府は、四月二十五日、殿下に警戒を與へたる通牒の旨意に従ひ、埃及に於ける兩國の利益を保護し、且つ埃及國の爲めに善良なる政府を備ふるの策を講ずる外は、他に取るべき道なきに至りたり、而して又埃及國の惡政を矯正せんが爲めに、今日に至るまで講せられたる手段は、悉く失敗し終りたるは人々の能く知る所にして、歐洲列強がこの上にケマールを補助してその惡政の結果を避けしめんと企つるも結局無効なるべく、徒に將來に於ける列強の責任を重からしむる過ぎざるなり、加之ケマールは改革に關する總ての計畫を阻止すべき勢力を有し、亦其勢力を使用せんとする決心を要せらるゝは、之を各事件の経過に顧るも毫も疑ふべきの餘地を存せざるなり、然れども埃及國過去の歴史に鑑み、歐洲列強が同國に對し一も利害關係を有せず、又其國の運命を坐視するの位地に立つを得べくんば、此際斷然埃及と關係を絶ち、其國の君主と臣民等との關係に對しては將來何等の干渉を試みざるを以て、最も得策なりと信すべきものなれども、列強は

兎も角英國のみは此政略を探る能はずして、地理上に於ける埃及の位置及び埃及國家の要素たる實際の國情に對し英國が常に關係し來りたる責任は、自然に英國をして埃及の盛衰興廢を度外視する能はざらしめたり。此故に歐洲列強は義務及び利益の兩點より全力を盡して埃及國を保護し、東洋諸國を逼りて常に紊亂の源因たるの失敗を矯正せざるべからざるの責任を有するなり。想ふに埃及の場合に於ては國家の害毒未だ膏肓に入らざれば、現時直ちに小規模の改革を適用せば、悉くその害毒を治療し得べきが如き状態にあり、然るに唯ケア、ア、アの性質はこの改革に對する唯一の障礙なるが如く思はるゝと同時に、財政上の困難は必ず壓制の基となるべく、且つ彼の不信義は矯治策を行はんとする總ての友情ある盡力をも徒に無効に歸せしむべきを以て、政略の變更は支配者の變更をなすにあらざれば、到底之を行ふ能はざるを悟らしむるに至りたり。而して事茲に至り、歐洲列強の盡すべき義務は、ケア、ア、アに其權威を附與したるサルマンに對し、直接に列強の意志を通知するにあれば、元來此事は非常に重大なる處置にして、其結果或は單にケア、ア、ア一人のみ

ならず、一家全體を擧げて之を不幸の極に沈淪せしむべき處あるを以て、要は先づ英佛兩政府の意志をケア、ア、アに傳へ、彼をして成るべく其名譽と利益とを保持し得べき狀件の下に退位せしむるを以て、最も正當なる處置なりと信せしむるに至りしなり。

而して英佛兩國の總領事等がケア、ア、アに對して各、其本國政府よりの訓示を傳ふるや、彼は一時熟考の猶豫を乞ひ、後六月二十一日に至りては更に前記の總領事等に對して、事の始末を土廷に通知してサルマンの裁斷を仰ぎたるを告げしが、其實際は彼は幾分かの好望を土廷の救助に繋ぎ、密使を派して莫大の賄賂をサルマンに贈り、且つ英佛兩國のサルマンの權威を無視せんとする由を報せしかば、サルマンは深く嫉妬の念を生ぜり、故に今や他の一方に於て歐洲列強は悉く聯合し、獨逸、埃、地利、露、西、亞、及び最後に伊太利に至るまで、皆一同にケア、ア、アに退位を勸告したるも、此内伊太利の意志は比較的鞏固ならずして、始終イスマイル・パシャを補助するが如き傾向を示したるが、同時に土京駐劄の各國大使等はサルマンをして決してケア、ア、アを後援せざらしむる爲めに強硬なる抗議を土廷

に申出づるの要あるに至りたり。然るにカルマンの意見としては、若しケアニアの廢黜せらるゝ場合には、英佛兩政府獨立の行動より出でずして、カルマン自身より出でしめん事を希望したりしが、七月二十四日の夜に於て、佛國總領事トリクー氏は終に土廷より現ケアニアを廢位してハリムパシヤを以て彼に代ふべしとの通知を受くるに及びたり。而して此土廷よりの通知に接するや、時は已に深夜なりしに拘らず、英佛獨三ヶ國の總領事等は直ちにケアニアを其宮殿に訪問せしが、ナールワンクンツ、ヘルムスは記して曰く、後宮に於ては非常に驚愕騒動し、王母殿下の如きはケアニアの一身に危害を加へられん事を恐れ、決して歐洲人等を引見する勿れと哀願して已まざりしが、伺候したる人々は英佛獨三ヶ國の總領事等にして、且つレリッパ、パレも彼等に伴へる由を聞くに及び、ケアニアは始めてケアニアは定めて心氣充奮せしならんも、其態度は極めて沈靜にして、且つ飽くまでも退位せざるの意志を固持し、翌二十五日に至りては、最後の示威運動として兵員を十五萬に増加すべき布令を發し、其他にもアレキサンドリアの周圍

に河水を汎濫せしめんとするが如き無謀の建議をなすものもあるに至りしが、ケアニアも萬事已に休せしことを自覺し、所持の貴重品は已に悉くアレキサンドリアに於ける己れの遊船に滿載せり。之と同時に列強が土廷に對して加へたる壓迫は其功を奏し、ハリムパシヤを排してケアニアを埃及のケアニアたらしめんとすとの決議も希望通り遂行せらるゝに至り、カルマンの朝廷より前ケアニア、イスメール・パシヤに宛てたる電文中には、殿下がケアニアの位置に坐するは、從に國歩の艱難を共しからしむるのみなるを以て、サルタン陛下は内閣の決議に依りメヘメド・ナーフ・ク閣下をしてケアニアの位に就かしめん事を決定し、不日其勅令を發するに至るべし。而して此決議は同時にナーフ・ク閣下にも傳達せられたるを以て、陛下の命に従ひ、殿下は一切の國務より退讓せらるべしとの文言を記し、同時にナーフ・ク公にも電命してケアニアの位を嗣ぐべきを傳へしに依り、事茲に至りては最早一步も抵抗の餘地を有せず、最後の希望も水泡に歸したりしかば、ケアニアは直ちにナーフ・ク公を召し、内閣大臣等の面前に於て一切の權威を其手に傳へしが、當時の光景

は凄愴を極め、父子共に感慨の情に堪へざるが如くなり、而して即位式も一刻も猶豫すべからざるに依り、直ちに之を行ふに至り、一八七九年六月二十六日午後六時、サー・ラフンク・ウ・セルスはサリヌベリー卿に打電して、サー・ラフンク公の即位を祝せんが爲め、今夕本城に於て祝砲を放ち、殿下は又同所に於て正式に各國外交官、國務大臣、各省官吏、及び多數の人民を引見したりと報ずるに至れり、而してカイローの街區は人馬絡繹の光景を呈せしも、萬事悉く敏活迅速に處理せられたるを以て、新ケアニアの即位を祝する祝砲の轟々たるを聞かざりし内は、人民は未だイスマイル・パシヤの退位を知らざる程なりしなり、然れども猶遺憾せる一事ありて、それは前ケアニアを國內に在住せしめんは願はしからざる事たるを以て、或は彼をコンスタンチノープルに留むべしと云ひ、或はスミールナに遷移せしむべしと云ひ、種々の議論を生じたるが、イスマイル・パシヤ自身は伊太利皇帝の懇篤なる招待に従ひ、ネーブルスに餘生を送らん事を希ひ、六月三十日を以て急發程すべきに決したり、然れども前ケアニアは其出發に際し、敢て正式の送禮等を受くるを好まざる由を告げしに依り、各國の外交官等は一人も停車場に見

送の禮をなすものなかりしが、人民の多數は出發の光景を目睹せんとして四方より群集し來り、殊に後宮の女官等は皆黒装して停車場に來り、馬車の内に於ては聲を放ちて涕泣するもの多かりき、而して前ケアニアは其出發に臨み、群集に簡單なる挨拶をなし、人民の好意に其子を託する由を述べ、新ケアニアは其父及び兄弟等に告別の辭を與へしが、其光景の悲惨なる、場中の人々をして悉く涙を禁ずる能はざらしめたりと傳へらる。又イスマイル・パシヤのアレキサンドリアに到着するや、彼は其所有船「マール」に乘込みしが、同所駐在の英國副領事カルバート氏はその當時の光景を記し、船の内外は内國人及び歐洲人等公私の見送人を以て圍繞せられ、到る處敬愛の待遇顯著なるを見たり、而して殿下は其容貌風采中尙幾分か近時に於て甚しく心志を勞したるの痕迹を止めたりと、驍騁動は實に堂々として、亦極めて快活に見送人等に對して愉快なる言葉を放ち、悉く握手を交換して見送の禮を述べたりと報せしが、イスマイル・パシヤの政治は勿論不善たるに相違なかりしも、其没落に際して流石に光彩を放ち、最も甚しく彼を惡みし人と雖、最上の位地より斯くの如き境遇に顛落するに至りたる此末路

に對しては、一片哀憐の情を禁ずる能はずして、ペーコンの謂ひける如く、尙生ける間に於て己れの名譽の葬式に會するが如き憐れなる者は他に決して見る能はざるなり」との一言を聯想すべきなり。故に世上區々たる道法家と雖、靜穩なる夏日の午後、アレキサンドリア港に熱煙を殘して將に出發せんとするマール・サ號を見送るに當りて、必ずや大息して極端なる盛衰の變轉を嘆すべきなり。

イスマーイル・パシヤの在位中、埃及に起りたる事件は尙近時に屬するを以て、公平なる判定を加へんとするは甚だ難く、余自身と雖、至公至平に缺くべからざるの資格を具備せざるべきも、又自ら偏頗なりとは覺えざるなり。余はこの記述に於てイスマーイル・パシヤの行動を非難したりと雖、これ彼に對して厭惡の情を有したるが爲りにあらずして、余は事の始終を一貫し、彼に對しては憤怒の情よりは事る哀憐の念を懷きしなり。パシヤにして其閱歷の當初に於て歐洲冒險者等の手中に落ちずして、適當なる指導者を得たりしならんか、埃及近代史は或は其潮流を異にせしやも計られず、又イスマーイル・パシヤの如く、我慈心の孤獨と云へる語を十分

身に染みて經驗せし人は恐らく他にあらざるべし。而して彼に阿諛し、彼を利用して我慈を縦にせし歐洲人冒險者等の行動も亦深く尤むる能はず。パシヤ其人に關しては如何に甚しき非難あるも、善く事情を審にするとときは、變分か起すべきの點なきにあらざるなり。パシヤは唯急速に歐洲文明を埃及に輸入せんと欲したるも、如何に之を事業に施すべきや、殆ど彼の知らざる所にして、且つ亦その計畫を實行するに必要なる智識と經驗とを有せざりしなり。況や彼は全然無教育なるに於てをや、ナッソー・セハア・氏の言に依れば、氏は一八五五年、歐洲に歸航せる途中に於て、偶然イスマーイル・パシヤの取者たりし一英國人と同船し、其人よりパシヤの平生を聞きたりとの事なりしが、其人の言の正確にして、パシヤの平生を感ぜるは疑ふべくもあらざるを以て、下に其談話の一節を引照すべし。

「イスマーイル兄弟の巴里に滞在せる間は、見るもの聞くものは如何なるものにも之を買ひ入れざるはなく、彼等は恰も小兒の如く、上等の物品を見ても満足せず、馬及び馬車等は英國女皇、或は獨逸皇帝等の御用品の如き立派なるものを買入れたれども、置場所の不完全、掃除の不行屑等に依り、忽ち其用をなさ

ざるに至らしめたり。亦イスマーエル・パシヤが平生最も愛好する話對手は、其使令に供して左右に侍立する少年等のみにして、彼は庭臺椅子に倚り喫咽しつつ、長時間彼等と談話するを好み、然れども話題は何時も婦人に關する事か、或は之に類する事のみなり、彼は亦時としては佛語の小説を讀まんと試むる事あるも、一頁を讀み終らんに殆ど二時間を要すべし、又偶字を書く事あるも字形の大なる、恰も學校兒童の帳面中の字の如く、一章一句を書き終りたるの例を見ざるなり。

余のイスマーエル・パシヤに於けるや、其個人的關係は極めて親密にして、パシヤの英を濟すに足るべき程なり、然れども若しパシヤが埃及國中に於て正當に憎惡し得べき一人ありとせんか、其人は余に外ならず、これパシヤは余に對して親切なりしにも拘らず、彼の廢位に就て著しき運動をなし、殊に審査委員會に於て打撃を與へ、再び立つ能はざらしめたるものも亦余なりしを以てなり、然れども彼は決して長く其惡意を胸中に潜ましむる人にはあらずなり、想ふに何時如何なる人がイスマーエル・パシヤの政治を批判するにせよ、其批判は殆ど皆彼に對して好意を

有せざる者なるべし、彼が始めてイスマーエルの位に就きたる時、其地位は分は世上多くあるべくもあらずして、世界有数の富饒地に住せる至順なる人民に對して專政君主の位地に居り、勢力、位階、及び富有の程度に於ても、彼の如く榮華を極めたる人は殆ど世上に少かりしを以て、若し彼が相當に謹慎し居たらんには、彼の正當なる希望は悉く満足せしむるを得、且つ後世をして彼の名を追慕せしむるを得べかりしに、彼は自ら悉く是等の幸福を放棄し、徒に權勢を濫用して、終に其權性となり、其富を擄盡し、而も最後に歐洲列強の干渉を受けて、其位を廢せらるゝに至りし時、彼の國人等は外國干渉を厭惡するに拘らず、彼の末路を以て自業自得となし、其末路を悲む者は殆ど國內に存在せざりしなり。

世には往々廢黜せられたる君主にして、以前の臣民等が自己の復位を希望すべしと信ずる事もありと聞けども、余はイスマーエル・パシヤが此種思想を懷きたりとは信ずる能はず、若し懷きたりとすれば、彼は現れり謂ふべし、彼はその廢位の目を以て政治上の命數を終れり、以前の臣民等は彼の惡政が尙彼等を苦めつつ、あり、若くは後代までも災禍を貽したりとは思はずとするも、兎に角彼が治世の

當時を以て一場の悪夢なりしとは観すべきなり。而して近年埃及に於てメヘマ
 ヲアリの一百年祭は盛に祝賀せられたりと雖も、この種の國祭日は後代の人民
 が正當に謝恩の情を表すべき事件の起源を追懐するものとして以て正當な
 るものにして、佛國人等がバスマール半島の破壊に伴ひたる戰慄時代を忘れ、唯
 紀元發生の標としてその事件を認め、當日を祝して國祭日となしたるに等しく、
 埃及人等が國家に別個の政治的生命を興へたる一偉人の誕生を紀念せんとす
 るは、固より條理に合ひたる事なりと賞讃すべきなり。然れども埃及人に取りて
 は、更に他の最も紀念せざるべからざる一日あり、即ちイスメーデル・パレンが歐洲列
 強の壓迫に因つて位を廢せられ、國家の新紀元を劃するに至りたる其日なりと
 す。而して又此日に對しては、現在及び未來の埃及人等が深き謝恩の情を湛へ、イ
 スメーデル・パレン廢位と共に、埃及の專横なる個人政治が終局を告げたるの時なり
 と思はざるべからざるなり。人或は斯くの如き專政主義が決して復活せざるべ
 きを望み、或は復活せずと信ずる事もあるべけれども、文面上非常に強力なる保
 衛は恃むに足らず。若し時節の到来せざる内に英國古領の撤去せらるゝ、あ

の假令形式は異なるとも、或は必ず專政復興の危険を見るに至るべきなり。又若し
 斷じて專政復興の危険なきに至らんか、古領撤去の問題も新生面を開くに至る
 べし。然れども博く諸種の事情に精通し、且つ冷靜なる觀察者の見る所に於ては、
 埃及人等が是等政治上の變革の實現を確信するに至るまでには、尙相應の長年
 月を要するが如し。

第二編 アラビ一の叛亂

(二八七九年八月より一八八三年八月に至る)

埃及の女は辱められ、北の民の手に付されん。

……耶利米亞記第四十六章第二十四節……

第九章 テューフィック公の登位

(一八七九年八月より十一月に至る)

埃及に於ける當時の國情——シエラレオンの内閣——ケアニア自ら内閣議長となすの——イブ・アブ・バシヤの内閣——ケアニアと大抵との關係——サレマンは一八七三年の勅令を取消す——英佛兩政府は同上事件に反對す——回教の廢除律——風潮は約締結後及び國債契約權——埃及の軍隊——ケアニアの叙任式——財政監督官の任命——政府及び監督官間の關係——監督官の職務分擔——國債償還委員會。

イスメイル・パシャの廢位と共に今日まで埃及改革の途に横はりたる大障礙は取除かれしも、彼が多年の積威は廢位後に於て長く悪影響を留め、彼は所謂禍を後代に傳へしなり。當時國內に於ける状態を顧れば、國庫は破産し、軍隊の訓練は弛廢し、社會の各階級を通じて不平ならざるはなく、貧者は暴主の壓制に苦み、富者は永年の特權を剝奪せられんとし、歐洲人等も亦貸金の回收せられざる、時局の紛亂に因りて商況の不振を來せるが爲めに、亦不滿の威を抱かざる能はず、然るに一方に於ける歐洲の列強は、眼前に共通の危険を控ゆる間は相持するの

舉動に出る。然るに、如何なる國民的覺醒の起るべきかは、當時の國情に依りて問題の起るあるも、必ず之に伴ふなり。斯くして亞利比亞人は土耳其を惡み且つ疑ひ、土耳其人も亦歐羅巴人を惡み且つ疑へり、歐羅巴の助力を借るの必要なるは敢て論を俟たざれども、如何なる形式に於て之を授受すべきやは容易に判定し難し。加之埃及の真正の利益の爲めに工夫せられたる改革も、誤解或は躊躇を受けずとも限らず、亦斯かる改革を採用したる結果、假令一時にても政府内部の外國基督教的分子に對する不評判を招く事あらんか、折角の改革も直接の効果を奏する事能はざるべし。蓋し今日に至るまで始終慘憺たる境遇の内に處りたる埃及の人民をして、其無知と誤解の雲霧の裏より彷彿として外國干渉の彼等に與ふべき實質的利益を認めしめんまでには、尙若干の年月を経ざるべからざるに、當時局面の先頭に立てる年少のケアニアは殊勝なる志ありしも、未だ經驗に乏しき人にして、その先天的傾向と前ケアニアの虐政に對する非難とは、彼をして法規及び秩序ある治世を希望せしめたりと雖、凡そ真正なる司法制度は唯法廷已に設立せられ、十分の資格を備へたる司法官の任命せられたる後に於

て始めて之を望み得べきなり。然るにかの専制政治より法治制度に入らんとする過渡の時代は、曾に苦痛なるのみならず、實に危険の時期にして、組織の變更に關する世論は喧囂を極め、人心の動搖甚しく、實に英國の一大政論家が、未だ十分政治思想の進歩せざる人民に對して、極めて進歩せる憲法政治を布くは、甚だ不知なりと云ひたる一語の極めて適切なるを感せずんば、あらざるなり。是に於てか埃及人が祖先以來繼承し來りたる服従の習慣は、暴かに破却せられ、一切の紛亂騷擾は一舉にして鎮靜せらるべくもあらざるに依り、埃及の人民等が洋々たる平和的進歩の彼岸に達せんまでには、彼等が今日までに實驗し來りたるよりも遙に劇烈なる政治機關の潰裂に遭遇せざるべからざりしなり。而して余は嘗て有名なる保守黨の政治家と會談したりしが、其人の東洋政治に對する意見は極端なるほど保守的にして、革命の機運に會せざるを以て、東洋は衰微に傾けるなりと云ひたりしが、此言たるや真に適切なりと謂ふべし。何となれば往々東洋史中に發見せらるべき過激なる變更は、概して革命の結果にあらずして、唯宮廷内の陰謀に基因すればなり。今や埃及は漠然たる空想に驅られ、到底實現すべ

くもあらざる國民的熱望を降せんと欲し、而も其運動は古風なる不平軍隊の國君廢立策を加味せしものなりしかば、此時に當り政治機關の運行は、頗る力を費せしも、成功の望なかりしにあらざる。然るに其事業は希臘神話のレニッパの仕事の如く、幾度山上に石を擲ばんとするも、其石は必ず山下に顛落すべき運命を有したるものにして、改革は幾度も失敗して無政府に類する状態に陥り、漸くにして始めて新奇なる状態の下に各種の事業再び起り、終に最後の好結果を致すべきなり。

然るに新しき政治機關が其運轉を開始するに先ちて、先づ其機關の各部を整頓せざるべからざるは勿論にして、第一には内閣を組織せざるべからず。其次にはテューリッパが如何なる程度に於て實際の政治に關與すべきやを決定し、且つサルタンとテューリッパとの關係を劃定せざるべからず。更に如何なる形式に於て歐洲人が埃及の國政に参加すべきやをも決定し、最後に埃及政府と其債權者との新關係を法律的基礎の上に確定すべき事も亦則下の急務なりしなり。是を以てテューリッパは内閣組織の命をシエリッパ・パンに下せしに依り、パンは憲法制定の案を

具して之に應へしに、ケアープは之を用ひざりしかば、パンは八月十五日に於て辭表を呈出せしに、直ちに許可せられ、ケアープは暫らく自ら内閣議長たるに決したり、而してケアープはレリッパパンの提案を認可せざりし理由をチャーラックラセルムに説明したりしが、チャーラックラセルムは此事を記して、ケアープは世人が道般の事を目して以て個人政治復興の事なりと稱すべきを自覺せしなり。然れどもケアープは決して是等の意思を有せざる事を聲明し、且つ亦現在に於ては自由制度が未だ全く國情に適せざる事、及びレリッパパンの提議に對する憲法の如きは、徒に劇場の道具立に過ぎざるべきを言へり。……ケアープは埃及の國政に關しては身自ら責任を有するを以て、幻想の如き憲法の廢に已れを隱匿するを好まず、進んで國務の勞作を分擔せんと決したるなりと傳へしが、一方に於けるレリッパパンも亦チャーラックラセルムに告げて曰ひけるは、已れ個人としては其職責を免れたる事を喜べども、埃及人としては個人政治の復興を懸ますんばあらず、思ふに單に其身の利益より打算して專制政治の復興を囑迎せるもの、宮廷の内外に其數多かるべし、然れども此國を擧げて再び獨裁君主

の支配に委するが如き事あらんには、これ眞に國家の不幸なりと惟ふに、ケアープがレリッパパンの提議を容れざりしは賢明なる措置なりと評するを得べし。これ當時に於ては假令如何なる憲法を制定せりとて、結局舞臺の道具立に過ぎざればなり、而して當時の埃及に適當なる政體としては、唯一の專制政治あるのみなれど、其專制政治は幾分か有力なる監督の下にありて、人民の幸福を庶幾する專制政治ならざるべからず、現時の國情に適せず、國民の風俗習慣に反せる歐洲の諸制度を模倣せんよりは、寧ろ監督權を委託すべき人物を選定し、十分の注意を拂ふを以て有効とす、然れども此際におけるレリッパパンの態度に關しては、頗る同情を寄するに足るものあり、パンは個人としては全く眞實なる人物なり、唯惜むべきは彼が前ケアープの專制政治より來れる害毒を認識したるのみにして、其人を替ふれば其專制政治も隨つて實質上の變化を來し得べきことを信せざりしことなり、故に彼が信じて以て最善最良の政體なりと思惟せしは、當時の國情には適せざりしも、其提議と辭職とは兩つながら彼の個人的眞價を表彰するものと云はざるべからざるなり。

然るにケアイブが觀ら内閣に首相たる制度は果して得策なりや否やは疑はしかりしが、幸にして制度は長く繼續せられずして、リアヅパシは埃及に召還せられ、九月二十二日に於て内閣組織の命を蒙るに至れり、而して一八七八年八月二十八日、イスメーエル・パシの發したる布令の精神は並に襲用せらるゝ事となり、リアヅパシは擧げられて内閣議長に任せられしが、同時にケアイブは自ら必要と認むる時には何時にても自ら議長となる権利を保留したり、斯くして新内閣は前内閣よりも一層長く繼續するを得しが、其安固なりし一理山は、ケアイブと大臣との關係が始めて國家實際の要求に適ふべき基礎の上に安定せられしに因ると明かにして、更に委しく之を説明すれば、一方にはケアイブをして全く實權を行はしめざる制度と、他方には彼の權力を以て絶對的となすの制度とを巧に折衷したるものなりしなり、但し今の時ケアイブをして國政に干與せしむるは最も必要なる事なりしが、此事は彼が適當と思惟する時は何時にても閣議を主宰するの權利を與へたる事に依りて成就せられしなり、然れども之に反してケアイブが當時己れの内閣に首相たるが如き事は望まじき事にあらざして、假令

專制政治の復興は暫らく之を問はずとするも、此制度に依れば、國主たる人が其政治の一舉一動に對して悉く自ら其責に任せざるべからざるの難事あり、凡そ一國政府の失政に對する自然の療法は、内閣の交代なるに、ケアイブ自ら首相の任を兼ねるとせば、これ自ら其安全瓣を棄却するに至り、政策の變更如何に依りてはケアイブの更代を免れざるべし、然れども要は這般の折衷調和の方法を運行使せしむべき精神如何に存するは勿論にして、若しケアイブが一八七八年八月に於ける布令の精神を脱却せんと欲せば、必ずしも之をなす能はざるにあらざりしが、彼は敢て斯くの如き精神を有せず、忠實に責任内閣の主義を遵奉したりしに依り、この制度も圓滑に運用せらるゝを得て、埃及は尙他に各種の難問題に備みしに拘らず、リアヅパシが如何に其政治に干與すべきやの問題は一八七九年九月の協定に依りて結局の落着を見るを得たりしなり、而して此次に解決せらるべき問題は土耳其對埃及の關係を定むるに存せしが、之に關しては容易ならざる難件を生じ、幾分無理押に類する強硬なる外交上の往復を経て、漸く其決定を見るを得るに至れり、蓋し其起因は土耳其政府が埃及に對して一層其

壓力を強からしめんと欲せしに在り、即ちサルマンはイスマール・パシヤの地位を
 宣するの勅令を發せしと共に、一八七三年の勅令をも廢すべき事を命令せしが、
 其結果は之に代はるべき新勅令の發布を要するに至りしも、新勅令の發布以前
 に於て其内容を英佛兩政府に示す事に就ては、土廷頗る之を厭へる様子を示せ
 しかば、兩國政府は各土京駐在の大使に強硬なる訓令を傳へ、サルマン及び此朝
 廷をして苟くも埃及に對する其權力を強うせんとせば、却つて全然其權力を失
 ふの危険あるを了解せしめたるを以て、彼等は終に屈服して勅令の内容を英佛
 兩政府と協議すべしとの主張を容るゝに至り、斯くして新勅令中に編入せらる
 べき條項に關する協議は別に開始せられしなり。
 初め一八七三年、イスマール・パシヤは夥多の黃白を土廷の内外に散じ、サルマンよ
 り四ヶ條の讓與を得たりしが、その第一は開々救律に因る繼嗣法を廢棄して、爾
 後は嫡子相續を以て太子繼嗣の原則となす事、第二には他の列強と通商條約を
 締結するの權利を埃及に許す事、第三には外國公債契約の全權をケアリアに與
 ふる事、及び第四にはケアリアは土廷に照會する事なくして、其必要と認めたる

程度に於て、隨意に埃及の軍隊の勢力を定め得べき事等なるしが、今やサルマン
 は是等四ヶ條を悉く抹殺せんと欲せしなり、然るに此問題に對する英佛兩政府
 の意見は必ずしも一様ならず、由來佛國の政策は假令埃及の獨立を冀はざるま
 でも、飽くまで其宗主國たる土耳其の羈絆を弛めん事を欲せり、故に佛國政府は
 サルマンが探らんと欲したる檢束的方略に反對し、殊に當時土京に駐劄大使た
 りしブルル・ムニア氏は、土廷に向つて反駁を加ふべき事を強硬に主張したるが、
 之に反し累代の英國政府は、苟くもオットマン帝國の分裂を招致するが如き政策
 は常に反對の意見を維持し來りしに依り、當局のサリスベリー卿は唯一の繼嗣
 問題を除くの外は、サルマンの提議を以て直ちに排斥すべき者とは思惟せざり
 しなり、況や此當時土京に於て英國を代表せしは、熱心なる親土主義を以て有名
 なるサー・オースタン・レーヤードその人なりしを、然れども繼嗣問題に關して
 は英佛兩政府の意見は全く一致せしなり、固々救の繼嗣律に従へば、一門の長者
 を以て太子と仰ぐべき制定なりしが、此方法こそ實にオットマン帝國の長き歴史
 を通じて絶えず陰謀の種となり、又屬流血の慘劇を生ずる原因となりしものに

して一地方を失はんよりは寧ろ一人の王子を失ふべしと云へるバイセート一世の言句は今日に至るも尚コンスタンノール舊城の内門に彫刻せられたりと聞く故に事前に先んじて支那族を殺戮するは實際謀反に對する豫防の一策として東洋諸國の王侯等が屬取り來りたる慣用手段なるを以て英佛兩政府は深くこの點に留意し新勅令に於ては是非とも嫡子相續の主義を認むべき事を主張せしが土廷は終に此議を容るゝに至りたり而して此次に來れる問題即ちケアープが維持し得べき陸海兵備の制限に關しては、サリスベリー卿の公文に於てはケアープの支持し得べき陸海軍力の制限及び通商條約締結の權利に關しては英國政府は敢て反對する所なしと通告したりしが佛國政府は之に反し依り結局新勅令は此點に於ては實質上かの一八七三年の勅令の複製に外ならざるが如くなれども唯埃及軍隊の勢力に對して制限を加ふるの一事に於ては土廷は其主張を貫徹するを得て新勅令により平和の時期に於ては陸軍の兵數は一萬八千を超過すべからざるを規定するに至りたり。

此次の問題は外國公債の契約に關する權限の問題なれども、サリスベリー卿は之に對して、外債契約の權利は甚しく濫用せられ其結果は甚しく埃及國の繁榮を阻害するに至りたるを以て、今や寧ろ全然此權利を撤廢するに若かず而して其理由は埃及は最早此上に斯かる手段に訴へて其信用を支えんと計畫を忍ぶべきにあらざればなりと云へりしも、一方に於ては佛國政府は一八七三年の勅令を其儘に保存せんと欲せしかど英國政府の冷淡なるを看取すると同時に、既に通商條約締結權に關する重要な二問題に於て其主張を貫徹し、十分に外交上の勝利を博し得たる際なりしかば、強ひて爭ふ事を止めてケアープの外債契約權を撤回するの議に同意するに至りたり、此次の問題は如何なる形式に於て歐洲人等が埃及政府に參與すべきやを決定するに在りしが、是より先新ケアープ登位の後間もなくレリッパシヤは埃及に駐在せる英佛兩國の代表者に一書を送りて、兩國の監督官は一八七六年十一月十八日の法令に基きて指名せらるゝものとせば、其職權は調査及び證明の二事に限り、何等行政上或は執行上の權力を附與せられざらん事を希望せる旨を表示し來りしが、兩國の總

領事等は各、その本國政府の訓示に依り、英佛兩政府は監督長官の職制を再興せんとするケアノーブ殿下の提言に對しては、其趣旨に於ては同意を表するも、彼等の權力及び職務に關する詳細なる規定に至りては、更に交渉を重ねたる後に於て決定せん事を望むなりと回答したりしが、今や其三個の問題を決定せざるべからざるに至れり、而して先づ第一には監督官の人選、第二には監督官及び埃及政府の關係、又第三には兩監督官間に於ける職務分擔の事等なれども、此中最も重要なるは第一の問題にして、其理由はケアノーブの命令に依りて附與せらるべき職權の如何よりも、寧ろ撰任せらるべき監督官の人格及び個人的勢力こそ却つて其事業の上に多大の關係を有すればなれ、蓋し埃及政府に於ける歐洲人官吏の位地はその本來の性質より鑑むるも稀めて困難の役にして、外觀は成るべく相關せざるが如き態度を裝ひて、陰に指導の實を擧げざるべからず、故に彼等にして其職務に成功せんと欲せば、是非とも二個の要件を究うせざるべからずして、其一は或る程度まで埃及政府に對して同情の念を抱持する事、其二は兩監督官は互に同情相助くるの觀念を有すべき事、即ち是なり、而して其理由に至り

ては、若し歐洲の助力が埃及の爲めに福祚を興ふると能はずして、既に歐人干渉と云へる思はしき觀念のみを埃及人の大臣等の胸中に起さしむるに至らんか、久しからずして再び破綻の來るに至るべきは明白なるなり、加之監督官相互の關係に於ても、若し排佛臭味の英國人若しくは英國嫌の佛人にして其任に擧げらるゝ事あらんか、將に着手せんとするの實驗は到底失敗に終らざるを得ず、然るに佛國政府はドナツウィリアム氏を擧げ、サリヌベリ卿は英國より出すべき監督官の地位を余に提供したるが、余は少しく躊躇せし後、終に其推舉に應じたり、新任監督官と埃及政府との間の關係てふ問題に關しても、ケアノーブの希望する所は容易に容れらるゝに至りたり、而して其理由はフリアン氏も余も等しく、歐洲人が直接に政府の要路に立つべき組織は、未だ埃及當時の國情に適せざるを認め、寧ろ監督及び検査の全權のみを吾人の手中に收め、其他は悉く吾人の個人的感化力に訴ふべしとの意見を有せしが故なり、而してケアノーブも頗る之に満足し、尋いで發布せられたる布令に於ては、檢閱に關する廣大なる權力を吾人監督官に附與せしが、行政上の職權に至りては、毫も附與する所なく、監督官等は

唯提案をなすに止まり、閣議に於ては其意見を吐露するの自由あるも、決議に参加するの権利を有せざる事に決定し、更に歩を進めて、監督官等は各、其本國政府の同意を得ずしては任意に解備する能はざるの豫備條項をも加ふるに至りたり。而して是より後、三年を経て英國軍が埃及を占領するに至りし時、此占領を來したる事件に對しては、自由黨或は保守黨内閣の執れが其責任者たるべきやとの論争熾なりしが、斯くの如き争點は今日より之を顧れば、固より單純なる歴史上の興味こそわれ、黨争以外會つて何等の價值を有せざる問題なれども、唯茲に記せんと欲するは、この問題の喧しかりし一八八二年の頃、下院に於ける自由黨の政客等が、英國の埃及に對する干渉の必要は、初めは單に財政上の監督に過ぎざりし處、一八七九年以來、俄に政治的監督に變形したるが爲めなりと主張したる事なり。故にグラドストーン氏は一八八二年七月二十七日、下院に演説したる際、に於て、政治的監督とは何ぞや、當時即ち一八七九年以前に於ては英國政府は毫も之に關係せざりしを以て、決して政治的監督にはあらずなり。埃及人が外國人監督官の制度を設けんと欲したるの事實、即ち英國、埃及國民に多大の

利益を興ふるに至りたる此協定は、必ずしも外國干渉を惹起すべき等の協定にあらずし、埃及が監督官等を解備し得べき権利を保有したるの點に就て之を見るも明かなり。然るに一八七九年、彼等より此權力を奪ひたる時に於て、始めて埃及國內に外國干渉の制を輸入し、最も嚴正なる意味に於ける外國干渉は始まりたりと論じたりしが、グラドストーン氏の此議論は相應の力を有するに拘らず、後章に明かなるが如く、兎に角政治的監督を來したりと云へる點より之を論ずれば、英國占領に對する主たる責任は、サリスマー卿の保守黨内閣よりも、其後に來りたるグラドストーン氏の自由黨内閣の上に歸れるが如く思はるゝなり。

而して此次に解釋を要する問題は、如何に吾人兩監督官の事務を分つべきかにあり。是より先、一八七六年十一月十八日の布令に於ては、英國人は歳入部の監督長官となり、佛國人は支出部の長官に任せられ、尋いで又歐洲人を閣班に列せしむるに至るや、英國人は大藏大臣に、佛國人は工部大臣に、各、其任命を受くるに至りしが、此當時に於ては佛國人等は自國人の位地を以て劣れりと認め、甚だ不平

を漏らしたりしが、ざりとて英國人を上位に置かん事を主張するが如きも應にして且つ無用の事なりしなり、故にブリーモア氏及び余は相共に働く事を得るか、或は得る能はざるか、必ず其一に決着せざるべからず、若し相共に働く事を得べしとせば、兩者の間に差別を設くるは全く不必要にして、曾に佛蘭人の自尊心を傷くるのみに止まり、何等有益の結果を生ずること之なかるべきなり、然るに若し又吾人兩人にして協力經營する能はずとせば、折角の會計監督官制度も到底破滅を免れざるべく、假令如何なる各自の職務権限を劃定し置れたればとて、其破滅を防ぐ能はざるべきに依り、種々の考案は提出せられ、或は一人は専ら上部埃及の事に當り、一人は下部埃及の事を掌る事をなすべしと云ふに至りたれども、到底満足なる解決を見る能はざりしに依り、結局此問題の解決は吾人兩監督官の意向に任すべしと云ふに結着するに至りたり、最後に残れる問題は埃及政府及び債權者間の關係を法律的に規定すべき一事のみにして、換言すれば埃及國庫の破産に對して法律上の認定を與へざるべからざることはなり、而して審査委員會は二側の報告書を作成し、之が解決の方法を論じたりしが、兎に角凡

ての關係當事者等を一樣に拘束するは是非必要なりしに依り、甲論乙議、口を重ねたるの結果として、遂に一八八〇年四月二日に至り、財政に關する一切の事項を規定すべき全權を具有せる國債償却委員會は、ケアリーの布令に依りて設置せらるゝに至りたり、加之列強も亦委員會の歸着せしむべき結論に同意を與ふべして、約束をなし、サー・リパース・ウ・ルソンは委員長に、國債整理委員四名は委員に任命せらるゝに至たるしが、尙英國と同一程度の代表權を佛蘭に與へんが爲めに、佛蘭委員一名の追加を見、リロン・テ・ロール氏その選に當り、更に又獨逸を代表するもの一名を加へ、ブ・トレスコイ氏委員に任せられ、遂に國債償却委員會の設立を告ぐるに至りしが、實際に於ては今回新設の委員會は前日の審査委員會の權限を擴張し、且つ獨逸國の代表者を加へたるに過ぎざりしなり、然れども英佛兩國の監督官等は今回の委員には任命せられず、其理由は該委員會に於ては債權者側は已に十分に代表せられたるを以て、兩監督官は事ろ局外に立つて埃及政府及び國民の利益を代表するを以て、公正にして亦得策なる者と信じたるが故なりしなり、且つ實際に於ても、歐洲人の助力を借るにあらずんば埃及の

大臣等は該委員會が證券所有者等の利益を代表して彼等の上に加へ来るべき
 壓迫に堪ふべくもあらざりしなり
 斯くの如くして埃及國政治機關の各要部は整頓せられ、新ケアーズ之を統轄し、
 ケアーズと閣臣との關係も満足すべき根柢を有して規定せられ、且つ首相に任
 せられしは曩日イスマール・パレハの廢政に反抗して活動したる一人なりき、而し
 てサルタンとケアーズとの關係も確定せられて、土耳其は最早過度の干渉を埃
 及に加ふる能はざるに至れり、而して更に又歐洲人を政府に參與せしむるの組
 織も、ケアーズ自身の意に協へりと云ふ點より論ずれば、成功を期待し得べきが
 如き形勢を示して、愈、最後に埃及政府と其債權者との關係を按排すべき全權を
 具有せる國際的委員會の成立を告ぐるに至りしを以て、今後の問題は唯此機關
 の運行如何に繫れるなり、今後尙幾多の難關を踏まざるべからざるは敢て論ず
 るを須たされども、先づ大體より評すれば、今日の如く前途の好望の輝けるは未
 だ嘗つてあらざりし所なり。

第十章 二様の監督法

(二八七九年十一月より一八八〇年十二月に至る)

財政監督の進行——兩監督官間の關係——監督官及び埃及政府間の關係——土耳其
 朝廷に納附すべき貢租を延期す——總督公債に對しては年四分の利子を拂ふに
 決す——監督官建議の財政法案——一八八〇年度の豫算案——財政組織に改革を加
 へ、監督法其實を得て信用を得るに至れり——埃及國情を報告す——負債償却令
 ——危險は軍隊中に生ず。

一八七九年十一月、余は新任埃及總領事サ・エドワード・マレットに報じて曰く、
 全體より評すれば、企畫の第一着歩は至極好都合に運びたるを以て、若し吾人に
 して六ヶ月間無事に在職するを得ば、成功は期し得べきが如し、故に或は内閣の
 更迭あり、或は常に東洋に起り勝ちなる不時の事變ありて、事物を轉覆し、再び新
 創設の煩累を興へざらん事を切に希望するなりと、夫れ年月と健全なる政治狀
 態とは成功に缺くべからざる二大要件たるも、埃及に於ける當時の狀態を顧れ
 ば、僅に前者のみが幾分か吾人の希望を滿たしたるに過ぎず、然れども兎に角、

アッパシヤの内閣は殆ど二ヶ年間持續するを得て、現にその状態を自棄したる懸
 念なる一觀察者は之を評して、幾多の缺點を帯ぶるにもせよ、同内閣は恐らく埃
 及國空前絶後の善政を施したりと云ひたりしが、斯くの如く埃及の政治機關が
 暫時の間にも相應に善く運行するに至れる所以は、主として二箇の理由に歸
 れるなり、而して其第一の理由は、兩監督官の間柄極めて圓滑親善なると、第二に
 監督間及び政府間の關係も理想通りに進行せし結果に外ならざりしなり。
 兩監督長官の任命せらるゝに先ち、其職務分擔に關し議論の生ぜしことは既に
 述べたる所なるが、結局其問題は現に當局者たるべき吾人兩者間に於て熱議決
 定すべしと定まれり、吾人兩者間の解決とは至極單純なるものにして、謂はゞ吾
 人は最初より此問題を全然解決せんとせずして、單に始終双方の意見を疏通せ
 しめ、共同して事に當りたるに過ぎず、然るに若し此方法を取らずして兩々分擔
 の範圍等を精細に區別せんとするは、困難にして且つ全く不必要なりしなり、然
 れども別の問題即ち埃及政府及び兩監督官間に親善なる關係を保持すべき件
 は、更に一層の困難を極めたり、ソッパシヤは正直無二にして、其思慮も善なりと

雖獨力にして當時眼前に横はれる錯雜なる財政問題を處理するは到底能はざ
 る所且つ彼は歐洲人に助力を乞ふの必要を明かに認めたりと雖、助力を受くる
 ことは如何なる形式に於ても、その喜ばざる所なり、即ち彼は自身改革者に屬し、
 イスマール・パシヤ時代の弊害に對しては斯乎として之に反對したれども、一方に
 於ては亦如何なる改革事業も歐洲人の指導と助力とを俟たざれば不可なりと
 の必然なる結論を十分了解するの聰明を缺きしなり、故に事情斯くの如きを以
 て、成功の最好希望は監督官等が克己忍耐して事の犠牲となり、可成的舞臺の表
 面に現はれずして、黒幕中に傀儡を操るの一事に存したり。
 他の必要なる條件は、埃及の大臣及び人民をして監督官等が埃及の爲めに有用
 なる事を認めしむるの一事にして、義務及び公平と云へる觀念は吾人を驅りて
 自然に埃及政府及び其債權者等の間に居りて中介者たるの地位に立たしめた
 り、勿論大臣等は歐洲人の利益の爲めに彼等の上に加へらるべき壓迫力に抵抗
 する力を有せざりしを以て、ドナリハリア氏及び余は成るべく多く埃及政府と
 聯合し、債權者等の代表者が或は過度の要求をなし、或は彼等の權利を侵害せん

とする事あらば、大臣等を擁護するに力め、斯くの如くして吾人は始めて彼等の信用を買ひ、大臣及び人民等の胸底に蟻り來りたる歐人厭惡の觀念を漸時に一掃せん事を希望したりしなり、而して又彼等をして一度吾人に信頼するの念を抱かしめ得たりとせんか、吾人の言議する所も一般に行はれ、且つ吾人の威化力は埃及國及びその債權者等の兩方に利益なるが如くに用ふるを得べきなり、然るに幸にも吾人の希望を満足せしむべき好機會は追々に現はれ來れり、そは土耳其朝廷に納付すべき買租中、多額の年賦及び總括公債に對する半期の利子を支拂ふべき期限は差迫りし處之に應ずべき金額は十分ならず、又ブリーミア氏も余も未だ埃及に到着し居らざる時なるを以て、埃及政府は電報を發して吾人の意見を徵したり、蓋し政府は支拂無能力を發表するの責任を帯ぶるを逡巡したるが故に、大臣等は上記の支拂約束に應ずべき金額を借入るべきや否やを吾人に諮り來りしが、これ固より當然の事にして、若し買租も公債の利子をも拂ふ能はざれば、買租に對しても利子に對しても甚だ惡しかるべきは勿論なれども、是等に要する金額を得んが爲め、に過去に於けるが如く人民及び國家に非常な

る害海を興ふるが如き手段に訴ふるは、絶對的に排斥せざるべからずして、要は先づ第一に政府は債員等の体給を支拂ひ、次に十分其金額を有するに至らば直ちに買租を納むべく、又總括公債に關しては如何なる事あるも前金收税の方法に訴ふるなく、若し利子支拂の期限迫り來るも、此方面に宛つべき豫算の收入にして全體の要求に應ずるに不十分ならば、唯配當をなすのみに止むるの外、他は方法はあらざりしなり。

而して上記の問題に關して吾人が巴里より發信したる書簡は直ちに世に發表せられ、且つ吾人が助言を興へたる結果として、土耳其朝廷に納付すべき買租も暫時未納となり、又總括公債に對する全體の利子も支拂はざる事に決定せしが、十一月一日までに支拂ふべき額の總金額は百九十八萬九千磅にして、又一八七六年十一月十八日の布令にて六分と定められたる利率も、未だ公には其割合を變更せられざりしが、十一月一日に於て國債整理委員の手中に存したる金額は漸く百拾四萬七千磅にして、債券所有者等には四分の配當をなすに至りたり、而して吾人は埃及に到着するや、直ちに他の重要なる處置を取りしが、國債償却委

員會をして埃及財政の總整理をなさしめんが爲めには種々なる困難あり、埃及及び債權者等も亦共に苦痛を感せしかば、吾人は埃及政府に懇願するに、政府自ら一の計畫を立て、負債償却委員會に提出し、若し委員會に於て一致を見る能はざる時は、法律の裁可を俟たずして之を實行し得るが如きものとなし、外交上の難關を切抜くべきことを以てせしに、政府の容るゝ所となり、吾人は埃及の政府委員等と協同して其計畫に着手すべきに決定したり。

一八八〇年一月一日、吾人はケプサイプに調査の結果を報告し、且つ曰く、吾人の経験に於ては、之までに埃及の財政状態を整頓せんとしたる國の中に於て顯著なる缺點は、人々が餘に樂觀的の意見を抱持したるにありと、遂し此種の危険は實際留意して避けざるべからざるものなり、是より先、審査委員會は以前に總括公債の利子を五分と定むべきことを主張せしも、ブリーチー氏及び余は五分の利子を以て高きに過ぐるものとし、四分に引下ぐべしとの議を提出したりしが、公衆も亦從來利率は四分に減せらるべしとの意見を抱きたるを以て、吾人の意見の發表せらるゝや否や、總括公債株券の相場は下落するは恐か、幾分の上昇を示

すに至りたり、而して又債券所有者等に支拂ふべき利札に對する利札の種類は總額百六十八萬四千磅に上り、其内の幾分は之を支拂ふを得たりしが、吾人の意見としては此總額を拂ひ終るは到底不可なりしなり。

此次の事業は一八八〇年度の豫算案編成にありしが、曩に審査委員會は一ヶ年の歳入を九百六萬七千磅と見積もりたれど、吾人は此見積高を以て多きに過ぐるものとなし、八百五十六萬二千磅に減じたりしが、土廷に納むべき賃租は國家の政治一切に要する費用を合算すれば四百三十二萬三千磅を要するを以て、差引四百二十三萬九千磅を以て政府の債權者に對する種々の支拂に宛てざるべからず、同時に豫て審査委員等の建議に係る諸種の改革も漸次着手に及びしを以て、一八八〇年一月六日には、ムーカハフ律令を廢止し、十八日には、オークウリ地所全體に對して年額十五萬磅を増税し、二十萬五千磅の歳入を生ずべき人頭税徴收を廢止し、唯農業にのみ從事する勞働者の職業税を免じ、又村落にては入市品税、道路税、商區税、度量衡税等を廢除し、市内にては多くは農産物より成れる百五種の物品に對し入市品税を免じ、其他厄介なる性質を帯ぶる二十四種の小

税は一時に抹殺して悉く免除せし外に、鹽稅徵收の方法にも重要な改革を加へたり。一八七三年中發布せられたる法律に依れば埃及の人民は何人と雖、年々若干の鹽を消費すべき者と認め、當時不精密に計算せられたる村落の人口に應じて鹽稅を課せしを以て、鹽稅は事實に於て人頭稅の如く、多分の鹽を消費する者も殆ど消費せざる程の小量を要する者も、均しく同額の税を負担せざるを得ず。殊に一八七三年以後村落の人口に異動を生じたる事實は悉く注意せざりしに依り、此鹽稅組織の缺點は明白なるを以て此法令を廢止し、政府專賣の法之に代つて設けられたり、而して上埃及地方に於ける地租收斂の方法も幾多の弊害を醸せるを以て、此組織をも廢止し、將來は唯現金納稅のみを許す事となせり、而して更に又緊要なる改革と稱すべきは、地租年賦拂の期限を最も農民等に便宜なるが如く定めたるの一事なり。こは各村に附屬する納稅者名簿を作り、其名簿の書抜を各納稅者に配附し、各項目に納稅額及び其日限を示したるが、總ての改革中に於て此一事は最も重要にして又有益なる事業なりしなり。そは今日まで最も多く人民を困めしは地租の多額なるよりも、寧ろ收斂の日限一定せずして、

納稅者の便不便を顧みず、時に臨んで隨意に徵收せられ、又農民等は如何はと納稅せざるべからざるやを精細に知るの途なかりしを以て、終始強徵及び苛稅に甘んせざるべからざるに至りしなり、而して又最後に附言すべきは、村落に於ける收入役の俸給に改革を加へたる事なり。今日に至るまでは彼は一定の俸給を受けずして、徵收したる税金の一部を保持するを得たりし處、此組織も今は改良せらるゝに至りたり。

斯く埃及に於ける改革事業が其緒に就くを得たる原因は、監督官及び閣員等が眞實協力して事に當りしにあり。是に於てか吾人の財政監督は埃及人をして大なる信用を抱かしめたり。今その一例を擧ぐれば、英國に於て有力なる人々が役員中に名を列したる一の企業組合は、嘗つて埃及鐵道の買収を企て、役員を派して埃及政府に交渉せしめたる事ありしが、埃及の大巨等は之に對して監督官等殊に英國人監督官が如何なる態度を取るに至るべきやを懸念し、以爲らく、如何なる外國人にも此種の問題に對しては唯自國人等の利益を計るに過ぎざるべしと、然るに會議に於て問題の討論に移りし時、余は自己の意見として、鐵道買

收の交渉に應ずると否とは一に閣員間に於て隨意に決定すべき問題なり。若し閣員等にして其交渉を拒まんと思せば余は決して彼等に其交渉に應せよと勸誘せんとする者にあらず。然れども若し閣員等にして其交渉に應せんとせば余は直ちに精細なる調査を遂げ閣員等が好都合なる條件を收得し得べきや否やを報告すべきなりと述べたるに閣員等は悉く豫想に反して余が言の公平無私なるに驚けり而して彼等は直ちに鐵道買収の交渉に應ずべからざるを決議せしが彼等が此決議に出づべきは固より余の豫想せし所なり。是より以後は余は全く閣員等の信任を博し余の助言は比較的容易に閣員等の容るゝ所となるに至りしが此事件の後にも余はアレキサントリア築港に關しその契約者たるグリーンランド家と規約を結ぶを得べきや否やを交渉するの任を依頼せられしが埃及政府は同家に對して已に莫大の負債を有し居り又其交渉も幾多困難なる性質を帯びたりしも余は僅に二晝夜にして適當なるべしと思はるゝ設計をなし唯リアブ・パレの調印を要するのみに運びたる時は已に午後三時なりきグリーンランド家の支配人等はアレキサントリア出帆の船に乗せんが爲

めに五時の汽車にて出發の都合なりしが余は尚リアブ・パレに精しく説明をなすの要あり。五時までに萬事を決定せしむるは頗る困難なりけれども余は如何にもして同時間までに萬事を落着せしめんと欲しリアブ・パレの許に契約書を持参し其要項を説明せしがパレは余にして満足なりと思はるゝ彼は直ちに之に同意すべしと云ひて契約書を運送する事もなさずして直ちに調印せり。事情已に斯くの如く融和するに至りたるを以て四月三十日に於てはサー・エドワード・マレットよりも財政監督官等は決して外交上の助力を乞ふの必要なきに至りたりと本國外務省に報告したりしが一八八〇年の夏期中、サー・エドワード・マレットは更に埃及に於ける英國領事に對し各地方に於ける状態の報告を求めし時にも各領事等は皆同様の報告をなし國內一般に満足の様子あり。租税は順序を追うて徴收せられ村舎金貸の利子の割合も半分減じ地價も場合に於ては二倍に上騰し帳簿の使用も大に減少せりと報告するに至りたり。

諸種の改革が着々として其歩を進むる間に於て負債償却委員會の任命に關する議論も次第に解決の運となり討論三ヶ月に亘りし後漸く委員の一致を見る

を得遂に一の法案を制定して、一八八〇年七月十七日、クーパーの許可を得るに至りたり。然るに委員等は其法律の條項を説明すべき報告を送らざりしかば、サー・パーリス・ウィルソンが四月中、サリスマー卿に繼いで外務大臣となりたるクランペル卿に呈したる文書中には、委員等の意思は諸種の點に於て衝突を來し、到底意見の一致せる報告をなすは不可能なるのみならず、或は委員會正式の決定に反し、事實隠蔽及び抗議に類するが如き報告を送るに至るべしとの憂を抱きたる事ありと記せられしが、是等議論の分裂に關しては敢て詳細なる記述をなすの必要なかるべく、唯委員中一方の人々の意見は、監督官等の意見に等しく歳入を内輪に見積もると共に、歳入の部分より幾分を残して國家有益の事業に投せんとするにありしが、他の一方に於ては歳入に對して樂觀的の見積をなし、政費を極端なる程度まで切下げ、以て債券所有者等の利益を計るべしとの意見を有したりと云ふに過ぎず。されど結局妥協の成立を見、一八八〇年及び其翌年の歳入を八百三十六萬二千磅、其次年よりの歳入を八百四十一萬二千磅と見て、行政費用全體を四百五十二萬と定め、總括公債に對しては四分の利を附し、短期

公債未拂の分を總括公債に組入れ、更に又有期公債支拂の便を計らんが爲めに、新に殆ど五百六十萬磅の先取利附株券を募集するに決したり。加之有期公債券を保持する債権者等を三種類に區別し、第一種即ち特權を有する債権者には總督の支拂をなし、第二種即ち特別擔保を保有せる債権者とは特殊の協定をなし、彼等の請求額に對して約七分五厘を切捨てしめ、且つ亦普通の債権者に對しては、其請求額の三割は正金にて之を支拂ひ、其餘七割に對しては先取利附株券を附與するに決定せしを以て、之を時價に見積もれば、普通の債権者は彼等の請求額の八分五厘を損せるに當れり、而して是等の處置は其大體より評すれば公平と稱するを得べきも、一方より其主たる缺點を尋ぐれば、歳入中の大部分即ち六割六分と云へる多額が債権所有者等に對する抵當となり、政府の自由に使用し得べき部分は甚だ不十分なりと云ふ事なりしなり。然れども兎に角斯くの如くして埃及の事物は改善の途に就き、種々有益なる改革は實行せられ、舊時の壓制組織中最惡なる弊害の若干は其跡を絶つに至り、埃及政府及びその債権者間の關係も法律的基礎の上に確定せられ、且つ國債の負擔に至りては尙過重を免れ

ずと雖、従前よりは遂に能く國家の財源と均衡すべきが如く安排せられたり、然れども尙天の一方に於ては、密雲の潜めるを認むるなり、今その一例を舉ぐれば、軍隊の將校中一の請願書の廻附せらるゝありて、其文字は歐洲人の財政監督に對して回々教徒の敵愾心を刺激し、而して其結論に於ては、請願者等は劍戟に訴ふるも其目的を達せん事に力むべしと云へるが如き脅迫の言辭を弄したる事是なり、然れども一八八〇年六月中、余は印度總督府の財務顧問に任命せられしに依り、再び埃及を去るに及び、サー・オークタヴント・コルピンは余に代りて埃及に於ける財政監督長官となるに至りたり。

而して一八八〇年十二月中、余は印度に赴く途上に於てカイローに立寄りしが、此當時埃及に取りて唯一つ最も危険なりと稱すべきは、一八七八年の事件以來、軍隊の訓練が甚しく弛廢に傾きたるの一事なり、此事に關し深くリアア・パシヤに警戒を加へ、若し軍隊にして正當に不平を訴ふべき原因を有せば、之に對して矯正の策を怠らざると同時に、若し又何等不平反逆等の徵候を示す者あらば、嚴重に之を處分すべき事を忠告せしに、パシヤは余の助言を以て杞憂に過ぎざるもの

となし、軍隊の方面よりは如何なる危険も生じ來るにあらざるべきを保證せられし程なるを以て、兎に角一時の状態に於ては埃及も終に改革の途に就くを得て、今や今日まで拮据經營したる基礎の上に其結構を完成すべき日の來らん事を期待すべきのみなるが如く思はるゝに至りたり。

第十一章 埃及軍隊の暴動

(一八八一年一月より九月に至る)

不平は軍隊將校中に蔓延せり。將校等はリアブ・パシヤに請願す。二月一日の暴動。陸軍大臣の種馬。ケアリーの不調情なる暴動。佛國總領事の暴動。軍隊に於ける不平の増加。九月九日の暴動。サー・オーランド・コルビン。暴動等の要求。大臣の解任。シエラ・パシヤは内閣組織の任に當るを欲せず。シエラ・パシヤ内閣の任命。シエラ・パシヤは歐洲人の財政監督を授けず。アフディーは實際に於ける埃及の支配者なり。アフディーの行動は恐怖より来る。暴動の結果として時局は一變せり。

一八四〇年中、サー・ウ・シン・ボーリングは記して曰く、埃及に於ける土耳其人の位地は實に著しきものにして、國內に非常の勢力を有し、國家の要職は皆同種族の占むる所となり、國內到る處權力の中心たり。……彼等は少數なれども、權勢を縱にし、亞刺比亞種族は多數なれども、彼等に服従す。その後に至り、國有の埃及人等は漸次その勢力を政治上に擴ぐるに至りたれども、一八八一年に於ても猶四十年前に於けるが如く、土耳其種族は埃及國內に於て優勝なる支配者の位地に

ありき。然れども軍隊にありて彼等の數と云ひ、勢力と云ひ、年數を経るに従ひ目に見ゆるほど減少し來り、ア・バ・ス・カイ・ド・イス・メル等の治世を通じて、將校中の埃及種族は倍、その數を増加し、當時尙存在して一方に勢力を保有する少數の土耳其種族を凌ぐに至れり。一八七八年中に於て、俸給半額給與の境遇に居りたる將校中の大多數は、埃及種族の士官等なりしが、彼等は此不平に加ふるに、更に他の不平を以てせり。そは内政中文治上の方面に關する努力は多少の成功を奏せしも、軍隊中の状態は殆ど一も改良せられざりしに因る。而して此不平は追々に瀰漫せし結果として、一八八一年一月十五日に至り、數多の將校等は連署してリアブ・パシヤに請願書を呈するに至りたり。

ア・メ・ド・ア・ラ・ビ・イは素と卑賤なる埃及種族の出なりしが、當時は第四聯隊の大佐たる位置に居り、直ちにこの請願運動の首魁となりしも、請願書提出に關し挺身先頭に立ちしは、第一聯隊の指揮官たるアリ・ベ・ド・フ・ミー大佐なりしなり。而してこの第一聯隊は宮邸守備の任に當れるを以て、ケアリーも常に特殊の注意を拂ひしが、少しく以前よりケアリー及び大佐間の關係親密を缺き、殊に東洋に

於ては君主の恩寵を失ふことは危難を意味するものなるを以て、アリ！ペー！フ、
 ーは軍隊は國家組織の中に於て最早忽請に付せらるべき分子にあらざして、
 萬一ケグ、ーが其一部の指揮官たる己れを解任し、或は追放するあらば必ず危
 険の伴ふべきを示し、以て自己の位置を際うせんと決心するに至れり、而して其
 請願書中に述ぶる所は、陸軍大臣オスマン・パシ、リッキャーが昇進の件に關し、將校
 等に不正の取扱を與へしを論じ、彼の處置たる將校等を以て自己の敵なるが如
 く、又神が埃及人に嚴罰を蒙らしめんが爲めに彼を下界に送りたるもの、如し
 と云ひ、又正式の尋問をなさずして士官等を解任したるの理由に依り、請願者等
 は二ヶ條の要求をなし、その一には、彼オスマン・パシ、は陸軍大臣の高位を占むる
 には不適當なるを以て退職せしむべき事、及び第二には昇進せしめられたる士
 官等の資格を再審査せられん事を願ひ、且つ之に附加して曰く、功勞及び知識以外
 には一士官を昇進せしめざるべき等なり、而して吾人は此點に於て遂に昇進の
 榮を蒙りたる士官の上にあらず。

上記の請願書は兩大佐自身之をリッパシ、の手許に呈したるも、ハ、は全く軍

事上の事情に通せず、且つ軍政は唯ケグ、ーの特權に屬するものなりと信せし
 れば、決して之に干渉せざりしが、彼は兩大佐を慰諭して請願を撤回せしめんと
 欲し、彼等の不平なる事件に就きては必ず審査すべきを約し、二週間の猶豫を乞
 ひたるが、此二週間に於て彼は請願を撤回せしめんが爲めに盡力したれども、遂
 に其効を奏する能はざりしなり、而して大佐等は亦ケグ、ー及び其近侍の土耳其
 古人等が彼等の請願を容れざるべきを看取すると同時に、リッパシ、も請願問
 題解決の遅延に對し、宮廷より諷刺的不審を蒙りたるを以て、彼は直ちに此問
 題を解決せんと欲し、ケグ、ーを議長として内閣會議を開きしが、ヤ、オー、ク、
 シ、コルピン及びブ、ド、リ、ア、州氏を閣議に招待せざりしは甚しき失策なり
 しなり、而して閣議に於ては全然妥協主義を排斥し、兩大佐を捕縛して軍法會議
 に附し、然る後將校等の不平の點をも審議に附すべしと云ふに決し、ケグ、ーの
 調印を有する一の命令を發し、二月一日を以て兩大佐を陸軍省に召喚せんとす
 るに至りたり。

然れども如何なる秘密も決して保たれざることは埃及の官中一稱特殊なる點

にして之が爲め大佐等は直ちに内閣會議の結果を窺ひ知るを得たるを以て、即時行動の準備に着手し、二時間以内に兩大佐の歸營せざる場合に於ては、聯隊の將校及び兵士等は陸軍省に赴き、若し大佐等にして捕縛せられれば、直ちに彼等を救助せんとの請決をなし、同時に又カイローより十哩を距てたるトリアへも使者を送り、同所に屯營せる聯隊に對し、一致の行動を取らん事を警告したりしが、此手順は實に能く實行せられたり、而して又内閣は、某公女の結婚式に參列せしむべき兵員に關し、豫め相談する所あるべしとの口實を設けて、兩大佐を陸軍省に召喚せしが、其到着するや否や直ちに捕縛して審問に附せし處、恰も其吟味最中に於て兩聯隊の將校兵士等は軍法會議の開かれたる室内に闖入し來り、陸軍大臣に凌辱を加へ、家具を破壊し、大佐等を救ひたるを以て、兩大佐は直ちに其將校兵卒を引率して宮廷に至り、ケニア、ニアに對し、陸軍大臣の罷免を請求したり、然るに其内に各大臣及び他の高等官も直ちにケニア、ニアの周圍に集り來り、中には軍人等に抵抗すべしとの意見を有する者もありしが、實際の困難は彼等に抵抗すべき軍隊を他に有せざるの一事にして、カイロー守備隊に屬する軍隊中、唯

忠義を表したるは、市外二哩のア、バ、シーに屯營せし一團聯隊が僅に不平隊に加はるを拒みたるのみ、然れども之とても土耳其士官等が全力を盡して漸く彼等をして動かさらしめたるのみ、彼等は敢て不平聯隊に對抗してケニア、ニアを守護せんとはせざりしなり、然るにトリアに駐在せる聯隊は豫定の如く既にカイローに進み來りしが、幾度も使者の來るありて惜むべき陸軍大臣の罷免せられたる後は進行を繼續すべからずと勸止したるに拘らず、尙も進行を続けんと主張したり、事情既に斯くの如きに至りては復た抵抗すべからざるを以て、ケニア、ニアは暫時躊躇の後、使者を送りて兩大佐を迎へ、彼等に告ぐるにオスマン、ハン、ツリヤは解任せられ、マームード、パシヤ、バル、グ、ニアは新に陸軍大臣に任せられたる事を以てするや、軍隊は拍手して之を祝し、直ちに散會して一時平穩の狀態に復し、兩大佐も軍隊に歸營するを許可せられしが、彼等はケニア、ニアに伺候して其罪を謝し、彼に對する不埒の情實と忠義とを誓ふに至りたり、
以上述べたるは埃及軍隊第二回目の不平騒動にして、此進行は尙も前回に異ならず、彼等は初め正當に不平を訴へたるも、埃及の官憲は尙も注意を拂はざりしか

ば、終に暴動を起すに至り、其結果として暴徒等の意思は十分に貫徹せらるゝに至りたれども、余體より評すれば、政府の處置は其だ失常にして、而も其責任は主としてケアニアに歸すべきが如し、そは當初に於て、ケアニアの取らざるべからざる二様の方法ある事は明かなりしなり、即ち彼は暴徒を鎮壓すべき十分の兵力を自身の傍に備ふるか、其事にして能はずんば不平の嵩じて暴動に至らざる以前に於て將校等を慰撫するの策を講ずべき筈なりしに、不幸にして彼は二者其孰れをも取るに至らず、且つ大佐等を軍隊より誘ひ出すや、背後に軍法會議の結果を有効ならしむべき十分なる兵力を有するなく、徒に彼等を所罰せんと欲したりしは、恐らくは處置の最も拙なるものと云はざるべからず、故にサー・エドワード・マレットは此點に關し、將校等を處分せんとして斯くの如き方法を用ひしは東洋政治家流の遺法なりと雖、そはケアニア及び其政府の信用を失墜せしむべき最も明白なる原因たりしなりと云ひたりしが、果して其旨の如く、此暴動に依りて埃及の將校及び兵士等は再び自分等の欲する處を成就せんと欲せば、唯飽くまでも頑強なる態度を取り、決して一歩も譲らざるにありとの信念を固う

し、如る強味を感ずるに至りしを以て、若し必要なる場合には三度同一の事を繰返さんとするは、當時既に明白なるに及びしなり。

此後暫らくの間はケアニアと不平將校間との關係は無事なるが如き外觀を示せしも、實際に於ては狐疑と恐怖との觀念は兩者の心中を離るゝ能はずして、ケアニア及び大臣は不安の念に驅られ、不平聯隊を解散せしむる事は勿論、彼等をカイロより他に移轉せしむる事をも懼りて之をなす能はず、又後者は今回の事件には十分の勝利を得たりと雖、自分等の行動に關し後患の到らざるやを懸念し、又ケアニアを信せずして以爲らく、若し時機の至るわらば彼は必ず一時止むを得ずして興へたる赦免を取消し、相當の刑罰を自分等に加ふべしと、殊にリニア・パレンヤに對してはケアニアに對するよりも一層更に甚しき惡感情を有し、密に内閣交渉の陰謀を運らすに至れり、然るに此陰謀は佛國總事ドリン男の獎勵する所となり、彼は屢、不平大佐等と會見を遂げ、時局を困難ならしむるの行動を取れり、夫れ財政上の困苦、施政上の缺點、及び軍隊の不平に加ふるに、更に佛國總領事の敵意ある陰謀を以てす、埃及内閣が其位置を維持する能はざることは明

かなり是に於てリアツ・パシヤは辭任の決心をなすに至りしが、ケア・アープ及び閣僚等は彼を止め、殊にケア・アープは佛國總領事の首動に關し、其本國大統領に抗議する所ありしを以て、ドリン男は本國に召還せられ、二月二十八日を以て埃及を去るに及びたり、而してケア・アープは其軍隊高級の將校等を宮廷に召し、口を極めてリアツ・パシヤを賞讃し、深くパシヤに信用を置く由を告げ、且つ既に以前より休職將校等の手當を増し、又同時に軍隊の將校等は、其埃及人たるとサー・カヌス人又は土耳其人たるを問はず、將來各階級を通じて皆同一の待遇を與ふべしとの布令をも發するに至りしを以て、是等の手段は幾分か内閣の位地を安固ならしめ、サー・エドワード・マレットが暫時の賜暇を得て、五月中、埃及を去らんとする時に當りては、彼は其胸中に内閣の信用も漸時恢復し、將校等も安心して疑懼を挾まず、又彼等が自分等を保護せんが爲めに團結したる一致の運動も追々續み來り、ケア・アープ及び大臣に對しては最早疑懼の念を去るに至れりと信せしなり。

此後數ヶ月間に起りたる事件を詳細に記述するは不必要の事に屬す、然れども將校等は今日に至るも尙ケア・アープ及び大臣等の心中に對して、深く不信の念を

抱き、自身等の生命の危険なるべきを思ひ、長上の命に抵抗するの情日に甚しきを加へたり、因つて軍隊不平の原因を審査すべき委員會の設立を見るに及び、アワロー・ペーも議員中の一人たるに至りしが、彼が陸軍大臣に對する首語の如きは甚しき不敬に涉りたり、然るに七月中、偶然にも一人の砲兵は車輜の蹂躪する所となり、アレキサンドリアの街上に死亡せし時、彼の戰友等は其屍體を宮廷前に運び、將校等の命を賭かすして強ひて門内に闖入したり、仍つて彼等は悉く軍法會議に附せられ、其主謀者等は刑罰を受けたりしが、此當時に於て十九名の將校は其上官たるアツル・アルを彈劾せしを以て、遂に審査裁判を開くに至りしも、究明の結果、彈劾各項は悉く無實なりしに依り、其將校等は一時休職を命ぜられしも、其後間もなく復職を許さるるに至りたるを以て、大佐等は深く此事を憤りケア・アープが下級將校等を致唆して上官に反抗せしめたる者と信じ、深く之を含みしが、恰も此時に於て二月一日の暴動に關係したる士官等に同情を表したる陸軍大臣マード・パシヤ・ブルナーは其職を免せられ、ケア・アープの義弟メッド・パシヤに代りければ、これ亦大なる不満足を與ふるの原因となりしなり、然

るに斯くの如く執政者及び軍人間の感情は倍々離れざるの時に當り、大臣間の關係も甚しく圓滑を缺き、リアヅ・パレン及びド・ナリ・ハーア氏の交情は疎隔を來せしのみならず、パレンに對するケア・アートの信用も薄らぎ來り、殿下はレ・リッ・パレンの再任を希望すとの風評さへ傳へらるゝに至りたり。

以上述べ來りたる事情を綜合すれば、更に又新しき危機の到來すべきは目に見ゆる如くなりしが、現に其危機の到着せんとする刹那に至るまで政府は既に諸種の困難に打ち勝たりと樂觀し、サー・エドワード・マレットの記述せる所に依れば、三月九日の暴舉の前日に於けるが如く、ケア・アート及び政府が十分の安心を有せしことは、從來會つてあらざる所にして、リアヅ・パレンの如きは如何なる人と談話するにも、政府は既に百種の困難に打勝ち、今は自由に時局を左右し得るを以て、軍隊の方面より來るべき危険の如きは毫も憂ふるに足らざるに至れりと告げしが、實際に於ては決して爾く安心する能はずして、大佐等が身命の安全を氣遣ふの念は再び湧起し來り、ケア・アートは同々教の主教より宗教上の告律文を得て大佐等を反逆の罪に問ひ、死刑に處するに至るべしとの風説さへ仄に傳へらる

るに至りしなり、これ固より無稽に相違なかりしも、人心は之が爲め容易に動かされ、而して此刹那に於ける主教の位地も亦甚だ不安なるに至りしが、實際に於ては探偵等は始終大佐の住宅附近に徘徊し、殊に九月八日の夜、或る一人はアッビー・ペーの私宅に伺候し、大佐に面會を求めしが、大佐方に於ては面會を謝絶したる後、其人の跡を附けし處、終に警視廳に入りたるを認めたり、因てアッビーは直ちに自身の危険なるを知り、他の大佐連の住宅に赴きしに、同所に於ても恰も同じ事の起りたる際なりしかば、余の意見にては大佐連は此時直ちに相談熱議して、翌日に於て事を擧ぐるに決定したりと信せらるゝなりと云ひけるが、其翌日即ち九月九日に於て、カイロー府駐在の歩兵第三聯隊はアレキサンドリヤに移動すべき命令を受け、この命令は直ちに暴舉を起すべきの原因となり、アッビー・ペーは十八門の大砲を備へたる兵員二千五百を率ゐ、アッマン宮の前面なる小公園に進行せり、而して此日ケア・アートはアッマン宮を距る四半哩のイム・メーリア宮に滞留したりしが、此報に接するや否や、最も賢明なる行動を取り、直ちにサー・オークタンド・コムピンを呼寄せたり。

サー・オークランド・コルビンが印度國務官の一人なり。故に危急の場合に際したる時、彼の行動たるや、カルカッタ參議院の壁面、ワレーン・ヘスマン・グエの像下に彫刻せられたる好題句、熱心にして沈静なる心と首へる語に背かざるなり。而して此題目は單にコルビンのみならず、印度の内政に執掌せる天晴なる英國人の一團に通用すべき者なり。由來英國人の意氣たるや、危險に顧して倍、昂騰す。且つコルビンが暴舉の事例を耳にしたるは、敢て今回に始れるにあらざして、ローレンス、マクトナム、エムルソン、及びエドワード等の前例は其取らざるべからざる道を示せしに依り、彼は自身固有の英國魂を發揮して、ケアーズを感激せしめ、且つ之が爲めには其身の危險をも冒さざるべからざりしを以て、その言動は斷乎として一點逡巡の風なく、彼自ら當時の光景を記して、ケアーズは此刹那に當り如何なる處置を取るべきやを余に諮りたるを以て、余は彼を慰撫して、當方より機先を制し、ケアーズに忠實なりと評せらるゝカイロー府の二個聯隊及び役に立つべき全體の警吏を加へ、ケアーズ自ら之を引率して、若しアラビヤの來るに遇はば、手づから彼を捕縛すべきを誓めたり。然るにケアーズはアラビヤの兵

を有するを以て、其發砲を怖れしかば、余は之に告ぐるやう。彼は決してケアーズに向ひ發砲せざるべし。若しケアーズにして勇氣を鼓舞して機先を制し、自ら先頭に身を顯はすあらば、此暴舉は敢て鎮壓するに難からざるも、若し然らずんば萬事は失敗に終るべしと、ストーン・パレンは熱心に余の言に賛成したり。又ケアーズの軍駕の來りし時、英國總領事代理サー・チャールズ・クックソンは到着に及び、ケアーズに告ぐるに余と同意見なるを以てせしが、氏は本國政府に事の次第を打電せんとして領事館に歸りたり。而して余は更に別車に乗じ、ケアーズを伴ひ、アラブ守備隊の屯營所に到りしが、其途中に於て大臣等及び五六人の高級武官とストーン・パレンとの加はるあり、殊に同所の守備兵は悉く出で來りて熱心なる忠義を表し、且つ城壁の守備兵も亦之に倣ひたれども、吾人一行の到るに先ち、この城壁の兵員等は信託を以てアラブ守備隊に於けるアラビヤ人の聯隊と相互通信し居りたるを發見せしより、ケアーズは又アラブ守備隊へも赴かんと主張したり。然れども時は殆ど午後三時半になりしを以て、余は彼に勸めて既に彼に従ひたる兵員を率ひ、以てアラブ守備隊に歸るべきを主張せしが、ケアーズは尙もアラ

パジェーに赴かんと欲し、長途の間馬車を雇りたる後、午後四時頃同所に到着するを得たり。然るにアラブは既に聯隊を引率してカイロ府に進みたる後なりしかば、吾人は直ちに其跡を追うて市内に入り、ケアミーナは傍門を通りアンマン宮に到着せり。是に於て余は馬車を降り、ケアミーナに近づき、如何なる事あるも決して宮廷中に留まるなく、直ちに公園に赴くべしと切諫せしに、彼は之に従ひしが、其時既にアラブの率たる聯隊は公園附近に整列して、同所は全く彼等の占領に歸したりしも、ケアミーナは毅然として中央に列せる少數の將校及び兵士等を目懸け、真直に同所に進みたる時、余は更に彼に勸めて、若しアラブの出で来らば、帯剣を返上し、又兵員に解散の命を下すべき事、及び其次には公園附近に來集せし各聯隊を巡視して、一々解散の命を下すべき事をも助言したり。然るにアラブは乘馬の儘にてケアミーナに近づき來りたるを以て、ケアミーナは之に下馬を命ぜしが、彼は直ちに之に従ひて馬を下り、服装せる若干の將校兵士等をして従へ、徒歩して進み來り、ケアミーナに對して敬意を表せしが、其時余は此一瞬時の行動の大切なるをケアミーナに告げたるに、彼は余に答へて、吾人は四面兵火の

中におりと言ひける故、余は漸じて恐るゝ勿れと再言したりしが、彼は暫時逗留したる後剣を收むべしとアラブに命ぜしに、彼は直ちに之に従ひしを以て、ケアミーナは更に語を續け、何の故に此舉に及びたるやを詰責せしに、アラブは三個の要求を擧げ、且つ軍隊は埃及人民の希望に従ひ、是等の要求を援護せんが爲めに茲に集りたるを以て、其要求の容れられざる内は一步も退かざることを上申したり。ケアミーナは再び余を顧みて意見を徹せしに依り、余は之に答ふるに、是等の事物を大佐等と論議するはケアミーナの任にあらざるを以て、大佐等の交渉を一切余に任せてアンマン宮に歸還すべきことを以てせしが、彼は之に同意せり。是に於て余は尙ほ同所に留まり、サーチャールズ・クラクソンの來るまで、殆ど一時間に亘りて彼等と交渉し、此事件が彼等に取りて容易ならざる性質を帯ぶる事を説明し、且つ尙寛容を受くべき餘地ある内に、早く軍隊を引上ぐべき事をも熱心に勸告したりと。

而してサーオークランド・コルピンはアラブの要求に係る三ヶ條を引照したりしが、其第一には内閣大臣全體を更迭し、第二には議會を召集し、第三には陸軍

の兵員を一萬八千に増加すべしとの事なりしが、是等の交渉にはサー・チャールズ・クックソン主として之に當り、ケア・アープは第二第三の要求は土廷に照會して後更に決定すべしとの條件を以て、第一の要求を容れ、アープも亦之に同意せしが、其次の問題は何人を以て新内閣の議長に任命すべきかと云ふに存し、最初にはケア・アープの推薦したる一二人の人々は悉くアープの拒む所となり、次でケア・アープがレリッ・ファン・パンヤを任命するや、喝采とケア・アープ萬歳の聲は四方より起れり、而して後アープ及び他の大佐等はケア・アープに見えて罪を謝し、軍隊は各、静肅に其屯營に引上ぐるに至りたれども、レリッ・ファン・パンヤを勸誘して内閣議長の職に就かしめんが爲めには少からざる困難を経たりしなり。レリッ・ファン・パンヤは真心より不平等の指令に依り、内閣議長の任に就くを欲せざりしを以て、クックソン、コルビン、及び新佛國總領事レン・シャウ・ウィツの三氏熱心に彼を勸誘し、その結果漸くパンヤをして軍人派の領袖等と交渉する事を承諾せしめられたれども、その交渉は初めより甚だ望なきが如く見えしなり。そはレリッ・ファン・パンヤは彼が内閣を引受け、且つ暴動を起したる首領輩の生命の安全を保障する以上は、暴動に關係したる各部隊

は必ず内閣の指定せる屯營所へ退去すべきや否やを交渉せしに、軍人派に於ては粗暴論者に勢力を有し、彼等は敢て當時風説に上りたる土廷の干渉を恐れず、且つ不平將校等は却つて土廷より獎勵を受けたるが如き痕跡ありたる程なりしかば、彼等はパンヤの提出せし條件を拒絶せり。是に至り又パンヤも急、内閣組織の任を辭せんと決心するに至れり、而してケア・アープも事情既に斯くの如くなりし以上は國內の静謐を得んが爲めに萬事を讓歩すべしとの意を洩らすに至りし時、突然九月十三日、機運は一轉して幾分の好望を呈し、思はざる方面より救済の來るに遇へり。是より先アープは參議院の各員をカイロー・府に召集せしが、彼等の到着するや、彼等がその同盟なる軍人派よりも却つて能く國歩艱難の眞情を認識することを證明せり。即ち彼等はレリッ・ファン・パンヤと軍人派との交渉の次第を聞くや、一團となりてレリッ・ファン・パンヤを訪問し、彼若し内閣組織を引受くるに至らば、軍隊は絶對的に彼の命に服従せしむべしとの個人的保證を以て内閣組織をパンヤに依頼したり。然るに軍人派は此報に接するや、是まで會つてあらざりし程に驚愕し、且つ輿論は彼等と一致せしにあらざるを悟り、アープ一派の徒も其調

子を變へ、唯ニケ條の條件を附したるのみにて、他の點に關してはケプ、ア、アの擧
 政たるシ、リ、フ、パ、シ、アの權力に全然服従すべきを申出づるに至りたり、而して第
 一の條件はマ、イ、ム、ド、パ、シ、ア、サ、イ、一復職の件にして、第二には近頃委員會の推薦
 に係れる軍事令を直ちに施行すべしとの件なりしが、サ、イ、チャ、ル、ス、ク、ク、ン、は
 此邊の消息を起して曰く、シ、リ、フ、パ、シ、ア、は最も不承々々に是等の條件を容れさ
 るべからざるに至りたれども、軍事令の件に關しては兵員を一萬八千に増加す
 べしと云へる最も重大なる條項を削除するの權利を明白に保留せり、と、
 上に述べたる事件に因れば、當時國內にはケプ、ア、アに反對せる兩派あり、其第一
 は刑罰を恐れて殆ど狂亂の状態にある不平軍隊にして、第二にはイス、メ、ル、バ
 シ、アの夢想せる憲政主義の遺囑として、唯漠然たる國家的熱望心を有し、文治派を
 代表して武斷政治を厭惡するの一派なり、故に政治家の技倆を備へたる人は、こ
 の兩派隔離の傾向に乗じ、巧に操縦を施して一方を抑ふるを得べく、要は先づ兩
 派の合同を阻止するにありしなり、然れども若し文治派にして一朝志を變じ、彼
 等の希望を達すべき唯一の方法は、武斷派の助力を藉るの一途にありと信ずる

に至らんか、ケプ、ア、アの勢力も全然消滅すべきのみならず、軍隊を民政に附屬せ
 しむるの國是は到底確定する能はざるに至るべきなり、故にケプ、ア、アの遺し
 たる政治上の訓戒中、政治とは事物を境遇に適合せしめ、又不快なる一派をも忍
 ぶ程に十分總ての黨派を收攬するにありと云へり、此政治的格言は當時ケプ、ア、
 アが努めて遵奉せざるべからざる所にして、彼は固より文武兩派の孰れをも好
 まざるも、唯彼の王統及び國家の利益の爲めには、文治派と和して武斷派を抑ゆ
 るの必要を有せしなり、然るに不幸にして彼は十分政治上の聰明力を有せざり
 しが故に、局面展開の結果、如何なる好機會の到着せるあるも、直ちに之を捕ふる
 能はざりしなり、
 新内閣が其任命を受けたるは九月十四日にして、シ、リ、フ、パ、シ、ア、は英佛兩政府より
 後援を與ふべしとの保證を受けたるのみならず、彼の依頼に依り、若し軍隊にし
 て愈々柔順服従の態度を示すに至らば、英佛兩政府は土耳其朝廷と交渉の上、埃及
 をして土耳其軍占領の患なきに至らしむべしとの保證をも受くる事を得たり
 しなり、次で新内閣施政の方針に關し、ケプ、ア、アと其首相との間に公文書の交換

を見るに至りしが、其文書中注意するに足るべき點は唯一ヶ所のみにして、それはシリア、パシヤは歐洲干渉を喜ぶの人にあらざれども、次の干渉が必ず或る利益の種なるべきを信するに至り、ケゾーに奉じたる文書中に於ては、財政監督の設置は種々の觀察點より兎角の批評を蒙りしが、實際に於ては本國の財政の爲め漸しき基礎を築かんが爲めに大なる力を與へたるのみならず、殿下の政治に對しても亦實際の補助を與へたり、故に一八七九年十一月十五日の布令に於けるが如く、此制度を保持するは重要な事なりとすと述べたるに對し、ケゾーも亦、財政監督官と余の政府とに十分なる意見の疏通の必要なるは明白にして、又此制度は力を盡して之を維持し、且つ強固にせられざるべからざるなりと答へたるの一事なり、此故に新内閣は事情の許す範圍に於て、外部より適當なる保證を受けて事業を開始するに至りしと雖、尙當時の境遇を支配するの力を有するは新内閣にあらずして、不平軍隊の領袖等なり、且つアラビイは既に歐洲列強の代表者等と對等の立場に於て締約の任に當りしのみならず、九月九日に於ては、埃及の陸軍を代表する陸軍大佐アーノ、アラビイなる名義を以て列文を發遣

し、彼及び其同盟の人々は終始親善國の各臣民に對し、其利益を保護するに努むべしとの意を列強の各總領事に傳へたり、然れども彼が斯くの如き言語を使用する能はざるは明白にして、こは己れの欲する所を遂げんが爲めに權力を自由に使用し、又其目的の爲めに權力を使用せんとする一國の支配者の使用すべき言辭なるは敢て論ずるを俟たざるなり。

抑、アラビイは己れの君主に對しては暴徒を率ゐて之に向ひ、又ケゾー及び其大臣等のみが正當に使用し得べき言辭を自ら濫用せしと雖、彼をして斯くの如き行動を取るに至らしめし唯一の動機を尋ねれば、そは唯ケゾーの憤怒と復讐とを恐れしに因るは明白なり、サー、チャールズ、シクソンは將校等は騒動の初めより終に至るまで、自分等の安全と利益とのみを懸念したりと云ひ、サー、エドワード、マレットも之と同意見にして、且つ暴動者等の一言一行を徹するも唯恐怖てふ觀念が至重なる理由なりしは明かなり、故にアラビイが列強の代表者に違りたる題文中にも、ケゾーがカイロ府に歸還せし以來、宮廷内の陰謀は日に日に増加し、吾人は公然或は陰然終始脅迫の的となれり、而して是等陰謀の結果と

して、或は吾人を撲滅し、或は吾人に復讐を加へんが爲め、軍人中に不和の種を蒔かんとの企計を見るに及びたり。故に形勢斯くの如きに至りたる以上は、吾人は自身の生命及び利益を防衛すべきを正當の本務と信じたり等の語を見るに至りたるのみならず、サーエドワード・マレットがアラブと懇交ある回教徒の紳士と會見したる際にも、同紳士はアラブが正當防衛上已むを得ずして、其行動を取るに至りたる所以を告げたり。加之後日に於てもアラブ自身も、サーカス黨は一致して一八八一年十月一日に於てアラブ及び高位にある埃及人全體を殺戮すべき企計をなしたる由を告げ、且つ語りて、彼等は吾人を投入すべき三個の鐵箱を作り、以て吾人をナイル河中に沈めんと欲したりと云へり。又以てアラブ一黨が狐疑恐怖の心情を察するを得べし。而して假令斯くの如き狐疑の心情を有する人々なりとも、事の初期に於ては或は之を制取し難きにあらざりしも、彼等を制するには唯必要なる一條件あり。即ち十分嚴密に處分するか、若し其方法にして不可ならば、寛容を加ふべきなり。而も何れの場合に於ても、彼等をして支配者等の威意の存する所を十分會得せしむるが如き態度に出でざるべ

からずと云ふ事なり。殊に近時まで埃及に行はれたる慣用手段、就中イスマーパレシヤの當時に於ける大藏大臣の末路の如き東洋人には自然なる狐疑的性質と、政府は何事に於ても其奥底に陰謀ありとの疑念とは、ケプラーをして苟くも不信を表するが如き些細なる一言と雖、信用を毀損する基となるべきことを明知せしむるを以て非常の慎重を要せしなり。故に若し直言直行して毫も陰謀する所なく、宮廷内の陰謀の如きも悉く之を表示せしならんには、或は將校等の恐怖を去ることを得べかりしなり。リッパ・パレシヤは全局を遠觀せしにあらざるべきも、危険の真相を看取し得たりしは十分政治家の天資を備へたりと云ふべく、彼は常にケプラーに向ひ、人をして彼の企圖に關して、毫も狐疑を抱かしむるが如き言行をなす勿れと忠告したるしが、顧ふにケプラーとても恐らくは暴動者等に對して復讐をなさんとするが如き底意を有せしにはあらざるべく、彼は天性人情に厚きを以て、風評の如き暗殺の計畫の如きは決してあらざりしならん。然るに一方より考ふれば、若しケプラーにして十分行動を取るの力ありと信せしならば、一時已むを得ずしてアラブ等に與へたるも、赦免に就き種々の形式を換

へて其不快を發露するに至りたるやも知るべからず。彼は恰もマクドモの如く敢て虚偽の事を行ふの意はあらざるも、兎に角最後の結果は正當ならざる手段に訴へて嵐を得るに至りしやも知るべからざるなり。而してこれ東洋には普通あり勝の矛盾にして、正直なる東洋人と雖十分なる許容を言明すると同時に胸中幾分の怨恨を貽し、後來に於て其許容が眞の意思に出でしにあらざるを證明するが如き行爲を演ずる事敢て珍しからず。殊に東洋の宮廷内に於ては、常に腹届して有害なる勢力を弄する左右近侍等ありて、或は陰謀を企て、或は暴動者等に恐怖疑惑を抱かしむるが如き言辭を弄する事あるに至るも、ケプリーは敢て之を禁壓せざりしを以て、アラビーが列強の總領事等に廻附したる告文中にも、總督に近侍せるユースフ・パシヤール及ビイナフヒヤンガ等の徒が、常に不和の種を蒔きつゝありと記載せしなり。而して九月九日の暴動に關しては、民心の傾向と佛國總領事の陰謀との如きは、皆幾分か異りて原因となりしに相違なきも、最大の原因は、實際アラビーの陳述せしが如く、恐怖より來りしは毫も疑を容るべくもあらざりしなり。

埃及の軍隊が暴動を起したるは既に三回に及びたるが、一回毎に暴動者等は自己の勢力を認識するに至り、一回毎に政府の譲歩は其程度を増加せり。第一回の暴動は不評判にして且つケプリーがその在職を欲せざりし大臣ヌーバール・パシヤールを犠牲として漸く鎮定せられ、第二回に於ては暴動者等を慰諭せんが爲めに陸軍大臣オスマン・パシヤールが犠牲となり、第三回に於ては暴動者等は銃口を差向けて彼等の條件を要求し、全内閣の更迭を見ざる内は一步も退かさりしなり。遂に素性正しからざる事物は悪事を経て益々強きに至ると云へるが、埃及軍隊の訓練は今や全く地を拂ふに至り、ケプリーの實權も全く削減せられ、極めて詳細なる事變も唯大臣等が暴徒より苦められ、漸く其位地を保てるのみなる事實を證明するに至らんとし、而して斯かる事變の來るべきも遠きにあらざるが如し。

第十二章 シェリッフ内閣

一八八一年九月より十二月に至る

土越は埃及問題に干渉せん事を欲す——英佛兩國は土越の干渉に反對す——土越は使節をカイロに派遣す——其使節派遣の結果——英佛兩國の艦隊アレキサン
 ドリアに來る——アフビドは其職隊を率ゐてカイロに去る——土耳其の干渉を
 論ず——英佛兩國は意見を異にす——ケアリーの憲法祖國す——ケアリーの政
 略——ケアリーのケアンとワレンの意見——アフビドの政略——軍隊は官命に從は
 す——カイロに於ける諸新聞紙の論議——普通人民の態度——一八八一年末に於
 ける時局概況。

前章に述べ來りたる事件より生じたる結果の一は、サルタンが其野心を奮起せし事にして、彼は埃及の將に亂れんとするを見て、其主權を埃及に復活すべき機會に到れりとなせり、而して一方に於ては、埃及のケアリーの如く、其人の權力保有が敢て他に確乎たる基礎を有するにわらずして、唯過去に於ても亦現在に於ても相續權を有すと主張せる人々等が、相互に嫉妬排斥せる結果に過ぎざる君

主に取りては、サルタンの此野心に對し深く恐怖の念を有すべきは當然の事なりとす、況やアフビドが請願書を土越に送りて、埃及は將に外國人の掌中に歸せんとし、併せて基督教化せられんとするが故に、若しサルタンにして干渉せざらんか、同國の末路は直ちにチムスの如くなるべしと告げたるに於てをや、サルタンの見地より論ずれば、一概にアフビドの言を排斥し去るは好ましからざるを以て、幾分か獎勵的の返答を與へしが、これ固より兎を追はんには獵犬の力を信るの必要を見ればなり、當時政治上種々の異言行はれ、埃及に憲法政治布かるべしとの議も仄に傳はりしが、土帝は其領内の如何なる部分にも憲法政治を輸入することを好まざるを以て、斷然之に反對したりしが、更に又埃及及びギリシアを合して一の亞利比亞王國を建設せんとするの秘密運動起りしとの報あり、若し果して眞ならんには、土耳其帝國若くはサルタン家の統一主義は如何なる運命を見るに至るべきや、其だ寒心に堪へざるものあり、十七世紀の後半、波蘭王國ビエスキヤーがピナナの城壁より土耳其人を擊退せし以來、百餘年間土耳其帝國の運命は漸次衰微に傾き、其領分は追々に他國の蠶食を蒙りしが、今日に於ては

歐風の進下尙未だ武力を交ふるに至らざれども、既に二世紀以上に亘りたる土耳其對歐羅巴の争闘は早晩再び開かるべく、その再始せられたる隨には、縱令歐洲列強間に内争の起るあるも、正當相續者たる土耳其の運命は封鎖せられ、土耳其は歐洲の所領を悉く剝奪せらるゝに至らん、而して又斯くの如き場合に至らば、土耳其はボスニア、フランスの彼岸中、殊に古來土廷の平安郷と傳へられたるバグダ、ト地方に退き、回々救國を設立するの已むを得ざるに至るべきも、一朝亞刺比亞王國建設せられ、且つ憲政政治と云ふが如き厄介物を採用するに至らんか、土廷最後の計畫も甚しき妨害を受くべきを以て、土廷は豫め出來得る限り埃及の憲法政治に反對せざるべからず。

初めサルタンは土兵を以て埃及を占領せしむべしとの考案を抱き、一八八一年早々埃及に出兵の準備を整へたりしが、佛國政府は其遺傳政略に基き、土耳其國の埃及干渉には手強き反對の意を表し、英國政府も亦土廷が已むを得ざる事理を宣明し、且つ英國と十分其方法を熟議して同意を得たる後にあらざれば、決して如何なる實地の擴張策をも取らざるを可とするとの意見を有したり、然れども

英國政府は若しサルタンにして英佛兩政府の同意を得たる後、ケズ、ローツの權威を支持し、又助言を與へて彼を補助せんか爲めに、埃及に一將官を遣らんと欲するの意あらば、敢てサルタンの處置に反對すべきの意見を有せざりしも、佛國政府の意見は絶對的にして、假令土耳其より埃及に一將を派する事のみにて、追迫に歩を進めて、遂には土軍が永久に埃及を占領するに至るべしとの意見を有せしを以て、英國政府は終に佛廷の意見に讓歩し、九月十八日に於て、當時土京駐劄の大使たりしメッラン卿は、若しサルタンにして埃及に一將官を派するの意見を出さば、土帝を懇懇して其事を中止すべしとの訓令を受け、佛國大使も亦此本國政府よりの訓示に接して、土廷が埃及事件に干渉せんとせば、其干渉の如何なる種類に屬するを論せず、權力之に反對すべしとの意を領したり。

英佛兩政府の壓迫を受けたる土廷の窮狀や察すべし、然れども土兵を埃及に送る能はず、又英國政府の反對に因り、已に計畫せるが如く、ハリム・パンを立て、ア、イ、ク、パンを廢すべしとの議も決行する能はず、殊に土將を埃及に派遣するの件も中止せざるべからずとして、兎に角何等かの名義を以て埃及に一人の

土耳其官吏を派遣するを得ば、假令其使命の性質は極めて不明なるにもせよ、名義上埃及に對する土耳其の主權は隠然認めらるべきを以て、サルタンは佛國大使に通牒して曰く、土耳其國は埃及及びシナイ半島に於て莫大の利害關係を有せるに依り、サルタンは使臣を埃及に派遣して、ケプリアに敬意を助言を呈すべき十分の權利あり、取て此議を實行するに決したり、然れども其使臣は決して委員の性質を帯ぶるものにあらずと報告し、同時にアリ・フン・ト・メー及ビアリ・ナヤ・ミ・パンヤの兩人は埃及に派遣せられ、十月六日に於てアレキサンドリアに到着せり、然るに是等土耳其使臣派遣の結果は即時一般に影響を及ぼし、人々は悉くサルタンを以て埃及事件に干渉すべき正常なる權利を有するものと認め、或は非常の場合に際しては、サルタンの干渉を以て最も害の掛きものなりと思惟し、或は又土耳其の主權を利用して自分等の利益に供せしむべしと企圖せる者もなきにあらざりしが、結局英佛の兩外相シ・フン・パンヤ・ラ・ボロ、埃及の文武兩派及び歐洲の輿論は等しく埃及に對する土耳其の干渉を以て大害を生ずるものと認め、務めて之を避けんとせり。

是に於て英佛兩政府はサルタンに通牒するに、上帝が埃及に使臣を送つしに、兩政府の驚愕する所にして、又遺憾に堪へざる事を以てせり、同時に又英佛總領事は各其本國より土耳其の使節に對しては其階級に相當の敬意を拂ふべきも、彼等が埃及の内政に干渉せんとするが如き行動に對しては強力なる反對をなすべしとの訓示を受け、殊に英佛兩政府は萬一埃及内に騒亂の生ずべきを慮り、且カイロー及びアレキサンドリアの二市に在留せる外國人等が適當なる避難所を有せざるが爲め、恐慌を來すべきを恐れ、其危難を緩うせんが爲めにアレキサンドリアに二三隻の軍艦を送ることを突然に決定せしが、英佛兩國の此行動は土廷をして疑懼を抱かしめ、サルタンは以爲らく、英佛兩政府は埃及國內に騒亂の起るべきことを謀れるものにして、其結果或は國內に大革命の起るなきを保し難しと而して又ケプリアに取りては土耳其使節等がカイローに來るべしとの報知は實に意外に出で、サ・エドワード・マレット及ビシ・ジャウ・ウ・ツ氏に對し、之が解釋を求めたれども、兩氏ともその理由を判知する能はざる由を答へたるが、リッパ・パンヤの意見は、使節兩人の來るは是非なしと雖、成るべく早く彼等の煩累を

免るゝに若かずと云ふにあり之が爲め土京駐劄の英佛兩大使は、埃及政府の懸望に應じ、土廷に強ふるに、埃及に於ける土耳其使節滯留の日を成るべく短縮せしむべしとのことを以てせり。然るに土耳其使節の派遣は、アッビーに對して著しき影響を及ぼしたり。彼は豫てサルタンの助力を得て、サーカス人及び歐羅巴人を抑え、以て自己の威勢を強うせん事を欲したりしも、さりとて土帝が眞面目に此哀願を容れん事を望みたるにはあらず。元來アッビーの企畫せし所は、埃及に對する土耳其の主權に明々反對の行動をサルタンに勤めたる者にして、敢て滑稽なりしとは云はざるも、實に奇妙なる矛盾の性質を帯びしなり。故にアッビーも其不平聯隊をカイロよりスエズに引上げる事に對しては、最早敢て不服を唱へざるに至れり。然れどもサーエドワード・マレットは此事に關し、アッビーは常に何時にても出發するばかりに準備を整へたりと公言し居たれど、何日とも日を定めずして、彼自身は三週間以内には多分出發すべし等の事を言ひしが、若し突然に土耳其使節來埃の報に接せずんば、彼を勤めて出發の日を確定せしむる事も決して容易ならざりしなりと記述したり。

事情斯くの如くなりしかば、土耳其使節の使命も甚しく結果を生ずる能はざるは明白なるを以て、彼等は單にカイロに於ける軍隊を檢閲せしのみにて、他に何事をもなすに至らざりしは、寧ろ當然の事に屬す。されど檢閲終りたる後、アリー・ナサミ・パンは將校を召集して一場の演説をなし、ケズィーナはサルタンの代理者たるを以て、ケズィーナに従順ならざるは即ちサルタンに對しても亦從順ならざるなりとの旨意を諭したるに過ぎず。而して土耳其の使節をして一日も早く國內を出でしめんが爲めに八方より加へられたる壓迫力は頗る強大にして、彼等は終に抵抗するを得ざりしが、茲に又英佛の軍艦が先づ去るべきか、將た土耳其使節が先づ去るべきやは一問題となれり。故に倫敦駐劄の土耳其大使は外相グランビル卿に對し、英佛軍艦の出港せる後にあらずんば、土耳其使節は埃及を去る能はずと告げたりしが、グランビル卿は之に對して、軍艦は既にマルサ港を發してアレキサンドリアに向ひたれども、十月十九日前には同處に到着する能はざるべきを以て、その時までには土耳其使節は出發の途に就くに至るべしと答へ、駐土英國大使グロブリン卿は又使節等が乗船の當日に於て軍艦も共に出

港すべしとの意をサルマンに通すべしとの訓示に接したり而して佛國外相も亦土京駐劄の大使に訓示し、英國政府と同様の主義を土廷に傳へ、且つ英佛兩政府の意見は、土耳其使節が埃及を去れる後は、最早や歐洲人の爲めに騷亂の場合に於ける避難所を設くる必要もなかるべしと云ふに一致せり、既に述べたる外交上の小折衝の結果として、英國軍艦インレンシブ號は十月十九日に於てアレキサンドリア港に到着し、又其一晝夜前に於て土耳其使節等はアレキサンドリアより乗船の目的を以てカイロを出發し、英佛兩國の艦隊も亦使節の出發後廿四時間にしてアレキサンドリアを出發するに至りたり、而して余が土耳其使節の派遣及び之に伴ひたる事件に關し稍冗長の記述をなしたるは、重要な理由の其中に存するを以てなり、其理由とは埃及の平和を維持するに就ては結局誰に責任を委すべきやと云へる問題なりき、不幸にして埃及問題は如何なる場合に當りても断然反對を許さざるが如き名案を提出せらるゝことなかりしなり、埃及に對する土耳其の干渉には種々反對すべき理由あるは明白なれども、其代りに比較的反對する理由の懸かるべき方法の案出せらるゝありやと云ふは

ば殆ど確答を與へ得るものならずして、英國政府の如きは其方法は絶無なりと思惟し、最初よりして愈、最後の場合に至らばサルマンを用ひて一の器械となし、以て埃及の平和を恢復せしめんと欲せしが、唯英國政府は佛國政府と協同せるが故に、始終後者の制肘を受け、遂に其意見を果す能はざりしなり、英佛兩政府は埃及事件に關し眞に協同盡力するの意思を有したりしは明白にして、佛國外相パルムレとセントエレーン氏の如きは自ら公言して曰く、埃及に關する余の政略は人の能く知る所にして、余は亦其方針を變せざらんとす、而して今其方針を概言すれば、將來に於ても亦過去に於けるが如く、英佛兩政府の間には一點の陰蔽なく、且事毎に一致の行動を取る事の絶對的に必要なるを認むるなりと、氏の謂ふ所は實際此當時に於ける佛國政府の意見を明白に發表せし者にて、英國政府も亦之と同一の意見を有せしとは毫も疑なし、然れども不幸にして英佛兩政府の意見は重要なる根本主義に於て相岐るゝあり、佛國政府は土耳其の干渉を以て埃及問題解決の最悪の策なりと信じ、佛國外相は寧ろ土耳其に代りて英佛兩國の埃及占領を欲したる程にして、殊に佛國政府は若し土耳其

の干渉を許さんか、サルマンに種々の口實を與へ、且つ其威名益、北部亞弗利加に於ける回々教徒の上に加はり、遂に宗教と政治とを混同せる狂熱心のナムス地方をも風靡するに至らん事を怖れしなり、之に反して英國政府は德國政府の如く土耳其の干渉に對して甚しき反對の意見を抱持せざりしは、サルマンが埃及に一將を派遣せんとするの計畫を看過せんとし、德國政府の反對に依りて終に其計畫に賛成せざるに至りたるの例に倣するも明かにして、若し埃及に對し、軍事的占領をなすの必要あるに至らば、其占領者は英佛よりも寧ろ土耳其ならざるべからずとの意見を懷きしも、英國政府は率先して事に當るの任を德國政府に託し、而して又後者外交政略の主眼は埃及に對する土耳其の干渉を防止せんとするに存せしを以て、英國政府の意見は遂に徹底せざるに至りしなり。

然るに其後一八八二年七月廿四日、議會に於て埃及問題の討議せられし時に當り、サリスマー卿は當時の事情を告げ、埃及政府を補助するに二様の法ありて、有形及び無形の二方を用ふるを得べし、而して其無形力を使用すべき唯一の方法は、土帝の眞實なる協同を得るにありしも、英國は協同を遠ざくるが如き方法

を取れり、若し英國にして當初より土帝の心を迎へ、萬事彼と交渉を重ね、又彼をして英國の希望に便ならしめ、且つ英國が如何なる行動に出づるも、豫め先づ彼の同意と協同とを得たる後になすべしとの希望を彼に明示せんか、假令其計畫には種々の反對ありしとすも、少くとも中心より土帝の協力を得べかりしなりと説明し、尋いで亦サリスマー卿は土耳其に對して英國の取り來りたる種種の處置を表明し、然る後、卿の意見として、是等の處置は自然に土帝をして英國に反對するに至らしめたりと論せしが、サリスマー卿の此批評は實に傾聽すべき點多かりしなり、抑一八八一年十月に於ては、如何なる性質の軍事的干渉と雖、その必要は未だ生ぜざりしなり、而して絶對的にその必要の認めらるゝに至るまでは、サルマンをして埃及の紛争を鎮壓するの舉動に出でしむべからずと云へる、グレンビル卿の政略は、極めて賢明なる行爲なりと稱すべきも、又一方に於ては埃及は將に亂に陥るべき状態を示し、上に述べたる所謂無形力も勸誘も乃至は脅迫も皆其効を奏すべくもわらざりしを以て、之が爲めに若し必要の起るあらば、如何なる方法に依り有形力即ち武力の如きを用ふべきやに關して

も豫め明瞭なる計畫を立て置くの必要あるに至りしが、此方法としては唯三種の政略中必ず其一を取らざるべからずして、第一には英佛の兩國聯合して埃及を占領すべしと云ふ事にして、且つ其當時に於ては單に英成は佛の一國のみが埃及を占領するに至るべしとは何人も想像する能はざりし所なり、而して又第二には土耳其をして埃及を占領せしむべしとの政略なりしも、此三種の方法中、佛國は英佛兩國の埃及占領を以て比較的害毒の小なるものと信せしが、其見解は全く合理堅實なる者にして、現に角佛國は一定の時期の間、此主義を基礎として活動したれども、此政略は佛國或は英國の真正の利益に顧みて、果して最良の策なるや否やは全く議論の齟りし所なり。

然るに英國政府は佛國政府と意見を異にし、土耳其の埃及占領を以て必ずしも不可能にあらずとなし、他の解決方法よりは寧ろ之を擇びしにより、一八八一年十一月四日、サー・エドワード・マレットに與へたる公文に於て、グレンヒル卿は埃及問題に關する英國政略の大要を略記し、佛國若くは英國の執れか、埃及問題に關し唯私慾的計畫を抱けりとの風評を受くるを痛く遺憾なりとし、又ケネディ

及び其大臣等が英國政府は決して從來の方針に存続するが如き事をも有するを確信せられんことを希ひ、且つ土埃兩國の關係に對する意見として、他くまでも現状を維持し、決して土耳其との關係を斷絶せしめず、又同時に埃及が土帝の勅令に依りて安全に收得したる施政獨立の方法を保留すべきは英國政府の熱心に希望する所にして、若し斯くの如く埃及國天賦の自由を減少せしめ、又は其自由より生じたる諸種の制度を毀損せんとするが如き事をなせば、それは英國の歴史中最も大切に保有し來りたる遺法に背くものなることを述べ、更に進んで若し英國にして上に引照せられたる方針を離れざるべからざる場合ありとすれば、それは唯埃及が無政府の状態に陥りたる時のみなりと論斷するに至りしが、其論ずる所洵に至當にして、土耳其の埃及占領は收て難はしきにあらざるも、若し武力を用ふるの已むなきに至らんか、英佛兩國が埃及を占領するにあらざして、土耳其をして其衝に當らしむべしとの意見を表示せしなり、然るに不幸にして英國政府は埃及の安寧を維持する最後の手段として、土耳其人を機械に使ふべしとの計畫を抱きしに拘らず、單に土耳其の埃及占領と云へる一點より

考察して、其政略に反対せる佛國政府の制肘を甘受せるのみならず、サムヤンを刺衝し、又は失望せしむるが如き佛國政府の行動に默從せり、加之結局土耳其の武力は埃及の安寧を維持せんが爲めに使用せらるゝに至るべきを以て、假令カイロ方面よりは土耳其使節の派遣に反対の理由を陳じ來るも、決して之を顧みず、唯土將を埃及に派遣すべしと云ふサムヤンの意見に賛成を表し、以て、彼の權力實行を奨励するは賢明なる處置なりしに、英國は敢て此に出でざりき、且つ之が爲めに土帝は其權力實行に反対せられしに依りて失望し、英國政府も亦佛國の制肘を受けて土耳其の埃及占領に反対なる方針を發表するに至り、遂に其結果として、英國は已むを得ず埃及を占領せざるべからざるに至りしなり。

然るに正面より此問題を考察すれば上述の如しと雖、玆に又他方面よりの觀察點あり、而して其觀察とは單に埃及の人民及び埃及事件に關係を有する歐洲人等の利益の點より論ずれば、歐洲干渉は其佛國たるは英國たるは將た又英佛聯合たるとを問はず、土耳其の干渉に優れるは明かなれども、英軍或は佛軍が埃及を占領するを避けざるべからずと云へる方針を取らば、假令幾多の缺點は認め

らるゝも、決して從來の如く土耳其の干渉を阻礙すべきにあらざりしなり。

干渉問題の喧しかりし當時より、既に幾年の星霜を経たる今日に於て、其當時の通信往復を閱讀し、佛國政府が埃及問題の爲めに熱心に盡力し、終に其問題を解決するに至りたれども、其結果佛國の最も忌避せんと欲したる英國の埃及占領に終りしを見て、實に奇異の感を抱かずんば、あらず、然るに一方を觀るに、英國政府は事の終始を一貫して所謂他に善良有益の策あるは知れども、已むを得ずして自ら拙策を取ると云へる方針を取り、且つ又歐洲中の孰れの一國にても埃及を占領せば、他の歐洲國より反對を招くべきを知り、寧ろ土耳其をして埃及を占領せしむべしとの意見を抱き、此點に於ては確に佛國政府よりは優勝なる政治上の先見を有せしに拘らず、その方針を有効ならしむべき手段を取るに至らずして止みたるが故に、佛國に於て比較的暴論を吐けるの一派は、之を曰して英國は其慣用手段たる詐術を施し、胸底に於ては埃及占領の計畫を抱きたれども、外面上一時を瞞着せんが爲めに佛國と協力するが如き態度を示したりと云ひて、非難を加ふるに至りしなり、然れども實際に於ては決して然らず、英國政府は終

始一貫正直なる行動を取り来りしも、其政治上の目的を遂行するに當りては不
 定不變の方針を固持せざりしを以て、終に佛國一部の輿論の如く其動機を疑ふ
 者あるに至りしは、亦實に已むを得ざる事なりとす。而して英國政府の方針が斯
 くの如く終始動搖したりしは、主として佛國と協力して以て埃及問題を解決す
 べしとの希望より出でしは明白なれども、英國政府が其國內の輿論を餘り重大
 視せし事も亦興りて力ありしと云ふべきなり。英國に於ては、假令一時にもせよ、
 埃及を擧げて之をサヘルンの手中に委したらんには、輿論の反對は甚しく、而も
 其反對は或は絶對的に英國の埃及占領に反對する一派の人々の口より出でし
 ならん。然れども又此輿論の反對と云ふ事のみを以て、英國政府がその政略の方
 針を變じたる失計の辨解となすに足らず。凡そ如何なる人にてても之こそ適當な
 るべしと云ふ政略を必すしも提案する能はざるべく、且つ政府の本務は常に事
 先して事に當らざるべからず。外交に於て殊に然るべきを以て、若し事件の非常
 に重大なる場合に於ては、假令政府の運命を賭するまでも輿論に制肘せられず
 して断然其所信を行ふべき筈なりしに、當時の英國政府は決して斯くの如き事

動には出でざりしなり。

九月九日に於ける暴動後、サー・エドワード・マレットは將來に對するケプティフの希
 望が甚だ沮喪の様子を帯び、彼は最早軍隊將校等の捧げたる忠告の宣誓には決
 して信用を措く能はずと語りたる由を記せしが、此觀察は其後數ヶ月間に於け
 るケプティフの行動を豫占したるものにして、彼は將校等の暴動より受ける屈辱
 を憤慨して、憤骨髄に徹し、その胸中に復讐の計畫を胚胎せしが、常にその意見を
 口にして曰く、軍隊を自由に統御し得るにあらざれば、國家の安事は得て期すべ
 からずと、彼が斯くの如き觀念を有するに至りたるは當然なれ共、務めて斯くの
 如き軍隊厭惡の情念を忍ぶは賢明なる所爲にして、又政治家のなすべき所なり
 しも、彼は爾かなす能はずして、その結果は一方に於てはケプティフ、他方に於ては
 軍隊及び所謂國民派との反感は日に甚しきを加ふるに至りたり。然れども、
 フランシヤは流石に老練にして、當時の境遇に對してはケプティフよりは一層擴大な
 る見解を有し、軍隊と國民派とを分離せしむるの得策なるを認めたり。彼は九月
 二十一日に於てサー・エドワード・マレットに語りて、近々中に參議院を召集し、漸次

國內の要求を發表する正式の團體となし以て近時に於けるが如き軍人態度の弊を矯正し、又ケアマーニア及びその政府が常に民意に依頼して以て其權威を固うするの便宜を作らん事を告げたりしが、十月八日を以て十二月廿三日に參議院を召集するの布令を發布せり而して又參議院の權能及び組織に關しては、一八六六年中イヌメル・パシヤの法律に依りて制定せらるゝ所ありたれども、アラビイは參議院に對し、更に大なる權力を附與せられんことを切望したりしが、其議は當時容れらるべくもあらざりしを以て、彼は遂に讓歩するに至りしが、十月二日、サー・エドワード・マレットの記する所に依れば、アラビイは再度シ・リア・パシヤに對する信任を告白し、該事件に關しては萬事をパシヤの手中に委すべしとの意を表したりしと傳へられたり、然れども此當時の形勢に關しては、九月十九日に於てカー・オー・クランド・コンベンが其覺書に記したる所を以て最も詳なりとす、故に今之を左に引照すべし。

余の意見に於ては、當時の形勢は全く休戰状態にあり、吾人は兎に角一の團體をなすを得たるを以て、少時の休憩を得るに至れり、而して此間に於て吾人は

四圍に活動する諸力を看過する事なく、或は指導し、或は鎮壓して、以て好結果を收むべきなり、又此點に關して必ず確乎たらざるべからず、然れども吾人は未だ秩序規律の新時期に近づきたりとは信ずるを得ず、軍隊は過般の勝利を以て意氣昂揚し、其領袖は埃及に自由を興ふるを以て深く彼等の使命なりと信じ、又當時多數カイロに集まりたる參議院の議員等は、國民の自由の擴張を請願すべき權利を掌握し、又其件に關し軍人等をして請願或は干渉の權利を有せざらしめたりと雖、政府より或る確實なる諸種の讓與を收得せんと希望せる點に於ては、軍人も參議院の議員等も其扱を一にせり、且つ萬事は極めて順序を追ひ、殆ど模範的の行動を以て成就せられたりと雖、最後の決定を見るを得るや否やは、第一に軍隊がその命令を受けたる屯所に分散する事、第二には參議院の議員等が尋常の要求をなす事、又第三には軍隊及び參議院議員等と折衝するに當り、大臣等が敏活にして又確固たる事等に依るは明白なり、余は固より民意發表の爲めに起りたる運動に對して反對するを己れの義務なりと信ずる者にあらずして、埃及國に於ける財政の位置或は財政監督の

權威が參議院に致したる議案の爲めに影響を受けざる限りは、彼等の希望に反對を示すは愚の至なりと信するなり、而して余は此意を失はずして活動し、又此問題にして急議論に上るあらば、十分レリッパンに助言せんと欲するなり、而して更に概言すれば、當時の休戦状態を眞の平和と化すべき希望を全うするの條件は、第一に迅速に軍隊に對する必要なる處置を行ふべき事を助言し、第二には又參議院議員の提出する各請願を眞實に討論するにあり。

右に引照せられたるサーオリクランド・ホルビンの言は正當に埃及當時の境遇を判断したるものにして、レリッパンは唯名義上の内閣首相に過ぎずして、サー・エドワード・マレットが評せるが如く、當時アラビイは實に國家の運命を左右すべき裁斷者にてありしなり、故にアラビイ黨の機關たりし地方新聞紙、イル・ハセツの如きは、アラビイを呼ぶに、高名寛大なる都督アーメド・ベーン・アラビイ閣下の語を用ひ、又彼が其聯隊を引率してカイローを去るの命に接せし時、其出發の光景たる單に一聯隊の隊長たる大佐に於て見るべき者にあらず、王者の如き行列を以て觀者の充滿せるカイローの街道を過ぎ、恰も、到る所に於て熱心なる敬意

を表せられたり、而して停車場に到首するや、彼は軍隊に對し一場の演説をなし、今や埃及は將に新紀元を開かんとするに至りたるを以て、吾人が常に信任奉獻せる國務の上に坐せる人に對しては、感謝の意を表すべきなり、又發達及び繁榮の時も、尋いで吾人歡呼の中に來らんとす、吾人をして技倆と功勞とを以て著名なる新内閣諸公に服従の意を表せしめよ、殊に我陸軍大臣、サー・ヘンリー・バレンシーに對して然かなざるべからず、……余は常に諸氏が注意して、能く一致し、能く指揮せられ、又能く訓練せられたる軍隊は、名譽ある大業を成就し得る事、及び又軍人等は、唯自黨の利益と云へる唯一の目的に向つてのみ進むべき事を、充分に了解せられん事を切望す、余は亦同時に諸氏が五指の間には力ありて、五指能く聯合せば、何事もなす能はざる事なきことをも記憶せらるべきを信するなり、と云ひたりしが、其後間もなく、ヤガラグに於てアラビイの名譽を表せんが爲めに大饗宴あり、總ての愛國者は招待を受けたるを以て、會衆殆ど一千人と註せられ、アラビイは熱心盛るゝが如き會衆の歡迎を受けたりしが、彼は又同所に於て一場の演説をなし、埃及改革の必要を述べ、政府部内に歐洲人を採用せるを攻

解し、終に臨み、彼はカイロに三個の聯隊を有し、その兵士等は彼の訓諭に従ひ何事をも實行すべしとの信念を有せりとの意を漏らして、其論旨を結ぶに至りたり。

アフビーは斯くの如く公衆の面前に於ては歐洲人に對する憎惡の念を煽動するが如き言辭を弄したりと雖、個人としては全く之と異れり、十一月一日に於てアフビー、アラー・メー・フー・メー及ビトール・バ・メー・イヌ・トの三人はサー・オー・クランド・コルビンと會見せしが、サー・オー・クランド・コルビンは其時の様子を記録に止めて、アフセーは先づ往年埃及に於て騎兵隊が政治を司りし當時の状態を述べ、次に現政府に及び、兩方等しく壓制の點に於ては異る所あらざるを論じたりしが、彼の論點は、歸する所現時に至るまで埃及人民は生命財產安固の保證を得る能はざりし事に存したり、彼曰く、埃及の人民は入牢、追放、絞殺、沈水、飢饉、掠奪等唯君主の意の如くに壓制せられたるを以て、解放を受けたる奴隸は自由に生れたる聖別比亞人よりも遙に自由にして、無智蒙昧の土耳其人も最も幸福なる埃及人よりは遙に優れる運命を有することを論じ、是等を論證するに、イヌ・メー

ルの當時大蔵大臣の榮職に居り、後一八七六年に暗殺の悲運に遭遇したるマ・ア・シの例を引き、更に進んで人類は皆同一の權利を有することに論及せり、而して彼は其論旨を敷衍するに長時間を用ひしが、其質朴なる論法頗る奇にして、當世に於けるが如く、論理修辭の整々なるにあらず、唯直覺的に強き觀念を表白したるものなり、彼の意見に依れば、二月一日、サー・カ・ス人の政治彼は專横なる土耳其人の政治を指したるなり、は埃及の上に落來り、九月九日には此專横政治に代ふるに制度及び法律の時世を以てせざるべからざるに至りたれども、彼等軍人一派の希望する所も勿論此制度及び法律を立派に國內に敷かんとせるに外ならずと云ひたりしが、彼は又歐洲人排斥の首謀者なりとの世評に對しては一言の下に之を打消し、政府の儲人たると又内地居留者たるとを問はず、歐洲人は彼等に取り必要なる教師にして、彼は同席の兩大佐も學校に入りし事なきを以て、歐洲人との交際こそ彼等に取りての學校教育にして、政治上に於ても亦歐洲人の助力を藉らざるべからざるは勿論なり、故に尙歐洲人を要する場合には、彼等の入來る事を望むなりと語られしが、此談話に依りて余は私に斯くの如く

濃厚和平の氣を以て談話せるアッビーは實際眞實にして果決の人たるも、決して實用的の人物にわらず、且つ此言ふ所にして人々に感動を興ふるは細微なる思想を明白に表明するにわらずして、唯簡明に其所見を暴露するに存す。然れども傍の二大佐は全く常識に富める實用的の人物にして、若しアッビーの意欲を以て危険なる思想に陥らんとするが如き場合に當りては、常に慰解の位置に立てる人々なるべしとの感想を懷きたりと記載せり。

斯くの如く軍隊中將校等は自ら人民の煽動を事とするに常り、普通の兵士等は益軍紀を離れ、軍隊の訓練の如きは日に弛廢の傾あり、今一二の例を舉げんに、十一月上旬中、二三の兵卒等は喧嘩の結果として警吏の捕縛を受けしが、その報知の軍隊に傳はるや、多數の仲間が拘留所に押寄せ來り、暴力に訴へて彼等を拉し去りたり、又其後間もなく政府はカイローにある砲兵聯隊長某大佐を他に轉任せしめんと欲せし處、兵卒等は隊長の更迭に反對し、若し他の大佐の來るあるも決して其命に服せざるべしと宣言し、政府の方より種々の讓與をなしたる後、漸く其命を奪するに至りたるが如き是なり、恰も其頃カイローに駐在せる某聯隊

の聯隊は劇場に於て奏樂すべしとの命に應せず、或はメニエにある軍隊も一人の兵士が伊太利人に殺戮せられたりと、の故を以て不穩の形勢を示せしが、是等の徴候は明かに最早埃及内に於ては秩序の維持を託するに足る兵力の存在せざることを證明するに足らずや、然るに軍隊の精神は斯くの如く弛廢せるに際し、普通人民の精神も新聞紙の排歐鼓吹に因りて將に動搖せんとするに至れり。土地の新聞紙は盛に歐洲人及び其政府組織を攻撃し、以て同々教徒の狂熱心に訴へ、其中の一新聞紙は記して曰く、吾人埃及人は英佛と云へる二頭の獅子の餌食たるの狀態にあり、彼等は立派なる政略を行ふが如き外面を装ひ、其實は常に爪牙を磨き、時機の至るらば其怒を縱にせんとして常に此國を忘らす。……吾人は他日我政府都内より歐洲人を一掃し去るの時を見ん事を望むや切なり、而もその時に於て初めて吾人は英佛兩國が我國に貢獻せる事多きを、見て兩國に感謝すべきなりと、他の一新聞は、狂熱心は進歩を阻礙すと云へるものあり、然れども我國の歴史を顧れば、最も隆盛なりし時代は、我宗教に對する信仰を以て宇宙を征服したる時なり、然るに吾人は信仰を忘りたる結果として、國家を擧げて

之を外國人に委せんとするに至れり、而してこれ當然の理にして、吾人の罪惡に對する正當なる刑罰なり、嗚呼我宗教の衰運を挽回すべきを以て本務となす所の法教師等、最後の審判の日に當り、心の奥底を明知せる神の御前に於て脚等は何と答へんとするや、との如き記事を掲げて、盛に宗教的狂熱心を煽動せしが、是等の記事が埃及の新聞紙上に現はるゝや、其土地にて發行せらるゝ歐洲人の新聞紙も勢ひ反駁を加へざるを得ずして、埃及と云へる一の佛字新聞は、第三代のケーリッ、フ、オスマンを以て偽豫言者の狂的後継者なりと記載せしが爲り、主筆の生命も危からんとするに至り、彼は已むを得ずして埃及を去り、又その新聞紙も廢刊の命を受くるに至りしが、同時に又アラビイ派の機關紙たる「ムル・ヘサマ」も亦過激なる首辭を弄して、甚しく回々教一統主義を鼓吹せしに依り、廢刊の命を下さるゝに及びたり。

「サ・ニエドワード・マレット」は記述して、「アラビイ派の機關紙を廢刊せしめたるの事は、權力が政府に復歸するの前兆と認められ、又其結果として幾分信用を恢復するの結果を生じたり」と報せしが、當時の刊行物は斯くの如く論争軋轢を逞うせるに拘らず、人民の多數は暫時の間時局に對して尙冷淡なる傾向を有せしが、一度軍隊中に現はれたる不平一揆の精神は、次第に普通人民中にも蔓延するに至りたり、而して斯くの如き現象を生ずるに至れるも亦自然にして、「サ・ニエドワード・マレット」が九月廿四日に於ける覺書に於ては最も能く此當時の状態を説明したるものなり、其旨に依れば、先頃の軍隊事件を是認せしめ、又尊敬すべき埃及人の多數をして軍人に援助を興へしめたる原因は、彼等の恐嚇が幾多の眞實を含有せし爲めのみ、蓋し軍人等は公正なる處置を請願し、又暴逆なる行爲に反抗せば他より同情の來るべきを豫期せしなり、故に政府にして軍人等が人民に訴へて收得したる勢力を奪取せんと欲せば、唯一の方法として、彼等の平より權物を取り去るにありと記述したりしが、最も弊を得たる名官なりと云ふべきなり。

一八八一年の終に於ける状態を一括せんに、ケニアは不平軍隊の爲めに毀りたる邊縣を忘るゝ能はずして、常に憤悶の情を懷き、その權力を回收するの機會を望み居たれども、シウ・マ・バシヤは幾分か政治家たるの風を備へて主義の爲めに

愼くまでも奮闘し、政府に附屬すべき正當なる權利を恢復せんと盡瘁せり。然るに惜むらくは彼は支離散漫なる不平分子を統治するに必要な氣力と手腕とを缺きしなり。然れどもサー・エドワード・マレット及びサー・オークランド・コルビン
 の巍然として後に控ゆるあり。アラビイは軍隊の後援を以て常時殆ど無冠王の妻なり。且つ彼は一八八二年一月早々、陸軍次官に任命せられたりしが、これ虎を野に放つよりは寧ろ之を制ふに若かずと云へる計策に基きたるなり。而して人民は一般に不満の心を懷き、國民派及び不平軍隊の聯絡は未だ全からずして、文治派は尙軍人等を猜疑したれども、埃及の新閣議等は回々敢の熱狂心に訴へて排歐思想を鼓吹し、實に非常の注意を拂ふべき形勢たり。故に若し一度その處置を誤れば、萬事將に休せんとす。而して英佛兩政府も今や既に一步を進めて國民運動を指導すべき希望を絶ち、此土耳其たるを歐羅巴たるを問はず、殆ど埃及に對する外國の干渉を止むなきに至らしむるが如き處置を取らんとするに及びたり。

第十三章 英佛兩政府は聯合通牒を發す

(二八八二年一月)

佛國政府は英佛兩國聯合して埃及の軍事を監督すべしを建議す。佛國內閣の夏達——サン・マウリスは英佛兩國の聯合行動を建議す。ケレンベルグは同上の建議に應ず。サー・エドワード・マレットの意見を讀す。サー・オークランド・コルビンの意見——サン・マウリスは聯合通牒の原文を起草す。ケレンベルグはサン・マウリスの原文に同意を與したり。調案をカイロに送る。軍隊の兵數を増加せん事を建議す。參議院の改選。聯合通牒の爲めに進められたる結果及び同盟關係に對する評論。

九月九日の暴動事件以後、間もなく佛國外相バルテレーミー・サン・テレル氏はケレンベルグに提議して、英佛聯合の軍事監督を埃及に設置し、兩國より各一人づつの將官をカイロに送らんことを照會し來りしが、氏は之に因つて埃及の軍隊に秩序及び訓練を與ふるを得べしと信せしなり。然るに英國政府は之に對し、若し埃及軍隊が是等英佛の將官をして何事をもなす能はざらしめ、有名無實を

免れざる時は其結果如何と反問したるに、佛國外相は若し斯くの如き場合に至らば、該將官等が英佛兩政府の後援を有するものなるを了知せしむるの要あるべしと答へ、更にアレキサンドリアに英佛の軍艦を派遣し、示威運動を行ふべきや否やの件をも照會し來りしが、其件に關しては唯大體の意向を述べしに止まり、敢て確平たる建議若くは提案をなせしにはあらずなり、而して英政府は佛國よりの建議をカイローに傳へ、同地の意見を徴したる處、レヴィ・パレヤ及びサー・オークランド・コルロンは、一言の下に佛國外相の建議を排斥したるが、斯くの如き建議をなしたる事實に依りて推斷するも、如何に佛國政府が埃及に於ける事態の眞想を穿ち得ざりしやを察知するを得べく、今や埃及に於ては歐洲干渉と云へば、如何なる種類を問はず、人民を煽動して之に反對せしむるに汲々たる時に當り、唯二人の歐洲將官等が如何に鞏固なる意思を有するにせよ、此事を以て不平和たる埃及の軍隊を制御するを得べしと思ふが如きは誤れり、何となれば、若し將官を派遣せば、更に一層烈しき軍隊の動亂を醸成するに過ぎざればなり、故に此建議は撤回せられ、是より十二月中旬に至るまで英佛兩國の聯合

行動に關し他に何等の建議を見ざりしも、其頃までには佛國內閣に更迭起り、ガンベッパ氏起ちて國務を指導するに至りしが、氏は埃及事件に關しては深き個人的興味を有せるを以て、其豪宕なる精神は直ちに新奇なる刺激を埃及政略の上に與へたり。

十二月十五日、ガンベッパ氏は英國大使リー・オンス卿に對し、ア・ラ・カ・パレヤの權力を強固ならしむることの絶對的に必要なる所以を述べ、一方に於てはア・ラ・カ・パレヤをして英佛の後援に信頼せしめ、その操守と氣力とを堅實にし、確固たる精神と氣力とを彼の心中に注ぎ、又他方に於ては埃及の現政治を敵とする人々及びイスマイル・パレヤ、ハリス・パレヤの餘黨並に全體の埃及人等に對し、ア・ラ・カ・パレヤは英佛兩政府の推薦に依りて王位に登りたるものなれば、彼を廢せんとするが如きは兩政府の決して承認するに能はざる所なりとの觀念を與ふるの要ありと論せしが、更にガンベッパ氏の意見としては、土廷の干渉は全然之を許すべからず、今や必要に際せば、英佛兩政府は直ちに聯合行動を取らんが爲めに共同して埃及事件を考察すべきの時機に到若せりと云ふに至りたり、而して此通知に對

し、十二月十九日に於てグランビル卿は、埃及に關して英佛兩政府が如何なる方針を取るべきやを考察するの時節は到若せりと云へる。佛國政府の意見に對しては、英國政府は十分に同意を表し、又兩政府間の眞實なる意見符合に對し、何等かの證據を興ふるは難はしき事なりと信ずれども、埃及に於て爭亂再起の場合に際し、英佛兩政府が採るべき處置を決定するは、精密なる考察を重ねたるの後ならざるべからずと思惟すとの返答を返るに至れり。

右に述べたる英佛兩政府間の往復文書は、其次に来るべき結果を正しく表示せるものにして、兩政府は政治上甚だ危險なる意向を有せしなり。今若し兩政府の意向を普通の言語を以て表明せば、何事かなさざるべからずと云ふに相當すれども、一方に於て佛國政府の行動を指導する者は、無事に安んずる能はざる劇烈活氣のカンペン、氏にして、氏は其胸中列然たる計畫を有し、若し能ふべくんば軍事占領をなさずして、埃及を英佛聯合の支配下に置かんとし、若し能はずんば聯合占領を以て最良の解決策なりと信せしに、他の一方即ち英國に於てこの時局に當れる人は、判斷力に於て遙にカンペン、氏に勝れるも、進取の活氣に乏しき政

治家なりき、苟くも責任ある大臣として、其胸中に確乎たる成算あるにあらざして、唯漠然と何等かなさざるべからずと云へる主義に賛成せんとするは、政治上危險と謂はざるを得ず。後日に至りグランビル卿は始めて悟りて以爲らく、凡そ取らんと欲する何れの方針にも反對ありし場合、問題は兎も角何れの方針が最も故障の少かるべきかと云ふにありと、されど時機は既に後れて如何ともなす能はず、且つグランビル卿は初時は頑強なる佛國首相の意見に依りて左右せられ、自ら認めて最も弊害の少きものと信じたる方針即ち土耳其の埃及占領には反對せざるべからざる破目に陥り、又其結果として卿が最も反對せし英國の埃及占領を強ひて行はざるべからざるに至らんとせしが、偶然にも佛國內閣の更迭起り、漸く之が爲めに埃及問題解決の策としては最悪の方法たるべき英佛聯合の埃及占領を行はずして止む事を得たり。

十二月二十四日に於て、カンペン、氏は英佛兩政府の爲めに便宜なるべしと思惟したる方針を幾分か完全に展開せり。當時埃及に於て參議院の將に開會せられんとする際なりしが、氏は此會合が同國の政治上に多大の變化を來すべきを豫

想し、英國政府に對し、此際カイローにある英佛總領事等に訓示を與へ、共同してケアーズに傳ふるに、英佛兩國の同情と後援との保證を以てせしめ、彼を獎勵して飽くまでも正當なる權力を主張し、又之を維持せしむべしとの提議をなしたるが、實にガンベツ氏より之を觀れば、この處置たる單純にして實際的なれば、何等の猶豫なく直ちに着手せらるべく、且つ英佛兩國政府が必要の場合に於て共に取るべき方針の起點たる者なり、而してグランビル卿はガンベツ氏の提議をサー・エドワード・マレットに通知し、十二月二十六日を以て氏の意見を敬せしむ、翌日その返答あり、曰く、余はガンベツ氏の提議に反對の意見を有せず、且つ十中の八九までケアーズの欲する所なりと思はるゝは、土廷の嫌隙及び疑に反抗して十分參議院の獨立を維持せんとするの計畫なりと、是に於てグランビル卿は直ちにリオンヌ卿に訓電して、英國政府がガンベツ氏の意見に同意せりとの由を同氏に傳へしめたり、然るにガンベツ氏は此返報に接するや、自らカイローの英佛總領事等に訓示すべき主意を起草し、先づ之を英政府に致さん事を通知し來りしが、十二月三十日に於て、サー・エドワード・マレットはグランビル卿に打電

し、カイローよりの急書は既に其途に在るを以て、其到着するまでは埃及政府に送るべき文書の内容を決定せざるべき事を希望する由を述べ、又更に之に加ふるに、ケアーズをして參議院に對し、腹藏的態度を取らしむるは甚だ不可なり、同院はシムソン・パネヤが依頼して以て、成功の基礎となさんと欲する者なれば、之を冷視し或は阻止するが如きは、徒に土廷に利益を與へ、軍隊の威勢を増し、又中庸の改革を助くるものと認められて、現に吾人が博しつゝあるの勢力をも減少せしむるの恐あり、且つケアーズの演説に對する參議院の答辭の如きは、非常に著實にして又満足すべき性質のものなりとの意見を述べたりしが、サー・エドワード・マレットが其電報中に引照したる急書とは、十二月二十六日の日附を以て發せられたるものにして、其中にはサー・オークランド・コンベンンの記録したる有名なる覺書をも包含せしを以て、今其覺書を左に引照すべし。

過去三ヶ月に亘れる出來事、及び當時尙引續き埃及に於て進行中なる運動は、必ず埃及と英佛兩國との關係に影響を及ぼすべきを以て、現在に於ける其狀態及び如何なる方面に於てその運動が英佛兩國の維持し來りたる地歩を侵

害するに至らんとするやを簡單に記載するは、全く要なきにあらざるべし。余の意見に依れば、この行動の發端は土耳其の專横なる支配に對する埃及人の反抗運動にして、吾人の現に目撃するが如き出來事に於ける直接の原因は、イスマール・パシャの廢政より起りたる反動及び歐洲人に接續せる結果として、埃及人の胸中に發生せる自由思想並に埃及が土耳其に對し、又英佛兩國に對する特權の境遇より生じたる機會等即ち是なり、而してレリッパ・パシャは此運動の首領に擧げられたるが、斯く自ら渦中に投じたるは、幾分の自信あるに由ると雖、大部分は柔弱の然らしめたる者にして、遂には亦其運動の爲めに一掃し去らるゝに至るべし、彼は全く支配する才能を缺き、又指導の任にも堪へざるなり。

此運動は其端を土耳其反對の運動に發せしものなれど、其本質に於ては埃及人の國民的運動なりと云ふを得べし、而して當時は其正面の敵たる土耳其と格闘するに際し助力を借るの必要ありしを以て、歐洲人に對する態度を擴みしと雖、其實は歐洲人に對して好意を有する能はず、結局は歐洲人の拘束を免れんとせし希望以外に、其運動を鼓舞せしむる動機はあらざるべし。

以上は運動の性質に關して述ぶる所なり、次に此運動が如何なる方面に於て、當時英佛兩國の占領する地歩を蠶食せんとするが如き形勢に至りしやを述べんとす。

余の意見に依れば、茲に二重の危険を生せんとするの虞あり、其一は埃及が責任を負うて豫守せざるべからざる諸規約を無視するか、或は變更せんとするの傾向ありと云ふ事にして、其二は如何なる直接の規約も存在せざるを理由として、行政の各部に於ける外國干渉を脱せんと欲する傾向ある事なり、第一の點に關し、……若し豫算案を議定するの權、即ち財政監督權を參議院に附與するに至らば、英佛兩國聯合財政監督の位地は著しく變更せらるゝに至るべし、現時英佛兩國聯合の財政監督が有効なる理由は、内閣が國家を支配し、而して財政監督官は閣議に對して賛否の投票權を有すると同時に、又閣臣等とは終始往復會同して親愛なる關係を有するが故なり、然るに財政監督官と參議院との間には極めて間接なる性質の者の外は、他に如何なる關係も存

せざるのみならず、財政監督官はかの無責任にして而も不良の訓練を受けたる参議院の議決に對しては如何なる信用をも與へざるなり、而して又若し参議院にして豫算案を議決するに至らば、埃及の財政に對し監督官等が必要なる禁止權を實行する能はざるは當然なりとす。勿論参議院は豫算案を議するに當りては、國債償却令の許可する諸條件に従ひて事をなすべきも、是等の條件は其意義の伸縮自由なるを以て、或は條件の意義を誤用し、爲りに財政上の均衡を危殆ならしむるに至らずとも限らざるなり、故に吾人は深く此點を、リッパレンに注意せしに、彼は吾人の意見に従ひて、其企計を變更せんとするの準備をなすに至れりと傳へらるゝも、参議院が果して其變更を承諾すべきや否やは又他の問題に屬するなり。

第二の點、即ち埃及政府が國際上明瞭なる規約をなさざりしを猶とし、行政の各部に於ける外國干渉を免れんとするの希望に關しては、カーネー、オクタンド、ホルピンの言に、若し参議院が是等行政の一二方面を攻撃し、其目的を達したる曉には、無形的に財政監督の威力を殺ぎ、亦其攻撃の成功に比例して、埃及に

對し列強の取得したる實權をも破壊するに至るべしと云ひけるが、彼は又更に意見を附加して、事情愈斯くの如きに至らば、埃及に於ける英佛兩國の高官等を指導せんが爲りに、彼等の取るべきの態度に關し、兩政府がその希望を發表せざるべからざる所以を陳述し、更に尙一步を進めて、英政府に建言して、下埃及人間に行はれつゝある自由運動は決して之を阻止すべきものにあらず、該運動の反對者は土耳其人のみにあらずして、歐洲人にも少からざれども、その本質に於ては純粹なる民意發揮の結果にして、國家の利益を追ふものなるを以て、此運動を阻礙せんとするは拙策の甚しきものと謂はざるべからず。然れども余は眞に此運動の成功を希望するが故に、彼等が常利より其運動の當に限らるべき範圍を知ることと必要なりと認めたり、若し然らずんば、衆多の期待と希望とを抱く事あるも、一朝失敗に遭過せば、全然其意氣を挫折せしむるに至るべければなり、故に何事をかなし或はなさんとするに當り、埃及政府も参議院も常に注意して、歐洲列強は現在直接に埃及財政の監督權を握り居り、而して又之を維持せんと欲する者なるを忘るべからず、且つ列強も亦此

監督權を危うせんとするが如き手段の建議を採用すべからざるなり。そは歐洲人が財政監督の任に當るは、現時に於ては埃及の幸福に必要なるものにして、又埃及問題の再起を防止すべき主要なる保證なるを以てなり。況や國債償却令の保證する各項目及びその以前の律令の如きは、絶對的に議論を許すべきものにあらざり。又財政上に於ける權威の中心を財政監督の手より分離せしめて、之を參議院に移さんとするが如き手段は一切之を否認すべきは當然の事なりとす。而して萬一必要の生ずるあらば、斯くの如き手段を以て歐洲列強が責任を有する埃及の財務に關する有効なる管理を保證すべき働作力を無効ならしむるものとして之を排絶せざるべからざるなり。加之余は同時に、リッパパン、或は其他何人にも政府を代表すべき人に勸告を與へ、彼は歐洲人の政治に對する民間の攻撃を抑壓すべき地に立てる事、並に歐洲列強も亦決して此種の攻撃にして成功せんとするを默過するものにあらざる事を了解せしめんと欲す。蓋し歐洲人の干與する政治の各局面は幾多の缺點を有せざるにはあらざるも、實際に於ては改革の中心にして財政監督を代表すべき作

子たればなり。……故に余が熱心に主張せんと欲する點は、今や埃及が其内政を再新せんとする大切なる利那に當り、列強は宜しく其外交官等を通じて、埃及の内政中列強が既に掌握し、又將來までも維持せんとする有形上の利益を公然又確然と認識すべく、又同時に内政に關する手段方法の如きは、既に歐洲列強の收得したる分限を犯さざるの範圍に於ては、埃及人等が欲する如く自由に其手段を講せしむべしと云ふにあり。埃及の政治は事實に於ては三個の分子より成れるを以て、此一分子たる列強にして自ら其權利を變改せんと欲せざる限りは、當時の如く埃及の人民が運動及び變化の狀態を呈せる時に當りては、必ず其權利を獲得し、並に強固ならしめざるべからず。埃及人が列強の意見に順着せず、妄に自ら百事を處理することを不問に付すべきにあらず。そは事の初めに當り双方の意思疏通するにあらずんば、將來益、誤解を生ずるの基となり、吾人及び埃及人間の關係を困難ならしむること、當時參議院の召集に際し、列強の意思を權柄的に宣言する事よりも甚しかるべければなりと述ぶるに至りたり。

余が右に於てカーオークランド・コンベンションの覺書を十分詳細に引照したる理由
は、英國政府が將にガンベツ氏の建議に同意せんとする時に當り、埃及に關して
如何なる報告がカイロ方面より來りしかを精知せしむるの要あるを以てな
り、且つ此覺書の英國外務省に到着したるは一月二日なりしが、正しく同日に於
て、ガンベツ氏が起草してカイロに於ける英佛の總領事等に送らんとするの
案文も、倫敦に到着するに至りしが、其文辭は左の如し。

英佛兩政府が苟くも埃及に於ける政治の方針を阻礙すべき事件に對して助
力を與ふべき決心を有せる事をケアニア及び其政府に傳ふべしとは、貴官等
の屢、訓示せられし所なり、此點に關しては兩政府全く其意見を同うし、近來埃
及國內に起りたる諸種の事情、就中ケアニアが參議院を召集せしが如き事は、
兩政府をして更に意見の交換を行はしむるの機會となれり、故に余が貴官等
に通知してケアニアに傳へしむる所は下の如し、英佛兩政府はケアニアの勅
令に基き、且つ兩政府の公然承認せし條款に據り、ケアニア陛下の實を維持す
るは、現在に於て、將來に於て、埃及國の秩序繁榮を保證すべき唯一の條件なり

と確信す、而して兩政府は埃及に設定せられたる新事物を阻害せんとするが
如き内外各種の困難に對しては、共同して救助保護の任に當るべき決心を有
せるを以て、公然此決心を埃及政府に保證するは、埃及政府が或は遭遇するに
至るやも計られざるの危険を減少する點に於て、幾分効力あるべしと思惟し、
且つ兩政府はケアニア陛下が此保證に依りて、其國家及び人民の運命を指掌
するに必要な自信と氣力とを得るに至らん事をも、亦充分に信ずるものな
り。

英國政府は一月六日に於てガンベツ氏の草案に同意を表せしが、假令行動を取
るの必要あるに至るも、英國政府は右に就き特種なる方法を取らざるべからざ
るが如き束縛を受くるものにあらざるとの保留條件を挿入せり、然るに其翌日ガ
ンベツ氏は英國大使サー・オンス卿に書信を送り、英國政府が唯一條の保留條項
を加へしのみにて、他は全く我意を容れたるは、英國政府の極めて満足する所
にして、殊に其保留條項の如きは、英國政府も等しく希望して挿入せんと欲した
る所なりと告げしが、英國政府がガンベツ氏の提言に應ずべきの意を示したる

は、サー・オークランド・ニコルソンの覺書が埃及より到着したる後、四日目に於て、一月六日に至り、英國政府はサー・エドワード・マレットに打電して訓示を傳へ、佛國政府も亦同様の訓示をレン・ヤウ・ワット氏に送りしが、是等英佛兩政府の訓示がカイロに到着したる當時に於ては、土地の狀況將に活氣を昂し來り、參議院は既に十二月二十六日を以て開會せられ、議長サルマン・パレン、フバヤ等はケネディの開會の辭に對して答辭を述べ、國家の利益に對し鞠躬盡瘁すべきを誓ひたる時なりしなり、故に一月二日に於けるサー・エドワード・マレットの報告に依るも、先月三十一日、ケネディと會見せる際、余は九月英國より歸埃せし以來、始めて閣下の氣分快活にして又境遇を樂觀するに至れる様子を見たり、彼は代議士等の態度極めて温和なるが如きを見て深く満足の意を表し、埃及も漸進するに至るべしとの信念を生せりと語れり、但し參議院開會に至る前までは、閣下の心中は常に疑懼の念を以て滿たされ、居常快々たるを見て、余は閣下の意を忖度し、其斯くの如き感情を有する所以は、豫め代議士等のなさんとする所に對して不安の情を抱けるのみならず、又制度として參議院を厭惡するが爲めにあらざるやを併れし

なり、故に此變化は最も著しく覺えたりと記載せられしが、斯くの如き形勢の一變せるが如き外觀を呈せるに拘らず、二側の困難は目前に横ばり、而して其第一は軍人派が一八七九年の勅令に依りて許可せられたる兵數最大限の程度、即ち軍隊の數を一萬八千人に増加すべきを希望すと云ふ、是なり、然るに監督官等は幾分か軍費を増額すべしとの意見は之わりしも、財政上種々の理由に依り軍人派が希望せるが如く多額を支出するを拒み、又此點に關しては英國政府の後援を有したり、而して又シ・リッパレンは最初に於て監督官等の適當と思惟せる程度よりも一步進んで軍隊を擴張するの意見を有せしが、終には監督官等の意見に賛成し、軍人派に對して讓歩せざるの決心を有するに至りしが、參議院開會の前夜に至りて、一八八二年度に於ける陸軍費の豫算を五十二萬二千磅と定め、前年度に比しては十五萬四千磅の増額を示せしが、陸軍大臣は此豫算を以て満足せず、更に十二萬六千磅に近き増額を要求し、兵數を一萬八千に増員せん事を望みたり、而して第二の困難は第一とは甚だ異りたる性質を有し、其原因を案ずるに、一八六六年中、イスマー・パレンの當時に於て、參議院召集の律令發布せられ

し處何人も其開會には必ず法令の規定せる所よりも遙に大なる權利を要求するに至るべしと思はざるものなかりき。埃及内閣は斯くの如き要求の來るべきを豫想して新條例を制定し、一月二日を以て之を議院に題附したり、而してサー・エドワード・マレットも亦この條例の原案を外相グランビル卿に送付するに當り、之に所見を附して、新條例中に於て埃及が英佛其他の外國に對して遵守すべき義務は明かに保證せられたり、然れども是等の制限を除けば、議院の憲法は非常に自由にして、尙時の進むに従ひ、自由の方面に新しき變革は起るに至るべしと記したりしが、兎に角要は議院が政府の提案に同意なるや否やに存せしなり、而して當時の形勢は勿論重大なるに相違なきも、指導眞に宜しきを得ば、目前の危險を免るゝを得、國家の行政機關全く顛覆せらるゝが如き虞なかるべしと思はれしなり。

英佛兩國聯合の運成の發せられし以前に當り、人々の深く留意せざるべからざる事あり、そは一の國民派が埃及内に存在せりと云ふ事なれども、英國政府は最初より此點に關して考を誤りたるが如く、近時埃及に勃起したる運動を以て、全

然武斷的性質を帯び、毫も同情を寄するに足らざるものと思考したり、故に後日即ち一八八二年七月二十二日に至り、英國の軍事占領の必要に逼られし時、グラドストーン氏は下院に於て演説して、埃及事件中この當時の問題を論せる時、英國に於ても同國の武斷派は即ち民黨にして、埃及の自由の爲めに奮闘するものと信せられたり、果して然らば其奮闘に對して助力を與ふべき理由は寸毫も存せざるなり。……武斷的暴虐と其力に依りて設立せられたる政治とは、決して自由の發達及び存在と兩立すべきものにあらざして、……クロームウルの時代の如きは、眞に隆盛なりしと雖、英國の自由の爲めには何等貢獻せる所なし。……ナポレオンの治世の赫々たるも本と武力を基礎としたるを以て、佛國の自由には何等の効益を與へざりしなり。……と述べたり、是等全體の主義は眞理なるも、當時埃及には多少武斷派と共同して事をなさんと欲したる國民派の存在せしは絶對的に事實なりしなり、故にサー・オークランド・コルビンが叫んで以て埃及の大人と稱し、又名門出の一人なるシロップ・パンヤは明かに國民派の存在を認め、同派を獎勵扶助して、武斷派を抑壓するの策を勸めたりしは最も賢明なる處置にして、

サー・エドワード・マレットも亦英國政府を警戒して、國民的運動に敵意を狭むが如く誤解せらるゝの處置に出づるは非常に不得策なるを明かに注意したりしなり。然れども當時埃及にありし歐羅巴人中、最も卓越せる人物と稱すべきはサー・オークランド・コルビンにして、彼は老練なる印度事務官なるを以て、退歩せる東洋人中に俄に自由制度を發達せしむべしとの空想に驅らるゝものにあらず。且つ彼の専務は埃及の財政を監視するの任にありしと雖、政治に對する彼の卓見は當時將に盛ならんとせる國民運動の真相を見落すべきに小らず。嘗ては本國政府を警戒して、當時將に盛なるの状況を呈するに至りたる自由運動は、決して之を阻礙すべきものにあらず。該運動は素と土耳其政府の處置に反對するの目的を標榜せりと雖、本來は埃及人の國民運動なり」と痛言したりしなり。

以上は英佛兩政府が其聯合通牒を在カイロの兩國總領事等に發送せしめたる當時の形勢なりしが、是等の訓示がカイロに到着したるは一月六日の夜にして、越えて八日午後五時半に於て、サー・エドワード・マレットはクワンビヒに還電し、佛國總領事及び余は本日ケンニアに兩政府の旨意を傳へしに、陛下は深く

自身及び埃及國民に對する兩政府の好意を感謝する由を傳達せられんことを依頼せりと報じ來りしが、ロンドン・モーレー氏が一八八二年七月中のワートナイト・リー・レビュー誌上に寄稿せし論文に於て、英佛兩國聯合通牒の到着したる當時に於ける埃及の形勢を記し、該通牒は恰も爆藥を投じたるが如くカイロ府を震動せしめたり。人民は一人として斯くの如き宣言の來るべきを豫期せず、又來るべきの理由をも豫知する能はざりしなり。故に人々は英佛兩政府が斯くの如き斷乎たる處置に出でたるは、必ずしも深謀熟慮の計ならざる全計の存すべきものなりと信じ、この通牒を目して、サルマンを更に遂に背後に退かしめ、ケナイブを以て一層明白に英佛兩國の美態中の者と化せしめ、埃及をも早晚或る形勢の下に於て、ナムム國と同様の悲運を分たしむるの前途なるべしと信じ、播摩感測一般の人心は深く惡意の解釋をなすに傾きたり。勿論ケナイブは議院の意圖に反對すべき獎勵を受け、意氣昂れりと雖、武斷派及び國民派は著しく驚愕の氣色を帯び、サルマンは激昂し、他の歐洲強國も不安の念に驅られ、今や騒亂の氣脈は如何なる個所に於ても將に發動するに至らんとせりと論じたりしが、レムリアン

パレンも亦一月十日に於て、サー・エドワード・マレット及ビレン・キャウツ氏を訪問して、聯合運議は、先づ第一にはケニア・アプが改革に反対せんとするを奨励するが如く解釋せられ、第二には九月中の事件と議院の開會とを聯絡せしめたる文辭を合めるを以て、其開會に對し不快なる精神を表示したるもの、如く思惟せられ、第三者は之を目して土廷との關係を弛緩ならしめんとするの希冀を表せるものとなし、又第四者は當時國內の狀態に於ては決して外國關係を容すべき理由をわらざるに、運議中には干渉の威嚇を暗示せりと信するに至れりと云ひて慷慨せり、而して又サー・エドワード・マレットの意見も等しく斷乎たるものにして、一月九日、グランビル卿に打電して、英佛兩政府よりケニア・アプに聯合運議を送りたるが爲め、兎に角一時は埃及人間に吾人の信用を失ひしこと甚し、其以前までは萬事の進行甚だ好都合にして、英國は眞に埃及の知己及び恩人を以て目せられしに、近日に至りては埃及人は英國を以て飽くまでも佛國と行動を共にするものとなし、又佛國はそのチヌスを占領したる關係より、埃及に對しても等しく干渉を試みんとするものなりと信せらるると報告し、是に翌日に至り、再び打電して、近

日に於ける、埃及の狀態より最後の結果を推斷するは、尙早きに過ぐるは勿論なれども、兎に角目下に於ては聯合運議の結果として、武斷派、國民派、及び參議院の連合を一層強固ならしめ、又是等三派をして英佛兩國に反對するの同盟を形成せしめ、且つ彼等をして英佛の黨食を防衛せんが爲めには、埃及をして固く土耳其に附着せしむべしとの意見を抱持すること以前よりも一層強からしめ、又參議院の召集以來勢力を失ひたるの觀ありし武斷派は再び其勢力を恢復し、アッビー・ベールは不正なる外國干渉に對せる反抗者中の首領を以て目せらるゝに至りたりと警告し來りたり。

最小の誤謬をなす人は最大の將軍なりと云へる格言は、政治家及び外交家に對しても亦然りと云はざるべからず、且つ又此點に關し、今日を距る數年前に於て、第一のノースマン、ク卿即ちサー・ランレンス・メーリンシが余に與へたる注意は決して忘るゝ能はざるものなり、一八六四年中、米國南北戰爭に際し、余は北軍に従ひて戰爭を陪觀したりしが、歸英せる後は暫時サー・ランレンス・メーリンシの所有せる田舎の別荘に滞留し、當時尙進行中なる戰況を論じ、青年者流には有勝

なる獨斷的の口調を以て余の所信を語りたるが、サー・フランシスは少時余の言に傾聴せし後、君は尙青年なるを以て既に發生したる事を記録せずして、爾後發生すべしと思惟せらるゝ點を記録し供すべきなり。然かせば將來自己の豫言の當らざるを見て自ら驚駭する事あらんと語へたりしが、其後始と半世紀に亘りたる官吏生涯を通じ、始終大小百事の發生せる間に坐し、事物を觀察したる今日に於て、往時奇慧なる老叔が余に語へたる一言の真理なるを悟り、感激に堪へざらんとなす。余は酷しく他人の誤謬を指摘批評するの傾向を有し、屢政治に關する豫言を試みて失敗せる事ありしも、シランビル卿が聯合運使に同意して非常なる失策をなせりと云へる點のみは、單に余一人のみならず、萬人の等しく認むる所なりと信するなり。英佛兩政府が當初より其目的を異にせるは明瞭なる事實にして、佛國政府は埃及に對する自國の權利をして一層強からしめんと欲せし處より、不本意ながらも已むを得ずして、英國と共同して事に當りしなり。然るに英國は之に反し埃及に手曠き干渉をなすべき必要を第一に避けん事を欲せしなり。故に一月六日、シランビル卿が聯合運使中に保留條項を設け、行動の特殊な

る方法に關しては必ず責任を有して實行すべきものにあらずとの意見を述べ、其翌日、ガンベツ氏が其保留條項は等しく佛國政府の希望する所なりと答へたる時、双方の見地は實際に於ては相一致せるものにあらずして、兩々保留條項の解釋を異にし、シランビル卿は最後の方法としては土耳其の軍事占領に依頼せんと欲するに反し、ガンベツ氏は土廷の干渉は此性質の如何なるを問はず、全然容すべきにあらざる事を斷言するに至り、殊にガンベツ氏の機關紙たるレバソリカ・シランビルは一月十四日の紙上に於て、若し埃及内に騒亂の起るあり、又ケデーアの權威にして再び危殆なるに至らんか、英佛兩政府は斷乎たる處置に出づるの決心を有するものにあらずと想像するは、非常なる誤謬なりとの説を掲げ、ガンベツ氏が英佛兩國聯合して埃及を占領せんと欲するの意思を有せるを諷せしなり。

シランビル卿は他に又深く考察せざるべからざる理由を有したり。彼は聯合運使に同意を表する以前に於て、十二月二十六日に於けるサー・オークランド・シランビルの覺書を受領せしが、サー・エドワード・マレットも此覺書に對して特殊の注意

を拂ひ、本國政府に、助言して事を決すべき以前に於て、必ず此覺書を考察すべしと勸めたりしが、此覺書は實に有益なる雄篇にして、埃及内部の狀態を明細に記述し、當時埃及に對興せる運動は民心の發揮せるものなるを十分に認識し、此運動を阻止せんとするが如きは策の最も拙なるものなりと論せしなり、然れどもサー・オークランド・コルベンの事務は財政監督にあるを以て、歐洲人の助力に頼らずんば、埃及の財政は決して整備せらるゝ能はざるを豫知し、英佛兩國の財政監督權を危うするが如き事は如何なる事にて之を排斥し、埃及の政治上に英佛兩國が現に所有し居り、又將來までも維持せんとする有形上の利益をば、英佛兩國が公然又確然と認識せん事を上申し、更に埃及の政治は事實上三人の共同組合の如きものにして、總ての關係者が合意の上にあらずんば、如何なる變革をも組織の項目中に加ふる能はざるが如しと附加したりしが、此意見は絶對的に眞實なるものにして、殊にサー・オークランド・コルベンの其身會計監督たるの地位よりして此種の意見を上申するに至たりしも、亦亦に自然の結果なりとす。加之此意見は佛國政府が永年埃及政府に對する自國債權者等の權利を保護す

るに熱心なりし點より論ずるも、同政府が容易に同意すべかりしは亦明白なることなれども、英國政府の場合には幾分之と異なる點あり、英國會計監督の任命に賛成し、國債償却令にも干渉したれども、さりとて又内事外事に論なく埃及を殆うせんとするが如き葛藤の生せし場合、之に干渉を試むべき嚴肅なる保證を與ふるは明に規約の範圍外に出でたるなり、故に此保證にして何等かの意味を有する者とするれば、英國政府は財政監督官等に有形的の援助を與ふべしと云ふを意味するなり、且つ後日に至り、下院内に於て此議論の生じたる時、英國政府の場合には上に引照せられたる財政監督を援助するの義務ありと云ふに決定し、又斯くの如き義務の存したるは事實なれども、その義務の關係する所決して佛國政府の附示せるが如く廣からざるを以て、英國政府はサー・オークランド・コルベンの埃及の狀態に關する報告をば眞實なるものとして十分に之を承認するも、其意見をば全く其通りに採用せずとも可なりしなり、蓋し英國政府はサー・オークランド・コルベンのより一層公平なる意見を抱持すべき地位に在りて、唯純然たる財政上の理由のみに依り干渉をなすの方針を取るは最も得策なるのみならず、

且つ如何なる點より考察するも、英國政府は財政監督官等に通知して、政府は唯無形的の援助のみを與ふべければ、彼等は困難なる位地に居るとは云へ、飽くまでも信念と意思の力とに依り能ふ限りの力を盡すべしとの旨意を訓示する能はざるの理由あらざればなり。而して又一方に於ては、埃及政府及びアラブに對し、苟くも國民運動にして合理の性質を有するあらば、決して之を阻止する意思を有せざるを告げ、ケナイブに對しては、民意に反抗せずして却つて調和の主義を採るべきを勸誘し、財政監督官等は皆財政を支配するに必要な智識と經驗とを備へ、紊亂せる埃及の財政を整理するに缺くべからざるの題材なるを以て、彼等の意見に耳を傾け、同時に英佛兩政府は埃及國財政の紊亂に對しては痛恨の情を禁ずる能はざるも、單に財政上の理由のみに依りては決して軍事干渉をなさざるべしとの意を暗示せしならんには、却つて好結果を來せしなるべく、軍事干渉の如きは固より人民の生命財產が危殆に瀕せる時に於てのみ初めて之を用ふべかりしなり。然りと雖も余は決して聯合連隊中に使用したる文字を濫用せたりしならんには、外國軍の埃及占領を避くるを得たりしならんと云ふ

が如き信念を表白するには、あらざるなり。然れども或る點より考察すれば、埃及に於ける列強財政上の利害は甚大なるを以て、埃及國財政上の紊亂は必然的に無政府の状態を生ずべきの虞甚しきに依り、或る一種の軍事的占領は遂に避くべからざるに至るべしと云へる議論は、或は其當を得たるやも知れざれども、兎に角斯くの如きは全く一の臆測に過ぎずして、夫れよりも更に確なる事實は、ガンベツ氏の方針に従ひたるが爲め、英國政府は終に實際の事情に照らして必要なる程度以上に、埃及の内政殊に財政の件に對し干渉せざるべからざる境遇に陥りたりと云ふ事なり。

グランビル卿がガンベツ氏の提案せる聯合連隊に同意するに至りし理由は、其連隊が如何なる結果を生ずるに至るべきやを推測する能はざりし所以に歸すべきは、殆ど疑を容れざるが如し。そは嘗つて一八八一年十一月四日に於て、英國政府が其方針を發表したる此公文に關し、上院に議論の起りし時、グランビル卿は此公文を以て英國及び埃及に於て一般に賞讃せらるゝの幸運を有したりと云ひしも、聊の此言は全く眞實にして、シムソン・パレンがサー・エドワード・マレーより

此公文を受領せし際には、深く満足の意を表し、且つ此公文を公にせば、國內に非常の好結果を生ずべきを以て、翻譯して各新聞雜誌にも掲載せしむべしと云ひしを見て、其旨の眞實なることを知るべきなり、而して又グラントン卿は言を續け、ガンベッパ氏は十一月四日の公文と同意義の聯合運送を發せんことを提言し來りたれども、其運送はガンベッパ氏の一層力ある筆に成るを以て、その文字には多少の波瀾抑揚を見るべきなりと云ひたりしが、實際に於ては英國政府の發したる十一月四日の公文書及びガンベッパ氏の筆に成れる一月八日の聯合運送間には、其口調に於ても、亦實質に於ても、甚しき差異を有し、前者が友誼及び同情を含めるに反し、後者は威嚇的態度を示したり、前者は埃及が無政府の状態に陥らざる限りは、敢て外國より重大なる性質の干渉を受くるに至らざるべしと云へるに反し、後者は幾分か嚴酷なる言辭を以て、英佛兩政府は埃及國內に設置せられたる事物を維持せんと決意せりと云ひたるを以て、其言辭の包含する所甚だ廣濶なるが如き觀を有するなり、加之英國政府の意見は、十一月四日の公文に於て其意を寓せしが如く、若し埃及に對して干渉を加ふるのじむなきに至ら

ば、必ずや土耳其の武力に依頼せざるべからざるべしとなしたり、且つ英佛兩政府は決して獨だ自國の勢力のみを擴張せんとするが如き計畫を有したるものには、あらずりしかども、一方に於て聯合運送の中には、或は土耳其の干渉に依頼するに要るべき必要を云ふを避けたりしを以て、その自然の結果として、埃及の人々がその非常の場合に際して、埃及に干渉を加ふるものは、決して土耳其にはあらずして、必ずや英佛兩國なりとの想像を抱かざるを得ざらしむるに至れり、而して又ガンベッパ氏一人の意見を標準として之を論ずれば、この想像の當らざるにもあらずりしなり、
 今試に此當時の状態を物に准へんか、恰も炭化したる水素と空氣にも喩へつべし、即ち兩者の分子にして相應の分量より成りて、其錯抗に存在する間は決して何等の害をも生ずることあらずるべきも、若し一人の抗夫ありて、燭火を手にして、其内に入り來るに、遣はんか、忽ち轟然として、其爆發すべきは、人の能く知る所なり、英佛兩政府が埃及に對して聯合運送を發したるは、恰もこの理に異らず、聯合運送を遂致したる以前に於ては、埃及に於ける國民派及び武斷派は相併んで

立ちたるが、シムラフ・パシヤがサー・エドワード・マレット氏及びサー・オリクランド・コ
 ルビン氏の二人の助力に依りて爾後をして合同することなからしめんとして、
 極力盡力する所ありたるは實に賢明なる行爲にして、彼等の盡力は其功空しか
 らずして、爾後の中比較的に健全なる分子より成りたる國民派は、素と危険なる
 分子より成りたる一方の武斷派を凌駕すべきの形勢を示すに至りたるが、この
 大事の利害に當りて、英佛兩政府は何等適當なる理由なくして突然場内に入り
 來り、彼等は可燃性の物體に對して燭火を附けたるを以て、爾後は忽ちにして相
 合し、爾後等しく爆發するに至りたるなり、佛國政府は恐らくはこの爆發を見ん
 ことを欲したるなるべし、或は少くともその爆發起るべきや否やを悉も顧慮せ
 ざりしか、必ずその一に厝りたるなり、然れどもクランヒル卿の行動に就きて之
 を論ずれば、卿は頗る佛國と共同せんことを窺みたるの結果、その利害に當りて、
 外交上の謹慎と云へる安全燈を携ふることを忘れたるか、或はその坑内には爆
 發氣の充満したるを認むること能はざりしか、必ず二者中その一に當らざるべ
 からず。

らざるに至りたるなり。

第十四章 英佛兩國聯合通牒の結果

(一八八二年一月より二月に亘る)

英國政府は聯合通牒の意義を説明せん事を希望す——佛國政府は上に述べたる英國政府の意見に反対す——議院は豫案に投票すべしを唱明を要求す——英國政府の建議——佛國政府の建議に反対す——英佛使領事等は議院に反対すべしを要求す——議院は内閣の意思を要求す——國民議院内閣の任命——佛國政府は英佛聯合の埃及占領を認り得る——英國政府は土耳其をして埃及を占領せしめん事を希望す——サンペット兵動員するに要する——サンペット兵の政略に對する評論

グランビル卿が聯合通牒に同意を表するに當り、以爲らく、土耳其にせよ、英佛にせよ、埃及に對する軍事干渉を止むべき最良策は唯干渉せんとするが如き虚勢を示すにありと、故に、通牒中にも殆ど明白に其意を寓せしが、事恐く豫期に反し、却つて干渉せざるべからざる機會を増せしかば、彼は自ら其非を悟り、之が恢復策を講せんと欲したれども、ガンペツ氏は之に反し、其非を悟らざるのみならず、倍、其政略に固着すべしとの意見を有したり、而して又レ、リッパハレは聯合通牒が

一般の人心に與へたる惡印象を除かんが爲めに、英佛兩政府が更に他の通知を發せられん事を希望し、一月十日に於て其意見を英國政府に通じ來れり、是に於て其日グランビル卿は駐佛大使リーオンヌ卿に訓示を與へ、佛國政府に交渉し、聯合通牒は甚しき誤解を招きたりとの辨明的電報をサンペットに送らん事を希望する旨を傳へしめて、翌日に至りリーオンヌ卿はガンペツ氏と熱議の結果を報告し、ガンペツ氏は勿論英國政府の提言に對し熱心なる注意と熱意を與ふべきも、氏の意見としては、聯合通牒に對し辨解的説明を加ふるが如きは最も願はしからずとの事なりと回答し來りたり、並に於てレ、リッパハレは更にサンペットに向ひ、聯合通牒に對して其結果を論ずべき意味に於て返答すべき事を建議せしが、サンペットは此建議に對し敢て反対すべき理由を有せずと云ひけるも、佛國總領事は之を拒み、埃及政府は唯英佛兩國の助言を聽き、默從せざるべからずとの意見を抱持したり、然るに幾許ならずして聯合通牒の直接の結果として、財政監督官等を後援とせる内閣と參議院との間に於て將に紛争を生せんとするに至れり、當時埃及の豫案は二部に分れ、第一の部は

國債の利子を償却すべき歳入に關係し、第二の部は即ち其歳入の殘餘にして政府の自由に使用し得べき部分の處置なりしが、參議院は此豫算案の第二部に對し投票すべき權利を有する事を主張し、財政監督及ビレ、リッパ、バレーは參議院の要求に反對し、若し議院の要求する權利を許可せんか、内閣會議及び財政監督官は國家の財政を管理するの權利を失ふに至らんとの理由を以て之を拒絶し、事體倍容易ならざりしが、一月十日に於てサー、エドワード、マレットは本國政府に打電して、内閣對參議院の紛争は一時或は調和し得べき機會を有せしも、今は已に後れたるが如し、議院は其權利を遂行するに際し、敢て粗暴に失し、又不合理なるにあらざるも、豫算案に投票せん事を主張するは甚だ失當の態度なりと云はざるべからず、且つ亦他の方面より觀察するも、當時の形勢として參議院を鎮壓するは干涉を加ふるの外他に策なきが如し、然れども之固より余の甚しく厭惡する所なり、實際に於て干涉の正當なるは、參議院の行動が明かに國債償還法に悖反する時に限り、單に其悖反を恐るゝが爲めに干涉を加ふべきの道理は毫も存するものにあらざり、而して余は未だ國債償却令を破らんと企圖せるものあるを聞

かざるなりとの意見を通知し來りたり、
而してシラン、ビル、卿はサー、エドワード、マレットの通報に接するや、努めて佛國政府の指導を免れんと欲し、専ら此事に苦心せしが、卿は自身英國自由黨員なるを以て、其主義より埃及國內自由制度の發達に關しては、幾分か之に同情を寄せざる能はず、然るに彼は自身方針を誤り、倍、埃及の内政に干涉の度を加へし事を發見せり、加之佛國人の幾分か壓服に類する態度は、彼の如き性質經歷を以て常に穩健を好み、極端を排する公平なる英國政治家の喜ばざる所なり、此故にシラン、ビル、卿はサー、エドワード、マレットに打電して、英國政府は埃及の議院をして或は全體に或は永久に豫算案に關係せしむべからずとの意見を固執するものにあらず、然れども此件を論ずるに當りては慎重の態度を持ち、英國政府が其爲めに盡力し來りたる金錢上の利害に關しては殊に注意を拂ふべきなりとの意を暗示せしが、佛國政府は直ちに反對の意見を表し、他くまでも議院に對して讓歩をなすを不可とし、リ、オ、ン、ヌ、卿は本國政府に打電して、ガン、マ、氏の意見としては、埃及の議院をして全然豫算案に關係せしむべからずと云へる事、及び其理由

として英佛兩政府が一步も譲らざる断乎たる態度を示すにわらずんば豫算案に干渉せんとする議院の意思を増長せしめ、又その結果として國債償却委員會の按排せる處置を破壊し、英佛兩國の財政監督權を危うし、遂には埃及國の財政を破壊せしむるに至るべく、且つ聯合運糧に對し如何なる説明をも加ふるが如きは、英佛兩國に反對せる徒輩をして倍、傲慢なる精神を長じ、其豫算案に干渉せんとする意思を強からしむるに至るべきなりとの事を通知し來りけるが、グランビル卿は再び此佛國の壓迫に對して一步を譲り、リーオンヌ卿に發信して、議院の提議は後來に於て幾分考察すべき價值を有する點ありと雖、唯今の儘にては到底其欲する所に同意する能はずとの意を通知し、チャーエド、ワード、マレットにも亦訓示を與へて、佛國總領事と協力し、豫算案の點に關しては議院の要求に極力反對せんが爲めに、シラフ、パンを援助すべしとの旨意を傳へしが、此使命がガンベッ、氏に通知せられし時に於ては、氏が將來に於ても毫も譲與すべき企圖を有せざるは明白となれり、且つ氏はグランビル卿の使命中、自己の意見に好都合なる點のみを採用し、其他は悉く排斥し、又議院の要求は埃及と英佛兩國との

協約に基き、埃及國內に設定せられたる事物の情態と兩立する能はざるの理由に因りて、英佛の總領事等は協同してシラフ、パンを助け、断然議院の要求を拒絶するに盡力すべしとの強力なる訓示をシラフ、パンに與へたりと自ら公言するに至れり、然るにカイローに於ては、一の調和策の提案せらるゝありて、議院の要求は當時は拒絶せらるべきも、後日更に考察を重ね、成るべく其要求を容るゝが如き方針を取るの保證を與ふべしと主張せられたれど、ガンベッ、氏は亦英國大使リーオンヌ卿に對し、氏は絶對的に此種の提案に耳を傾くる勿れとの訓示を特別にシラフ、パンに與へたりと告げたりしなり。

斯くの如く英佛兩政府がシラフ、パン、及び財政監督官に強力なる援助を與へたるに拘らず、參議院が決して一步も譲與せざるべきは日に明白なるに至りたるを以て、一月二十日に於てチャーエド、ワード、マレットは、參議院は國際償還法に對抗する一の原案を提出し、自ら投票して之が採決をなし、行政權及び財政支配權をも掌中に納め、殆ど議院をして政府と區別する所なきが如くならしめんと、計畫を有せるや、歴然たるが如し……故に吾人にして他くまでも豫算案に投票

せんと欲する議院の意思を排斥せば終に軍事干渉の已むなきに至るべしと本國政府に通知せしが、越えて二日にして、氏はグランビル卿に對し參議院議長は一個人として一の提案をなし、議院より委員を出し、政府と協力して豫算案に投票し、並に檢閲するが如き權利を附與せられん事の交渉をなし來りしを以て、此件を考察し得べきや否やを照會し來りしが、サーオークランド・ド・コムペン氏は、或は此種の交渉に依り合理なる協定を見るを得るに至るべしとの意見を有せしむ。彼の協同者たるドン・ソロー氏は斷然之に反對し、決して議院をして豫算案の構成に干與せしむべからずとの意見を有したり、而して英國政府は此提案に對しては未だ回答を與へざりしが如きも、内實に於ては一案を工尖し、參議院をして幾分國家の財政に干與せしむべしとの方針を取り、佛國政府の意見を敬せんとして、一月二十五日に於て此考察を駐佛大使リ・オンス卿に送り、且つグランビル卿は之に附記して、現在の形式に於ては、參議院の要求は縱令實行し得べしとするも、直ちに之を受納する能はず……然れども其要求は英佛兩政府が埃及の制度の正當なる發達を獎勵せんとする希望と兩立せざるものにあらず、故

に此點及び實際の便宜上より考察して、參議院をして單に豫算案中支出に關する部分のみに干與せしむる事は、地方事情に精通する彼等の知識を利用する點より顧るも頗る有益にして、又敢て困難にあらずるべしとの意見を述べたりしが、この通知のガンベッパ氏に傳へらるゝや、氏は大體に於てはグランビル卿の提案には賛成なりと云ひたれども、此大體に於ては賛成なりと云へる一語は、外交上の慣用句にして、全然反對なりと云へる意味を婉曲に言ひ願したる場合少からず、此場合の如き即ち是なり、ガンベッパ氏はグランビル卿の提案中細目の點に關し、多大の修正を加へしを以て、原案中埃及の國民派に讓與をなしたる點は殆ど無効なるが如くなるに至り、殊にガンベッパ氏は警察及びウックス院宗教的基金監督所に關する豫算案は參議院の監督の下に在るべからずとの意見を有せしを以て、二月二日に於てグランビル卿は佛國政府の意見に對し返書を與へたりしが、是等を對照せば英佛兩政府が各異る精神を抱持して行動したる所以を明白に察する事を得べきなり、即ちグランビル卿は此返書に於て、英國政府は更に綿密なる調査及び報告に接するにあらずんば、埃及の警察が政治上如何なる

部門に属すべきや否やを決定する能はず、又回々教の宗教的設備に關しては英佛兩政府は兼も利害の關係を有せず、且つ右は一見埃及の參議院が殊に之を處理するは適當なるが如く思惟せらるゝを以て、兩政府は此件に干渉すべきの義務を有せざるが如し、而して亦斯くの如く上記の兩問題は孰れも英佛兩政府關係以外の如くなれども、若し埃及の官憲にして是等の問題をも英佛兩國の關係すべき範圍以内に置かんとするの希望を有するならば、英國政府は敢て此事に反對すべきにはあらざるなりと通知するに至りたり。

上に擧げたる書信の往復より察するも、ガンベツ氏は國際上毫も干渉すべきの理由なきに拘らず、埃及の内政中極めて細目に亙る點までも一々之に干渉を加へん事を希望せしは明白なるが、グランビエ卿は之に反し、一歩も國際上の權利を踏越さざらん事を欲し、且つ埃及の國民運動に對し、公平なる調和の精神を有せしなり、然るに英佛兩國間には是等の交渉進行中に於て、キーンワード・マレット及びビレンヤウ・ウィットの兩氏はレムリアン・パレンヤに書狀を具し、その内に於て參議院に對して英佛兩政府が將に取らんとするの態度を示し、參議院が豫算案に投票せん

とするが如きは、財政監督を設置したる各法律に於けることを説明に及び、且つ參議院が建議したる性質の革新を施すは、英佛兩政府の同意を依たずしては之をなすこと能はざる理由をも示せしが、同時に又妥協の門戸を杜絶せざらんが爲めに、若し埃及政府にして此問題に關し更に交渉を開かんと欲せば、英佛兩政府も其建議案を各、其本國政府に送致すべきも、斯くの如き交渉に先ち、政府も議院も其建議せらるべき法律の殘餘に關しては豫り一致せりとの狀件を附すべしと告げたりしが、レムリアン・パレンヤは此通知に接するや否や、二月一日に於て參議院に文書を發して時局を説明し、英佛兩國と交渉すべき大體の要點を擧げん事を議員等に依頼せしに、測らずも此通知は物情を昂騰せしめ、議院よりの委員等は翌日直ちにケメーンに拜謁を請ひ、大臣等の更迭を請願するに至れり、而してケメーンは此委員等に對し、議院法中如何なる權利に依りて此請願をなすに至りしやを尋ねしが、彼等は之に答辨も與へずして、一意に内閣の更迭を請願し、且つ議院の提出に關する草案一通を出し、豫算案を投票すべき權利は毫も外國と交渉すべきの問題にあらざる由を述べ、ケメーンの調印を請ひしも、陛下は熟考

すべしと答へて彼等を去らしめたり、然れども今や内閣の更迭は到底避くる能はざる状態に陥り、ケゾーゾがサー・エドワード・マレットに告白せしが如く、之に抵抗するの力を有せざるを以て、遂に議院の要求に従はざるべからざるに至り、同日中に議院中の委員等を宮廷に召し、彼等は如何なる人々が大臣に任命せらるることを希望せるやを質せしに、委員等も最初は道がにその人々を指名し兼ねて、唯此一事は陛下の大權に屬するものなりとの謙遜なる答辨をなしたりしが、翌日に至りては議院より他の委員等は更に來廷して、當時陸軍大臣の職に居れるマード・ペン・サミーを内閣議長に任命せられんことを請願せしに依り、サミーは直ちに内閣議長に任せられ、同時にマッピ・ペーも亦陸軍大臣に任命せられしが、其他の大臣は當時外務の任に當れるマヌ・マッパ・ペン・サミーを除くの外は、國民派即ち武斷派の人々中より任命せられたるが、此兩派は今日に於ては殆ど同意議のものとなれり。

内閣の更迭が埃及に於てケゾーゾ派に屬する人々の觀察に及ぼしたる結果は實に歴然たるものなり、この當時に至るまでレリッ・マッパ・ペン・サミーは國民運動を指導する

の希望を懐き、土耳其の軍事的干渉には、其方法の如何を問はずして、之に反對し來りたれども、今や全く前説を一變したり、今日の境遇より生ずべき唯一の結果は先づ直ちに土耳其より特使の派遣となり、尋いで間もなく土耳其軍の來るに至らんことをサー・エドワード・マレットに告げたりしが、……彼の説としては能く巧に事を處し、又議院の欲するが如く内閣員を擧ぐるをなせば、暫時の間は騒亂を生ずる事なく、一時を遷延し得べきも、當時の如く軍隊が再度政治を自由にする以上、更に他の強大なる軍方に依り埃及軍隊の力を殺ぐにあらざれば、將來の希望も全く絶つに至るなりと語りしが、ケゾーゾも亦レリッ・マッパ・ペン・サミーと其見を問うしたり、斯くの如く事件の續發展開するや、ガン・マッパ・氏が英佛聯合の埃及占領を運り來る事も層一層明白なるに至りしを以て、一月二十五日に於てグラッセル卿は駐佛大使に發信して、佛國大使は昨日余に告ぐるに、ガン・マッパ・氏は早晚埃及國內に禍機の發生すべきを看取し、其際に於て英佛兩政府の取るべき方針に關し、兼り兩政府間に打合せをなし置くの必要ありとの書簡を遣れりと語り、但しガン・マッパ・氏は其書信中に於ては如何なる處置を取るべきかは明示せざ

るが如くなれども、氏が英國政府の意見を聞かん事を欲するは明白にして、氏は土耳其の干渉を以て最悪の解決方法なりと信じ、恰も新聞紙上に顯はれたりし如く氏は、歐羅巴の協力を齎らすべき計畫に注意を向けたるが如し、且つ又ガンベツ氏は英國が印度を所領せる關係より、埃及に於ける英國の地位を他に比例なきものとなし、又佛國が亞弗利加に大勢力を有すること及び其他の事情より、同國の地位を以て最大重要なるものと認めたり、加之英佛兩政府が埃及國內に於て是等適當なる地位を有せる以外に、埃及は歐洲列強全體の承認を得て種々の規約を結びたりしを以て、是等の規約が變分しても觸れられん事は、埃及及び英佛兩國に取りて最も不利を來すべしとは、ガンベツ氏の慮る所なりと通報したりしが、グランビル卿が此通知を受けし時に於ては、英佛兩政府間に存在する根本的相違の見解は、最早其儘に捨置く能はざるに墮りしを以て、一月三十日に於て駐佛大使リーオンズ卿に公文を發し、グランビル卿は英國政府の方針を開陳し、英國政府は、カールンとケネーグとの主従の關係を長く現在の如くに維持して、國際規約の實行を安全ならしめ、且つ此制限内に於て諸制度の發達を保護せ

ん事を希望し、佛國政府も亦之と等しき見解を有する事を信する者なり、然れども唯議論の齟齬る所は、高一埃及國內に於て此政略と兩立せざるが如き事變の生ぜし時は、如何なる方法を以て之に應ずべきやの一點にあり、……而して又不幸にして斯くの如き不時の事變の發生せし時に際し、如何なる方法を取るも、その方法中に幾多反對すべき理由の附随すべきは、英國政府の頗る遺憾とする所なれども、亦實に已むを得ざるを以て、更に又是等の方法中最も不便宜の少きものは孰れなりやとの疑問あり、……而して英國にして自ら埃及占領を企てんか、これ到底能はざる所にして、埃及及び土耳其兩國内に反對を生じ、併せて歐洲列強の疑懼嫉妬を招き、列強をして英國に對する反對運動を起はしめ、或は遂に重大なる葛藤を生ずべきのみならず、又其結果として甚だ痛心すべき事情の下に、東洋人種の棲息する一國を支配する責任を擔はざるべからざるに墮らんとするなり、加之英國政府の信する所に於ては、斯くの如き英國の埃及占領が佛國人に不快を興ふべきは、恰も佛國の埃及占領が英國人に不快を興ふると等しかるべし、故に英國政府は英佛兩國が聯合して埃及を占領するの可否如何を問

密に考案せしが、此一事は幾分か上記の弊害を減じ得べしとするも、更に他の幾多重大なる弊害を招致するに至るべきに依り、此方策も亦採用する能はざるなり。土耳其國をして埃及を占領せしむる事は、英國政府の大害と見做す所なれども、其弊害は上に述べたる他の方法の如く重大ならざるなり。……且つ最も重要なる點は土耳其と埃及との結合は、實際に於ても、外面に於ても必ず存在せざるべからざる事なり。ガンベツ氏は他の歐洲列強をして埃及事件に容赦せしむるを好まず、英國政府も亦實際の事情及び國際上の規約に依り、英佛兩國が埃及に於て特別の位地を有する者なるを信じ、且つ多數の外國をして行政権能に參與せしむるは不便宜を招くべきを信じたり。然れども、マルマンの勅令をも亦埃及の國際的規約をも阻礙せんとするが如き事物の状態を慮理せんが爲めには、兎に角佛國政府の意見を聞き、他の列強の意見を徵するの可否如何を協議せんと欲するなりとの訓示を與へたりしが、此公文の發せられたる翌日に於て、ガンベツ氏は其職を辭し、ド・ラレーネ氏に代はるに至りしを以て、同氏指導の下に埃及に關する佛國の方針も全然變更を見るに至れり。

ガンベツ氏の在職は短か、りしに拘らず、埃及史の前路に斷乎として、而も永久的の影響を及ぼせり。故にグランビル卿、ド・ラレーネ氏及び其他の人々は、類勢を挽回せんとして全力を盡せしにせよ、彼等の力にては到底ガンベツ氏が在職以前に於けるが如き状態を恢復する能はざりしなり。氏が始め任に當りし時に於ては、埃及人等は英佛兩國殊に英國の企圖に對しては深く信頼の念を有し、而して武斷派及び國民派の一致は尙未だ十分ならず、従つて國民運動の如きも其置督の中に在りしが、氏がその職を去りし時に至りては、英佛兩國共に埃及人等の不信を招き、武斷派の勢力は遂に國民派の上に出で、結局有形力即ち武力を用ふるにあらざるは、國民運動を制御すべきの希望も殆ど絶えたり。或は國民運動を制御するは不可能なりと云ふ者あらんが、これ唯推測にして、苟くも非常手段に訴ふるの以前に於て之を制御せんか、爲めに有らん限りの力を盡したる後にあらざるは、必ず然りと云ふ能はざるなり。幾多の有識者はガンベツ氏を以て其政略を誤りたる者となせと、凡そ如何なる問題にも常に少くとも兩面の觀察あるを以て、今やガンベツ氏の觀察點より此事件を考察すべし。これ氏の觀察にして

又政友たるロ・セ・フレ・ナ・ン・氏が、一八八二年十二月、セ・ナ・イン・テ・イン・ス・セン・テ・
 ラーに掲げたる論文に述べたる所なり。
 レー・ナ・ン・氏が論ずる所の一部分を簡単に叙述せんに、氏は佛國と交渉するに當
 り、英國外務省は眞實の精神を缺きたりとなし、又英國の輿論も保守派の威化を
 受けて、成るべく處置を緩漫ならしめ、以て佛國の手を離れて獨りナイル谷間の
 利益を謀断するの機會を窺ひたる者となせり、然れども此點に關して余の符へ
 んと欲する所は、余は埃及事件に關し英國外務省に保管せらるゝ公文書は悉く
 之を閱覽し、又同事件の表面に立ちて活動せし人々とは、或は交際し依り、或は書
 信の往復等に依りて、悉く其意見を徹すべき多くの機會を有したりと云ふ事な
 り、而して其當時の出來事は今や過去の歴史に過ぎずして、之に關係したる重要
 なる人々も多くは死亡せり、若し果してレー・ナ・ン・氏の諷刺するが如く、英國政府
 が實際に佛國を欺罔するの計畫を有せしならんには、余は敢て區々たる僞愛國
 的の情に驅られ、筆を曲げて事實の眞相を誤り傳ふべきにはあらざるなり、然れ
 ども余は眞面目なる見地よりレー・ナ・ン・氏の諷刺を以て毫も根據を有せざる事

有なりと公言するを憚らず、且つ英國政府は非常時に於て其方針を誤りしや否
 やは敢て問はずとしても、グランビル卿が埃及に對する英國或は英佛聯合の干
 渉を排斥せし時に當り、卿の言行は悉く一致せり、殊に彼は其背後に偏重なる輿
 論の制裁を控へしは毫も疑を容るべからず、然れども余は直接に本題に關係せ
 ざる觀察をなすを止め、直ちにレー・ナ・ン・氏の所論中、重要な部分を引照すべし。
 氏は以爲く英國政府は非常なる誤謬をなし、外務省は參議院の召集せられし時
 に、埃及國內の狀態が如何に危險なるや否やを看破する能はずして、グラッドスト
 ーン氏もグランビル卿も埃及の參議院が假裝的の議會にして、アラビイ・ペーは
 狂信的なる土廷の使賊に甘んずる野心ある陰謀家なる事、及び所謂國民派が事
 の眞相に達せざる新聞雜誌記者の滑稽なる稱呼に過ぎざる事を知るの明なく、
 之に反しガン・メ・ム氏は有りの儘に事物を觀察したるものなりと、レー・ナ・ン・氏は
 又曰く、埃及の軍隊がカイロに於て最初の暴動を企てし時、英國政府は之が鎮
 壓に躊躇せしは佛國及び同盟に對しては不眞實以上の罪に當り、特に埃及事件
 にありては、極端なる害毒を生せしめ、アラビイ黨に謀反の精神を増長せしめ、一

杯の水を以て能く消すべかりし火勢を蔓延せしめて幾多の生命財産を烏有に歸せしめたりと、今他の言葉を用ひて平易に彼の議論を示さんか、ガンベツ氏は巴に一八八一年十二月の頃より埃及に對する一種の軍事干渉は早晚免るべからざるを察し、或は此最後にして而も避くべからざる解決を急進ならしむべき手段を取るを躊躇せざりしなりと論せしなり。

ガンベツ氏の政略が其當を得たりしや或は然らざりしやを證明するは、等しく共に不可能なれども、唯アラビ一派運動が幾分か眞實なる國家的運動なりし事は毫も疑ふべきの餘地なきが如く、又若しアラビ一派をして自由に軍事を左右せしめなば埃及は支離滅裂の狀態に陥り、その結果として或る種類の外國軍事的干渉を加へざるべからざるに至りし事も亦疑ふ能はざるなり、然れども一八八一年十二月中に於ける唯一の實際的問題は、此國民運動を制御指導するの能不能に存せしが、實際不可能なりしと思惟する能はずして、ヤースターランド・コルピンの如き少數の技倆ある歐洲人等が、一方に於ては政略及び判斷を運らして埃及社會の文治派を擁護し、他方に於ては正當なる國民的向上心に相應の

同情を表したらんには、或は時の到るに従ひ此運動に對して十分無形の制御を加ふるを得、軍事干渉の必要を見ずして止みたりしやも計られざるなり、而して之は兎に角、最後の方法としての外は軍事干渉を用ふべからずと假定せば、その實際は之を試むべき價值あり、然れども此問題に關する往復文書を閱讀せば、ガンベツ氏は此干渉が土耳其より来るにあらざりして、英佛聯合より来るとしても以上の見地より其軍事干渉に着眼せるにあらざりして、而も之と反對に事柄をして干渉の已むなきに至らしめん事を欲せしなり、故に氏の觀察點よりしては、此實際は之を試むるの價值なきが如くなれども、氏の結論は、兼り其前提の承認せられたる後にあらずんば、人々の同意を得る能はざる者なり、然るに氏の前提の誤れるは種々の方面より立派に證明せらるべきを以て、主要の點殊に英國の見地より論ずれば、如何にしても軍事占領は是非避けざるべからざりしなり、而してロンドン・レー氏も亦此場合を論じしが、氏の見解は實に正鵠を得たりと云ふを得べく、その所論を概括すれば曰く、その當時に於けるが如く、注意謹慎及び現に事局を観察せる人の知識に傾懸せざるべからざるが如き場合は、殆ど他に想

備する能はずと云ふて可なるを以て、之を他の言語に轉すれば此場合の處置の如く、蹙急輕卒なる仕打は他に想像する能はずと云ふに當るなり、ガンベツ氏は武斷派の運動を以て時局を混亂せしむべきものと認め、斷然其運動を阻止せざるべからずと決心したりしを以て、イヌメール・パレンの當時に於て始めて其勢力を建設するに至りたる軍隊は、次第々々に悪しく傾くに至るべしと假定するは正當ならんも、氏の性急なる政略は事局の状態を顧みずして、自己の思ふ通りにのみ事を行ひしにより、其結果は自然に此くの如くなるに至りしなりと、英國が此當時埃及に關する政略に於て非常なる失策をしたりとの點は、或はレ・ナッレ氏の所論の如くならんも、此議論はグランビル卿の如く、英國或は英佛の聯合干渉に極力反對の意見を有せし英國人にして、始めて然か言ふべき權利を有すれども、佛國人殊にガンベツ黨の人は、毫も英國の政略を非難攻撃するの權利を有せざるなり、勿論英國が踏阻巡邏散て斷乎たる行動を取らざりしは、恰もレ・ナッレ氏の攻撃せしが如くなれども、これ偏に英國が飽くまでも佛國と協同して事に當らんとの希望を抱持したるが爲りにして、且つグランビル卿は正

直に埃及に軍事干渉を加へざらん事を欲し、若し干渉するの已むを得ざるに至らば、佛國或は英國にあらざして埃及に對して正當に主張を保有する土耳其國の軍事干渉を望みしなり、故にグランビル卿にして當初より自由に自己の判断力が指定する如く行動するを得しならんには、一外國が決して埃及に軍事干渉を加ふるに至らず、殊に英國の埃及占領の如きは、眞に一も生ずるなくして已みたらんも、卿はガンベツ氏の左右する所となり、且つ氏の強固なる意思と蹙急なる政略とは、グランビル卿を牽制して其欲せざる途に出でしめ、終に復た蹙く能はざるに至らしめしなり、故に此等の點より論ずれば、英國人はグランビル卿が餘りに多く佛國に讓歩せしことを非難し得べきも、佛國人の非難は唯だガンベツ氏の行動は埃及に對する外國の干渉を防止すべき最良の方法なりと假定するか、或は英佛聯合の埃及占領は已に埃及國內に發生したる弊害を救済するにあらずして、將來同國內に發生せんとする弊害を豫防するものなりとの事を確説して後初めて非難を加へ得べけれども、實際の事實に徴して前者の場合を證明する能はず、又後者の場合に關しては人々の説く所一定せずして、結局ガンベツ

、レーナッソンの兩氏は一の意見を抱持し、グランビル卿は他の意見即ち余の見
 る所に於ては一層賢明なる意見を有せしと云ふに過ぎざるなり。
 以上の點に關し、英國の議會に於て議論相分れ、一方は種々なる巧妙なる辯解を
 なし、英國が埃及を占領するに至りしは一八八一年又は其翌年に起りたる事件
 に關し行動を取りたる結果にあらずして、其原因は一八七九年中歐洲人の財政
 監督等が其任命を受けたる當時の事情に存せりと陳述せしが、此問題に關する
 事實は却つて一の論言を以て之を説明し得べし、譬へば茲に二人ありて必死の
 症にはあらずるも難澁なる病氣を患へ醫師を迎へたりしに、醫師は温和なる藥
 物を與へ且つ警告して、當時は尙可なれども非常なる注意をなすにあらざれば
 病症は倍増劇するに至るべしと云ひたりしも、この病者は醫師の注意に従はず
 りしを以て、病症は終に甚しく増進するに至りしに依り、更に他の醫師を呼び診
 察を乞ひしに、此醫師は前醫師の如く温和なる療治をなさずして劇藥を用ひ即
 効を奏せん事を欲せしに、事豫期に反して却つて病症を危篤ならしめ、病者は終
 に死亡するに至りたり、而して此場合に於ては死者の友人等は尋常公平なる思

想を有する人々なりとするも、前醫師の療法如何には深き注意を拂はずして、唯
 後者の療法如何を論じ、彼が劇藥を用ひて即効を期せんと欲せしは誤りにて、
 聯合病者は之が爲めに死せしにあらざるとするも、少くとも病者の死を早めたり
 と思はんも、強ち不道理にはあらざるべし、而して埃及事件を此場合に對照すれ
 ば、サリヌベリ卿は前の醫師に相當し、ガンベッ氏の性急なる助言に左右せら
 れたるグランビル卿は後の醫師に相當すべし、然るに佛國に於ても亦之と等し
 くガンベッ氏の演じたる失策は人々の忘るゝ所となり、英國の埃及占領はレー
 ナッソン氏及び其他ガンベッ派の人に依りては、フレインネ内閣の態度が以て佛國
 の重きを托するに足らざりし事實に歸因せりと非難せらるゝに至りたれども、
 此非難の當不當は固より佛國人自身の決定すべき問題にして、英國人に取つて
 は、單にフレインネ氏が英佛聯合の埃及占領には反對の意見を有したりと云へ
 る事實を以て、ガンベッ氏が北政略に依りて埃及の狀態を擾亂し、軍事干渉を加
 ふるに至らしめし責任を免れしむる能はざるなり、固ふに黨派熱の影響は、北英
 國に於けると佛國に於けるとを問はず、公平なる判断を構成せんが爲めには如

る不適當なるものにして、殊に亦一人の大臣は議會の舌戰場中に居りては、自己の方針を辯護せんが爲めに論旨の善惡を問はず、如何なる議論にてもなざるべからざるの要あるなり、而して若し其論旨が善なりとするも亦以て反對者を説服するに足らざるべく、亦惡なりとするも自黨内の人々の胸中には幾分の好印象を興へ得るが如きなり、故に斯くの如き黨派的の感情に驅られざる人々は幾分か公平なる心を以て理由善惡を判断し得べきに依り、今茲に叙述せられたる本章の結論の如きは、以て其黨派以外に超然たる人々の參考に供せられん事を望むものなり。

第十五章 アラビイ内閣

(二八八二年二月より五月に至る)

英國は埃及の憲法の改正を建議す——ワイルフレッド・フランクランド卿——ド・ゾーニョーア氏の辭任——軍隊に關する——地方の秩序——素亂を極む——土廷は聯合議院に對して抗議を申込む——英佛兩國は陸軍國の意見を聽せんとす——ド・フレレーネ氏はケアイアの地位を提議す——アラビイ内閣は財政官を埃及に選定せん事を提議す——アラビイ卿の辭任の難議——埃及の大臣等は一度辭職して後再び復任す——ド・フレレーネ氏は土耳其の干渉に同意す——アラビイ卿は埃及を去らん事を要求せられたれども之を拒絶せり——大臣等再度の辭任——ケアイアはアラビイ卿を復任せしむ——ケアイアは任命使を選定せん事を土耳其に請願せり。

此後四ヶ月間に互れる公務の處理は用大なる巻帙に記録せられたれども、此内必要な部分は實際僅少にして極簡單に之を記述するを得べし、參議院は漸内閣の組織に依り、直ちに其勢力を増加するに至りたれども、サー・オークランド・コルビンが二月十三日に記述せし如く、今や議院は全然專横なる軍隊の使喚を甘

んずるに至りたり。然るに此當時に於て英國政府は埃及の議院法を修正して其性質を自由なるものとなし、之と同時に過大の權利を附せざるべき稍、善意の提議をなしたれども時機は已に後れたり。若し英國政府にして數ヶ月以前に此種の提議をなしたらんには、相應の効益あるべかりしに、今日の場合に至りては單に布令中の一二を修正したりとて、到底埃及の革命を阻止し得べくもあらざるなり。故に佛國のド・ラレーシネ氏は、英國政府の提議を嘲り、一家屋が已に火煙に掩はるゝの時に當り、室内に敷くべき絨氈の種類模樣を論ずるは全く兒童に等しと云ひたりしが、カー・オー・クラン・ド・コルベルの諷刺も亦之に等しく、家屋の將に傾覆せんとするに際して、更に二桁を増築すべきや否やを論ずるは愚の至りなり。埃及の内治權にして再び確立せられ、軍事的專政の跡を絶つに至るまでは、議院法の組織如何を論ずるは早計にして、亦無用にあらざるやと云へり。此當時に至るまで國民派中の文治派は猶幾分か獨立せるが如き外見を街ひ居たれども、不平軍隊をして倍、其勢力を増大ならしめんとするの傾向は、到底之に抵抗し得べくもあらずして、アラビイはサルマンよりの獎勵後援を受けしのみならず、國

民運動の主義を贊助する英國人同情者等の助言を受け、文武兩派を統一して倍權勢を固うするの氣勢を示すに至りたり。

アラビイ派に同情を洩したる英國人の中に於て最も著名なるをウ・ル・フ・リッド・アラント氏となす。氏は長く回教徒の間に雜居し、回教徒及び宗教に對しては、深厚なる興味を有し、回教の主義に依りて回教徒等の運命を革新するは必ず能ふべき事なりとの信念を有せるが如く、殊に彼は埃及問題の講解せる一八八一年及び八二年間の冬期に於て、偶然埃及に滞在せしを以て、直ちに身をアラビイ派に投じ、小説的性質の熱情を以て事に當り、アラビイ派より師傳の禮を以て尊重せらるゝに至りたり。而して氏自身に於ては或る點に於ては實際國民的なりと信じたる運動に關係するものなりと信じたれども、惜むらくは氏は武斷派が勢力を得るに至らば、真正の國民運動には大害を及ぼすべきを悟る能はず。且つ時としては氏の盡力に依頼して英國總領事及び國民派間の仲介者たるの任を委託したりしが、此選擇は甚だ失當にして、アラント氏自身其歴史中に自己の處置を辨明したる如く、氏は多少亞刺比亞語に通せし外は、斯くの如く困難にし

て亦紛糾せる問題を處理し得べきの人に、おらずして、彼は常に國民派の人々に助言し、何處までも軍隊に固着すべく、然らざれば埃及は歐洲に併合せらるゝに至らんと勸めたりしも、氏は助言は實際に埃及人を思ふの真情より出でたるに相違なけれども、氏は熱心なる空想家に過ぎずして、政治家の經驗を有せざるが故に、シリア、パレスチナ及び北の他當局の人が事物を洞察せしが如き聰明力を缺き、國民派及び武斷派の合同が如何なる災禍を埃及の上に及ぼすべきやを察知する能はずして、彼の助言は往々英佛兩國の政策を妨害し、且つ埃及に對しても効益を興へざりしなり。勿論氏は埃及が外國に占領せらるゝを防止せんとして極力を盡力したれども、若し將來公平なる歴史家をして氏の行動を論評せしめなば、氏は大串の場合に於て其行動を誤り、其結果は其々の内彼等一派の人々が平生最も厭惡して忌避せんと欲したる結果を生じ、遂に埃及は一外國の占領に従はざるべからざるに至りたりと傳ふべきなり。

國民派の人々は、一方に於て不平なる軍隊の爲めに威嚇せられ、他方に於てラント氏一派を過重視し、其言論は本國の輿論を動かすに足るべしと信じ、其所論

に服従して武斷派に盲従し、以て國家を救済せんと欲し、何時とはなしに自黨を解散し、常に不平にして暴舉を企てんと欲する武斷派中に投ずるに至りたれども、これ彼等が無智にして又政治上の經驗を有せず、未だ眞の憲法政治を代表し得べき力を有せざりし人々なるを思へば、敢て深く怪むに足らず、而して武斷派跋扈の結果として、財政監督官等も殆ど其權利を失ひしが故に、サー・エドワード・マレットは二月二十日に於てシランヒル卿に發信して、財政監督は已に有名無實となれるを以て、今日の問題は其空名を維持すべきや否やを決するにありと報告せしが、形勢斯くの如くなりしを以て、ドンナ・ローア氏は其職を辭するに至りたり。然るに武斷派に推戴せられて新内閣議長に擧げられたるサー・ヘンリー・ペレン・サーも、革命黨の首魁者等には普通なる運命に遭遇せり。蓋し彼は並く歐洲人を埃及の官職より解雇すべしとの約束を果さざりしが爲め甚しく攻撃せられしが、サー・オークランド・コルヒンが二月二十七日に於て平記したる所に従へば、アラビーが彼を目して優柔不斷恰も鳳々として丸木橋を渡らんとする人の態度の如しとの言を以て直接彼に警告せり。故に當時は只管軍隊の機嫌を損せざら

ん事を努め、新に大隊の数を増加し、又歳入が其費目に應じ得べきや否やを顧みず、將校下士卒の俸給を増額し、殊に幾百の將校等を昇進せしめたり、然るに將校を昇進せしめんには、大佐以下の官にある者は豫め其成績を検閲すべき規定なるを以て、ケネーブは此點を指摘してアラビーに諮詢せしが、彼は直ちに之に對して昇進せしめられたる將校等は、皆悉く技術拔群にして検閲するの要を見ざる人のみなりと云へり、殊に注意すべきは此等の將校は検閲を拒絶し、且つ全軍隊の後援を受くるに至りしを以て、ケネーブも已むを得ずして一歩を譲り、終に検閲を行はずして已むに至りしなり、故にサー・チャールズ・クソンの記述せしが如く、埃及人等が安りに口に唱へたる合法も憲政的自由も徒に齟齬となり、抵抗する能はざる軍隊の意思は全く正當なる權威たるの觀を呈するに至りしなり、然れ共地方に於ける秩序の紊亂は、實に名狀すべからずして殆ど無政府の狀態に陥り、地方官憲は全然統御力を失ひ、屯營の兵士等は亂暴猖獗人民を苦しめて掠奪を縱にするも官憲は之を制する能はず、不良の惡徒黨を組み、團結し、官憲を蔑視して命を奉せざるに至りしを以て、銀行の如きは川心をなして少額の金

錢の外は貸出を禁じ、唯高利貸の徒のみ暴利を貪れり、而して地價の如きは數ヶ月以前に比して殆ど半減に及びたり、此等の現象たる、革命の生ずべき以前に於て發生すべき徵候を盡く露出したるものなるを以て、尋常なる人々は驚愕措く所を知らず、且つサー・チャールズ・クソンの言に徴するも、參議院の議員等及び其他の人々にして地方に根據を有する者は、此等地方紊亂の狀態を見て不安の念に堪えず、武斷派との聯合より手を引去り、如何にかして此支配より遁れんとするの策を講ずるに至りたりと、
 今や策を轉じて外交上の事項に移るべし、これ土廷は英佛兩國の聯合通牒に對して抗議をなし、且つ露埃獨伊諸國の回答も對著するに至りたればなり、而して列強回答の主意は歐洲列強との協約及びバルタンの勅令に依りて決定せられし埃及に於ける今日までの狀態は容易に變更せらるべき性質のものにあらず、若し之を變更せんと欲せば列強と保護國なる土廷との協定を経たるの後に於てせざるべからずとの言を通知し來りしが、此回答はバルタンの希冀を満足せしめざりしのみならず、君主權威は最上權と云へる語を用ひずして、單に保護權

或は宗主權なる語を用ひし事は甚だサルマンをして憤慨せしめたり。且つ此回答の旨意に於てはサルマンが埃及に對して一層絶對的の權利を有せんとすの計畫は尠も進捗せられざりしなり。然れども土廷の抗議は英佛兩政府を刺激して、他の列強と交渉の機運を早め、英國政府は率先して事に當り、佛國政府を怱怱したりしが、ド・フレイシーネ氏は大體に於て英國政府の提言に賛同を表し、唯佛國政府は以前に於けるが如く軍事干渉の點に固着せずして如何なる種類の干渉にても之に加ふるの已むなきに至らば、更に此問題を吟味審査すべしと云へる。兼備條項を加へたり。故に二月十一日英佛兩政府は連名して伊露、獨逸の四ヶ國に題章を發し、埃及事件に關し、歐洲列強が意見を交換するの可否如何を照會し、其題章に於て、英佛兩政府は今や干渉の便宜を論ずるの場合に至りたりと信ずるにはあらずるも、若し其場合に至らば歐洲列強は協力して事に當り、且つサルマンをして之と行動を共にせしむるを通常の處置なりと信ずるなりと通告するに至りしが、歐洲列強は此通告に接するや、英佛兩國のみが率先して事に當り、埃及に關する利益を購断せんとするにあらずして、歐洲全體が埃及問題を處理す

べしと云へる此題章の意義には深く賛成の意を發せしが、如何なる點に關し意見の交換をなすべきやは未だ決定せられず、英佛兩政府が先づ一致して建議案を作り、而して後列強の意見を徴するの手續を終るまでは歐洲全體の同意を見るに至る能はざるは勿論の事なりとす。然れども事態倍、切迫し來り、副座談議すべきにあらずるは、英佛兩政府が目を追うて益、歸めたる所なり。ド・フレイシーネ氏は埃及問題を以て之を爲替手形に喩へ、何時現金受領者の來るべきやも計られざるを以て、兼め支拂の準備をなすの要あり。故に刻下の問題は現在のケネディンをして、ハラ・マンを以て之に代ふるにありと信じたれども、然かすれば又サルマンをして十分その權威を實行せしむべきに至るべけれども、ド・フレイシーネ氏は如何なる種類の軍事干渉にも反對し、埃及に一兵を送らんよりは寧ろサルマンをして二十人のケネディンを廢位せしむべしとの意見を有せしなり。然るにケネディン脚の意見は之に反し、殊にケネディンに對して英佛兩政府の名義を以て英佛後援の宣言を與へたるは漸く近時のことに屬するに、今や俄に彼を放棄するのみならず、十分の理由も存せざるに彼の位を廢せんが爲めに協同盡力する

が如きは甚しき不信の罪たるを免れずと指摘したりしが、チャーエドワード・マレー、トも亦熱心にケアマイブを擁護し、人々はケアマイブを目して氣力才能を缺けるもの、如く非難するも、何人と雖彼が現在の境遇の如く艱苦圍繞の中間に在りて能く身を免れ得るの人はあるべからずと主張して自己の確信を表したり、而してケアマイブを廢せんとするが如き極端なる手段は到底行はるべくもあらざるを以て、ジョン・ヒル卿は會つて英國政府の希望に繋れる特命審査委員派遣の件を再考し、或は之に類似せる一種の考案を成立せしめんと欲し、佛國政府に提言して英佛兩政府は各財政改革問題に經驗を有せる一人物を埃及に差遣し、カイロに在る英佛兩國總領事等の顧問に備へ、紛糾せる問題の生ずるあらば彼等をして自由に公平獨立の意見を述べしむるの可否如何を問ひたりしも、卿は唯此提言を以て佛國政府の參考に供したるのみにて、若しド・ラレーン・ネ氏にして之に反對の意見を有するあらば、敢て之を強ひんとするにあらざりしなり、然れども斯くの如き特命審査委員の派遣せらるゝに至らんか、財政監督官等は其動方範圍を呑食せらるゝが如き成を有するに至るべきのみならず、兩者間の職務

及び關係も往々兩立せざるが如き状態を生ずるに至るべきを以て、ド・ラレーン・ネ氏はジョン・ヒル卿の提言に賛成せざりしかば、卿は遂に其議を擯するに至りたれども、苟くも責任ある一政治家の考案として不平軍隊を制御せんが爲めに、經濟問題に老熟せる二人の紳士を差遣せんとするが如き珍奇なる思想は、古來會つて有るべしとも思はれざるなり。

然るに歐洲に於ては、斯く乾燥無味なる外交上の交渉を重ねるに當り、カイロに於ては更に他の事件の發するありて、今や到底避くべからざるの危機を促さんとせり、これ已に記述せし如く、埃及將校等の多數は其官等を昇進せしめられしが、此一事は土耳其及びカイロ出身の將校をして甚しき不滿を抱かしめたり、而して此昇進は伴年昇進にあらざりして、名を抜擢に藉り、土耳其及びカイロ出身の士官等を除き、埃及出身の士官等を昇進せしめたりしを以て、アラビヤ派は前記土耳其及びカイロ出身將校等の憤懣を恐れしが、従つて武斷派及び國民派の首領等が暗殺せられんとするの風説あり、世語紛々たりしを以て、四月十二日に於て十九人の將校兵士等はアラビヤ派を暗殺せんが爲めに徒黨を

結びたりとの嫌疑を以て捕縛せらるゝに至りしが、前陸軍大臣オスマン・パシヤ、リフキヤの如きも其内に在り、不法なる軍法會議判決の結果として、オスマン・パシヤ、リフキヤ以下十九名はスーダンの遠隔なる地に終身流罪の宣告を受くるに至りたり、而してアラビイは此事件に關し一片の告文を發し、暗殺徒黨の件を報告し、土耳其及びキヤカス出身の軍人一派がアラビイ初め其他要路の顯官を毒殺せんと企てたる例證を挙げたりしも、此等は單に一の揣摩臆測に過ぎずして、事實の片影だもあらざる者にして、且つ軍法會議の判決書の如きは順序亂雜にして、裁判の判決文と云はんよりは、寧ろ政見發表書の種類に屬し、又アラビイ・ペーは普通の極無學なる人々の如く妄に狐疑を懷き、彼を暗殺せんが爲めに徒黨を結びたりなどと云へる事は事實にあらず、唯彼が妄に想像を逞うしたる結果に外ならずなり。

當時ケアニアは實に大困難の位地に坐せり、軍法會議の判決は明かに不正なるも、大臣等は飽くまでも其観可せられんことを要求せしを以て、彼が果して其壓迫に抵抗し得べきやは疑はしかりしが、土廷は終に此件に干渉せり、これオスマ

ン・パシヤ、リフキヤはツリツク即ち將官の位を有し、而して此位は唯サルマンのみの與ふる所なり、されば之を刺奪することも亦サルマンの命に依らざるべからず、是を以て土帝は其事件の始末を報告すべきを要求し來り、ケアニアも亦之に従ひしが、ケアニアは斯くの如くして彼は身を土廷に委ね、其大臣等には直接に反對の態度を示したれども、十一月六日に於て、サー・エドワード・マレットに其意思を漏らせしが如く、彼は現在に於けるが如く横暴なる軍隊をして暴政を繼にせしめんよりは、寧ろ特權の一部を土耳其に讓與するも、再び埃及國內に正當なる權威を確立せん事を望みしなり、然るに埃及の大臣等は此事を聞知するや非常に激怒して、内閣議長はサー・エドワード・マレットに語りて曰く、縱令土廷にして軍法會議の判決を取消さん事を命ずるあるも、埃及の内閣は決して之に従はず、若し又土廷にして特派使を差遣するも、彼等を埃及に上陸せしめざるのみならず、必要あらば兵力を用ひても、彼等を追還すべしと、埃及の大臣等が斯くの如く土廷に對して強硬の態度を採らんと決心せしは、抑亦理由あり、彼等は幾分か其胸中に於て土耳其の干渉に反抗せば、佛國政府の援助を得べしと信じてたりしなり、爾

してオスマン・パシヤ・リッファキの件に關しては、其身分の上より竟に土耳其の干渉を免れざるべきを以て、ド・フーレーシネ氏は熱心に主張すらく、ケネディは土廷より行動を取るに至るを俟たず、自ら其特権を利用して赦免を與ふべしと、グランビル卿も亦此議に賛成せしかば、英佛兩政府は直ちに在カイロの總領事に訓示を與へ、斯くの如くケネディに勅言を與ふべきを命じ、ケネディも亦此勅言を容れ、五月九日に於て布令を發し、四十八名の將校に對し軍法會議の判決したる宣告を取消し、彼等將校を唯埃及より追放したれども、敢て其配所をスーダンとは定めざりしなり、然るに此勅令は倍、ケネディと大臣との間に隙を生せしめ、サ・エドワード・マレットが五月十八日に記述せしが如く、兩者間の關係は全然破裂して、事體は全く重大危険なるに至りしが、列強の代表者等は當時の形勢如何を内閣議長に質したりしに、彼はケネディ及び大臣等は到底一致する能はざるを以て、參議院はケネディの允可を經ずして召集せられ、且つケネディが埃及の自治權を縮殺し、又往々大臣等に諮らずして獨斷せし事に就き、非難の高しと答へたりしが、實際に於ては此當時武斷派は密にケネディを廢し、その家族を國外

に放逐して後、名を民意歸向に藉り、マ・エドワード・パシヤ・リッファキを埃及總督に擧ぐべき企圖を有せしは疑を容れざるが如くなりしなり、然るに此頃に至りて國民派中の文治派は再び暴動者等を聯合するの非を感じたるが如く、參議院の議長はサ・エドワード・マレットに對して、先に參議院はアッピの壓迫を受け、リッファキの内閣を顛覆せしめられたれども、此當時に於ける議院よりの委員等も、自らアッピに欺かれたるを悟り、今は現内閣の顛覆を希望する由を語りしが、五月三十日、サ・エドワード・マレットは本國政府に發信して、埃及參議院の議長及び代議士等は表面ケネディに忠義を表すも、彼等は殿下に請願して大臣等を許容し、且つ彼等と融和すべきを勸誘するも、殿下の意思は斷乎として、公然彼の意に悖戻し、脅迫し、又其允可を得ずして議院を召集し、法度を破りたる内閣とは決して再び和解せざるなりと報告したりしが、内閣議長は辭職表を提出するに至りたり、是に於て英佛の總領事等はマ・エドワード・パシヤ・リッファキを内閣議長に擧げられん事を建議し、サ・エドワード・マレットは吾人はアッピ・パシヤの外は何人が任命せらるゝも首肯すべしと云ひしが、武斷派の領袖等は亦

之に對し、現内閣にして更迭せんか、彼等は國內秩序の維持に對して責任を負ふべからずと公言せり。然れども英佛兩政府は決して彼等の責任拒絶を承認するものにあらざるを以て、兩國の總領事等は本國政府の許可を得てアラビヤを召集し、萬一埃及國內に於て争亂の生ずるあらば、歐羅巴並に土耳其に英佛兩國は彼を敵とし、且つ彼をして争亂に對する責任を帯びしむべしと告示したり。然るにマスコフ、ペン、サー、イは内閣議長に就任するを欲せず、且つ大臣等は參議院の希望にあらざるよりは決して辭職せざるべきを明言し、且つ參議院議長は國家の兵力がアラビヤ、パレの手中に掌握せらるゝ間は決して内閣を更迭せしむる能はざるべしと公言するに至りしを以て、英佛兩國の總領事はケ、ア、イ、アに勸告して曰く、現在何人も内閣組織の命を肯んせざる以上、宜しく個人的の問題を捨て、現内閣と關係を附けざるべからずと、抑、從來埃及に對して斷乎たる處置を施すべき必要顯然たりしも、其處置は土耳其の干渉なるか、或は英佛聯合の干渉なるべきや、未だ決定せらるゝに至らざりしなり。然れども五月二十一日に於て、ド、ラ、レ、レ、ネ氏は進んで局面を展開して英國政府に五ヶ條の提言をなせ

しが、これ氏は早晩土耳其の軍事干渉の埃及に加へらるべきを豫想し、先んじて時局を處理せんと欲したる者にして、今其五ヶ條を列記すれば左の如し。

- 第一 英佛の聯合艦隊をアレキサンドリアに派遣すべし。
- 第二 英佛兩國政府は聯合して、土耳其に要求するに、當分の間、同國が埃及に如何なる種類の干渉をも加へざるべきことを以てする事。
- 第三 英佛聯合艦隊派遣に關し、獨逸伊露の四國に通知を發し、又同上列強に依頼して、土京にある列強大使に英佛兩政府が發したると同様の訓示を發せん事を請願する事。
- 第四 佛國政府が嘗て時機を慮り埃及の内争を靜止せしめんが爲めに英國を提言したる、現ケ、ア、イ、ア、の地位の件は、佛國政府其議を撤回する事。
- 第五 佛國政府は當時に亘るも猶土耳其の埃及干渉には反對の意見を有するも、若し英佛兩國政府の發議に依りて土耳其兵を埃及に上陸せしめ、英佛兩政府の希望及び條件に従ひ、且つ英佛兩國の指揮せるが如く土耳其兵を動かす場合の起るあらば、佛國政府は之を目して敢て土耳其

の埃及干渉とはなざるべし、而して又英佛の聯合艦隊がアレキサン
ドリア港に到着せる後、兵員を上陸せしむるの必要を認めたる場合に
當りては、英國或は佛國の兵員を用ひずして、前記の條件に従ひ、唯土耳
古兵を用ふべき事。

第六 各國の總領事は現ケニア、ソマリアのみを以て正當の權威を保有せるものと
認め、彼の主宰せる眞實の政府の外は、決して他に交渉或は關係をなさ
ざるべきは勿論なれども、歐洲人等の生命を安全ならしめんが爲めに
は、臨時便宜の處置をなす事を得。

シランビル卿は直ちに此提議に同意せしむ、唯第二の條項には別に條件を附し、
此後土廷に對して更に交渉提議する所あるべしとの意を附加せん事を希ひ、且
つ佛國の提議せしが如く、英佛兩國は大兵を埃及に派せんとするの點より顧み
るも、若しド・フレンネ氏の有する存念に背馳せずんば、列強其内には土耳其を
も包含すの兵員も共に加はらしめて、此軍旅を擧げしめん事を提言せり、換言す
れば英國政府は列強制裁の下に土耳其をして實地の行動に當らしめん事を企

圖せしなり、然るに佛國は土耳其の行動も列強の制裁も共に之を厭忌し、ド・フ
レンネ氏は前に引照せし第二の條項に附加し、土廷に對しては此後更に交渉提議
する所あるべしとの意をキルマンに暗示すべしとの點には同意を表し、其暗示
を駐土大使に傳へしむ、列強制裁の點には同意を表するを好まず、且つ謂へらく、
余は今日列強をして軍艦を埃及に派遣せしめ、英佛聯合艦隊と併立せしむる事
を非とする者なり、英佛兩國が自ら進んで斯くの如き事をなすは、これ歐洲列強
が明かに承諾したる兩國の埃及に於ける優先權を破壞する虞ありて、決して兩
國の利益ならずと主張せしに依り、此意見のシランビル卿に傳へらるゝや、卿は
直ちに佛國大使に通告して曰く、佛國政府が埃及問題に關し列強の協力を欲せ
ざるは、シラドストン氏も小官と等しく遺憾とする所なり、而して英國政府は
佛國の此方針を失計となすも、佛國政府が從來屢、英國政府の意見を容れたるを
顧み、之に關ひんが爲めに此點に關したる佛國の方針に従ひたりと、然るに佛國
政府方針の驕點は、土耳其の協力を誘致せんとするの計畫を公然發表せざりし
にあり、ド・フレンネ氏は其危險を看破せしを以て、五月十四日、直ちに

グランビル卿に發電し、余は當地に於ける一般の感情を熟知するを以て、窃に恐る、若しサルマンの協力を得る事なく、又之を發表する事なく、サルマンも亦事の初めに於て列強の行動を補助せざらんか、参議院と軍隊とは再び聯合するに至らん事を報告せしが、ケアンズもサルマンが無形の援助を切望せしかば、五月二十日、カーニードワード・マレットに對し、英政府に請うて土廷を勸誘し、土廷よりケアンズの正當なる權威と以前の狀態とを恢復せんが爲めに英佛の總領事と交渉協力することを公認せる電報を送らしむべきやう依頼したりしが、ケアンズは斯くの如くして議員等を操縦し、當時彼等及び武斷派がサルマンを以つて列強の行動に反對せるものとなすの信念を除き去らんと欲したるなり、而して列強がその企圖する所を有の儘に土廷に説明せしならんには、この當時に於ては稍、後れたるの感あるも、尙或はサルマンの眞實なる協力を得べかりしに、事終に此に及ばず、且つ彼は英佛兩政府の行動殊にアレキサンドリアに聯合艦隊を派遣せる事に對し深く憤る所ありて、英佛駐在の大使等に訓令を與へ、已に抗議を申込まんと最中なりしが上に、艦隊の派遣は他の歐洲諸國にも不満を與へ、

國をして英佛兩國が豫め此件に關し諸國に交渉せざりしを非難せしめ、遂に其結果として歐洲列強は合同してサルマンに交渉し、彼をして暫時埃及の干渉より手を引かしめんとする英佛兩國の提議に賛成せざるに至らしめたり。佛國政府は土耳其の埃及干渉をば痛く嫌惡せしを以て、甚しく英國政府の方針を阻礙し、サルマンの協同に依りて收り得べき十分の便宜を得る體はざらしめ、且つド・フレレーネ氏はリーオンヌ卿に對して、若し埃及の形勢切迫し來りて已むを得ず武力を加ふる場合に際し、公然土耳其軍を招致すべき計畫をコンスタンチノールに於て公然發表せらるゝに至らば、佛國の輿論は爆發するに至るべきを恐るゝなりと傳へたるが、斯くの如き狀態の下に於て唯取るべきの一策は、獨埃伊露の諸國に駐在する英佛兩國大使等に漠然たる説明的の電報を發するにあり、グランビル卿は駐外英國大使等に告ぐるに、軍隊を埃及に上陸せしめ、或は